

在坐さるか故に。起れる事なる事。云も更なるか。素戔嗚尊には。然る清御心なるから。日神にも共に誓し玉はらむ事を。請奉らせ玉ふには在れども。日神は本より然る御疑も。何も御在坐さりしかども。其天上に參上らせ玉ふ。御態の餘りに。熾凌しかりつれば。異御心や御在坐らむと。思成らせ玉ふのみこそ有けれ。然りとて。此も亦誓ひ負させ玉ふへき謂なき御事なり。と云り。記云因レ此言者。自我勝云而。云々。○正哉吾勝々速日天忍穗耳尊。此御名諸本。正哉吾勝四字なし。今永享本また元々集に引るに依て補へつ。丹鶴本には吾勝二字あり。さて記にては。正勝とあれは必マサカと訓へし。此紀は正哉と作れは。古く訓來れるまことに。マサヤと訓ても。非事にもあらし。二方に申奉しならん。

○嬰頸之瓊は。御頸珠なり。第一一書なると同じ。但第一一書は。此一連の玉以て。五男神を皆から令レ生玉へる由なるを。此にも天津彦根命以下。四神の此一玉に由て。成生るさまは。同じけれと。上なる三神の物根は。各一宛別々に在しなり。此は聊疑はしき傳になん有ける。○自右臂中云々。是より以下の三柱にも。瓊を含みて。臂又足に著給ふ事あるへきを。上の三神に准へさせて省る傳か。又下章第三一書にも。天津彦根命以下には。物根を書ざるなどを思ふに。此も右臂中以下は。物根なくし。直に臂又足より。生出玉ふと見むか。いとく疑はし。○熾速日命。本熾下に之字あり。平田翁校本に。一古本に無とあるに從ふ。下文に。されど此神は。四神出生章一書に出たる。熾速日神の子と同名にて。此は混亂たる傳なるへし。下章第三一書にも出たり。 ある説に。疑五男内。有異名同神。而誤認爲別神一也。猶火々出見尊一名火折尊而一書以爲一神と云り。此はとも有なむか。さてたては云かたし。

○熊野忍隅命。忍は大なり。隅の須は都に通ひて之なり。美は毘と通ひて。尊

稱なりと。記傳の説なり。

其素戔嗚尊所生之兒。皆已男矣。故日神方知素戔嗚尊元有赤心。便取其六男。以爲日神之子。使治天原。

已は悉字の義なり。本書に。五男神悉是吾兒。三女神悉是爾兒。などある是なり。○使治天原。重胤云。此は高天原にして。天津日嗣に定奉らせ玉へる御事を申奉れるなり。記御天降段。大國主神御言に。如三天神御子之天津日繼所知之登陀流天之御巢。而云々とある。此御言を以ても。天忍穗耳尊は。高天原にて。天津日繼所知看しおはしまし御事を知へく。又其天津日繼所知看宮所はしも。天照大神の日宮の外に在て。右に謂ゆる天之御巢也ける者なり。さて其天津日繼は。天下を知看す。大御政の始になん御在坐しけると云り。此事已に上にも云り。考合すへし。さて此に取其六男。云々使治天原。とは。六男神悉く天原を治り玉へるか如し。されど天穗日命以下の神等。皆然るにはあらず。忍穗耳尊に被レ引て。一括りに然詔へる物と。見てあるへし。さるを口訣に。令治天原也者。明忍穗耳尊爲第二代也。とあるはいかにそや。かくては大津神等の御上を。料り奉るからに。かゝる説も。出来るものなりかし。

即以日神所生三女神者。使降居于葦原中國之宇佐島矣。

葦原中國。此は此國土を。天神の御世に。高天原より云る號なり。葦原の事は既に云り。中國とは。萬國總て葦原の中なから。其中に最正中なる國と云義にて。即皇國の域なるなり。○宇佐島。豐前宇佐郡宇佐郷ある其地なり。宇佐島と云事は。松下見林説に。宇佐島非海島。二川周流神山。故有島名と云るか如し。又八幡本記。宇佐宮條に。凡て此三所の御宮所は山なり。即小倉山是なり。巡に川流れて島の如し。此故に日本紀にも。宇佐島と稱せり。西より北に寄藻川流れ。南より東に御物川流る。即其下にて。一と成る。小倉山は兩川の中に在り。譬へは伊豆國狩野川の内なる所を。蛭子島と稱し。信濃國千曲川犀川の間なる地を。川中島と云も。伊勢國の津島など。皆川中に在る故に。島と云か如し。必海中に在る地をのみ。島と爲るに非ず。と云り右の寄藻川の川下を。月瀬川とも。淺瀬川とも云ひ。水上を吳橋川と云ひ。凡てを驟瀬川と云ふ。菟狹川是なり。其一柱隆宮の跡は。其驟瀬川の水際に。宇佐と云名義詳ならず。神名式に。豐前國宇佐郡八幡大菩薩宇佐宮。大神比賣神社。大神大帶姫廟神社。大神と有る。是は世に所謂。宇佐宮三所の御事なるか。此比賣神社を二女神なりと。平田翁は云れたれと。甚しき誤なり。比賣神社は。愚童訓に。龍王女と云る妄説あれと取るに足らず。應神天皇の妃仲姫命なりと云も信難し。なほ豐前志に辯られたる説見るべし。末社に三女神社あり。豐前志云。下市村にあり。甚神々しき宮地なり。此宮の前なる河。即宇佐川なり。川の彼方なる田居中に。眞名井あり。扱社の傍に。男莖の形爲たる物數本建たりと云り。これそ三女神の御社なるへき。偕此に使降居と云事は。同志に。御許山權現と云るあり。馬城峰とも云。山上に八幡大神三所を祭れり。各石體なり。一は高三間許。二は低し。又嶺なる磐石の内に水あり。廣五寸深一寸

五分。大雨にも増らず。大旱にも減せず。大寒にも凍らず。汲ても盡すと云。天台の僧坊三區あり。往昔は六區なりしとぞ。宇佐大神緣起に。應神天皇御靈行之昔。御示現之一處也。とあるは信難し。今は宇佐宮の本宮の如く云て。大宮司の御拜と云を爲なる時は。必此山に詣る事と成れるを思ふに。彼三女神の天上より。降り著たまひし所なるへしと。おもはるゝ由あり。と云れたるは。さることにて。通證に引る正本正英説も。三女神始降臨之處。曰御許山。距神宮東五十町。絶頂有磐石。常湛清水。旱魃莫涸。雨雪不汚。稱之石清水。後遷祭於今社地。と有は社傳の舊説を記したるものと聞えたり。但し此御許山を。かの風土記なる。埴門山の事なりと云れしは。甚くたかへり。此事も豐前志に辯られたり

今在北海道中。號曰道主貴。此筑紫水沼君等祭神是也。燻干也此云備。

今在北海道中。即北海の義なり。神功紀海西諸韓の字は。西海の義なるに同じ。上に葦原中國宇佐島と見えたる。其北海の意を以て。此は廣く云稱也。偕此は纂疏に。九洲之北。瀕海之地。と云へる如く。所謂遠瀛中瀛海濱是なり。海北を。宇佐島と爲る説は非なりさて此は三女神始宇佐島に天降て。其後北海道中に遷り坐よまなり。今在とは。此紀撰述の時を云。下章にも。此劍昔在三云々。今在於尾張國。また斷蛇之劍。今在吉備神部許。など例あり。○道主貴。重胤云。道主貴と申奉れるは。此三女神を合せ

て。一柱に稱へ申す御名にて。皇太神宮儀式帳に。粟御子神社一處。稱須佐乃乎命御玉道主命形石坐。倭姫内親王定祝。とあり。道とは此にても。國と云事にてはあれども。始より其本生の地に在て。其地の主なるに。道主とは云はず。道主とは。君王の御許より。差遣されて。其國に大人と成を云。武都云此然れば第一一書にあるか如く。筑紫洲の北海道中に。天降し玉ひて。皇大神の御命を負持しめ玉ふ故に。奉助天孫爲天孫所祭らせ玉ふ。尊職の御在坐て。道主貴とは稱奉れる御名なる者也。さるは大國主大神の御政も。半は此大神の相預はらせ玉へれば。其大國主に相對ひて。道主貴とは。實に有らまほしき御名になん。御在坐ける。とあり。○筑紫水沼君。出自詳ならず。水沼は。和名抄筑後國三潞郡美無三潞。とある地に依れる氏姓なり。水沼君は。天孫本紀に。饒速日命十四世孫。物部阿遲古連公。水間君等祖とあり。此人は。安閑宣化欽明頃の物部膽昨宿禰七世孫なるよし。同紀に見えて。人なること。同紀に見ゆ。此人水沼君となり。筑後國三井神社は。其祖膽昨宿禰を齋奉れるに。相殿に武内宿禰ます。三女神を合せ祭りて。神主となれり。と云る説あれど。たしかなる物に見えぬは信かたし。されど本國神名帳に。正六位上宗形神。宗像若草神。宗形御井天社。三井郡從五位下宗形金己呂神。宗形神。三潞郡借從五位下宗形神。山門郡正六位上宗形本神。上妻郡正六位上宗形神。などあまた宗像神を祭れる社あれば。此國に此大神の由縁あることは。著明なり。殊に三潞郡に坐なると。大によしあり。さて其國にて。水沼君の宗像社に奉仕れるか。後に故ありて。筑前宗像神社にも。仕奉りしものなるへし。通證に。胸肩氏爲左坐。水沼氏爲右坐。と

云るは。筑紫宗像神社にての事にて。口訣にも。已に筑紫水沼君者。在筑紫水沼氏也。と云れたるにて明けし。但し此に重胤説あり云く。紀の例。阿曇連の志加海神を所祭り。胸肩君氏の其大神を祭れるなど。各其地に在て持齋く所に。某等祭神是也。と記さるる例なれば。某水沼君等か。本居の地にして。素より所祭る宗像大神おはし事著明きを。式にも此を載られさりしは。國郡司の奏上せさりしからに。官帳に漏たまへれども。已に本國神名帳に。載る所許多有か中に。三潞郡從五位下宗形神。正六位上玉垂媛命。三女神御名也。とあるなどや。水沼君等か其國に勸請りて。持齋き仕奉り來れる御社なるにて。此御由縁を以て。筑前の本宮にも行て。仕奉れるなるへきを。口訣を始として。筑前の水沼氏を初て。本國の水沼氏を探索さるか故に。此筑紫水沼君等祭神是也とある。其祭神を。同じ筑前の宗像神社と。心得たりし者なめりと。云れたる。一わたりはさることなれども。又よく按へは。志か一偏にも定めかたし。右の阿曇連胸肩君などは。みな其奉仕る神の子孫なるによりて。祭れるなれば。水沼君も宗像の神孫にあらは。其例に引きかたきを。まして此水沼君出自詳ならぬ限りは。右の例にはおして云かたし。なほ口訣等の説の如く。筑前の水沼氏としてあるへし。但し其本は。筑後の宗形神を齋き祀りしより。出たるものならんとおもはるる事は。上に云るか如し。さて又景行紀四年に。次妃襲武媛生國乳別皇子。與國背別皇子。一云宮道トヨト皇子。別皇子。豊戸別皇子。其兄國乳別皇子。是水沼別之始祖也。とありて。又其國背別命をも。天皇本紀には。水間君祖とあり。また紀に。阿倍氏木事之女高

田媛生^{クニコ}武國疑別命^ニとありて。此武國疑別命をも。天皇本紀に。筑紫水間君祖とあり。また右の豊戸別命をも。同書に三島水間君とありて。筑後國神名帳に三潯郡借從五位下三島神。と見えられたは。其も此の水沼君の。一列なるものなり。かく許多の皇別の。水沼別又君となれる事。すへていかなる由とも考ふるたつきなし。また景行紀十八年に。到^ヤ八女縣^ニ云々水沼縣主猿大海奏言云々。とあるは。水間君とは別にて。其より以前。已に此地の縣主として。在しなりけり。また雄略紀十年に。天皇の畜給ふ鵝爲^ニ水間君犬^一所^レ嚙死。由^レ是水間君恐怖云々とあるも。何れのすちとも知かれし。これらなほよく考ふべき事なり。○煨干也。玉偏に煨。火盛乾也。と注せる意なり。易說卦に。燥^ニ萬物^一者。莫^レ煨^ニ乎火^一。とあり。ざるを上章一書に。煨火也と注したるは。ひとよむに付て。非心得して。書入たるものなるへし。前後注の重なるのみならず。意さへ互に背けるは。一は挿入なること灼然し。○此云備。山蔭云。此訓注上にはなくして。此にあるがいかなるのみならず。濁音の備字をも用たるは。此また後人のしわざと見ゆとあり。但し濁音のみの假字には非ず。清音にも多くつかひしこと既に上に云り

日本書紀通釋卷之八

飯田武郷謹撰

寶鏡開始章

是後素戔嗚尊之所爲也甚無狀。何則。天照大神以^ニ天狹田長田^一爲^ニ御田^一時。素戔嗚尊春則重播種子。重播種子。此云^ニ種^一。且毀^ニ其畔^一。波那豆。秋則放^ニ天斑駒^一使^ニ伏田中^一。

此章。素戔嗚尊の御荒備の事に起りて。大神は。天石窟に入坐し。世間常闇となりしかは。八百萬神愁迷ひて。大神を招禱奉らむと。思慮りける中より。諸の工事の原を此に開き。中にも最も尊き。八咫鏡の成出坐けるも。即其一にて。其即大神の御靈實として。天壤と共に窮りなき天日嗣の御聖と成玉ひしも。其開始即此章に在り。其らを本にて。大嘗の起原。善惡祓除の根本など。止事なき事は。皆此時に始れるなど。神典中にとりても。最心をひそめずは。あるへからず。なほ此時の事につきて。重胤の云れけるは。上章^{四神出}一書に。以^ニ其稻種^一。始殖^ニ于天狹田及長田^一とあるは。此に天照大神以^ニ天狹田長田^一爲^ニ御田^一と云に應き。又其自^レ此始有^ニ養蠶之道^一の文より續きて。神祇本紀に。乃起^ニ紙織之業^一

者也。有て。其は此に天照大神方織_ニ神衣居_ニ齋服殿と云るに係れる者也。然るに此に又。天照大神當_ニ新嘗時_ニ則陰放_ニ辰新宮と有て。右に照す文の所見さるに就て。宮殿の事は此列には非ずして。異事なる如くなれとも。猶考るに。此に新宮を建玉ふ事は。新嘗開食さん爲の料。新嘗開食すことは。其御田の稻穀を御食玉ふ始めなれば。いひもてゆけは。此章は衣食の二を定めて。但し新宮を造り玉ふ中に。自ら住處の事もこもれ。農作養蠶の業を。天下蒼生に教施し給ふ。大御心の外ならずと申すへし。此章の傳を讀むもの。此に心おかすはあるへからず。然らずして。直に瑞珠盟約章より此に亘る時は。曉り得へからざること多かりぬへし。と云れたる意以て見るへし。○是後云々。記云。爾速須佐之男命白_ニ于天照大御神_ニ我心清明故。我所生之子得_ニ手弱女_ニ。此に得_ニ手弱女_ニとあるは。上の本書一書共に。御心明く坐は。男子を得むと誓約まして。其誓約の如く男子を生坐し。殊に第三一書には。素素鳴尊云々。便化_ニ生男_ニ則稱之曰。正哉吾勝とさへあれば。記に得_ニ手弱女_ニとあるは誤なる事灼し。因_レ此言者自我勝_ニ云而。於_ニ勝佐備_ニ離_ニ天照大御神之營田之阿_ニ埋_ニ其溝_ニとあり。記傳云。須佐之男命既に御誓約に因て。御心の清明き事顯れ。我勝と詔ひ。天照大御神も許諾ひたまへれば。書紀に於_レ是日神方知_ニ素素鳴尊固無_ニ惡意_ニといひ。又故日神方知_ニ素素鳴尊有_ニ赤心_ニといへり。此時既に御心の清明き事疑なし。然るに忽又かくの如く。天照大御神の御爲に。種々の惡事を爲玉ふは如何そや。記には於_ニ勝佐備_ニと云言あれば。如是も云つへし。書紀にはさる言もなく。是後云々と云出せる。あまりゆくりなく。俄に聞ゆ。清き心何故に忽かはりてかゝるにか。と云れたる。一わたりは然る事の如く聞ゆれと。此時の無狀き御所行は。勝佐備の御心より。起りたるには非で。重胤説に。是後を口訣に生_ニ御子_ニ後也。と註れとも粗し。上件云る如く。御子を生坐て後に。天照大神

の御使として。保食神許に。葦原中國に天降坐る御事あり。四神出生章第十一書に所見たる故事是也。武鄉云。此事本書には。月讀尊の御事と爲り。今は古事記に據られたるなり。借此に是後素素鳴尊之爲行也甚無狀と。先に攝ね云置て。次に其事を解て。何則云々と其爲行の無狀き御事の條目を。巨細に並云るを。第二一書は此を倒反して。先に日神尊以_ニ天垣田_ニ爲_ニ御田_ニ云々と並へ立て。其時の素素鳴尊の爲行を擧て。其終りに凡此諸事盡は無狀と有り。如此く綱より目を云も。目より綱を云も。皆同し事なるなり。と云れたるは然る言にて如此く御荒ひ坐す事本は。素素鳴尊は。何方までも保食神はしも。穢く鄙しき物を奉進れると所思して。未其御怒も解させ御在し坐さるに。天照大神の翻りて御怒坐て。汝是惡神_ニ不_レ須_ニ相見_ニと宣給ひて。御許を退け玉ひ。再天熊_ニ大人_ニを天降して。其神の身に成れる物を令_レ採給ひ。甚く喜はせ御在坐て。是物者則顯見蒼生可_ニ食而活_ニ之也。と宣給ひつるなど。すへて素素鳴尊の御心に。憤り思しめす隨に得忍ひさせ玉はず。遂にさる無狀き御所業には。立到りしものなるへしかし。と云り。さもあるへきか。なほ考へし。○狹田長田。既に云。下には天_ニ埴田_ニ。天安田_ニ。天平田_ニ。天_ニ邑井田_ニなどもあり。○御田は。記に天照大御神之營田とあり。大神の供御稻田なり。此第二一書に。其素素鳴尊之田亦有_ニ三處_ニと有も。其供御の御田なる事申も更なり。なほ素素鳴尊の屯田を定させ玉へる事。出雲風土記。飯石郡須佐郷條にも見えたり。後に御世々々の天皇の。供御の屯田を定めさせ玉ふ事の本。此に始めり云へし。さて口訣に。此を齋時之良田也と注るは。次に新嘗の事あるによりて云るなるへし。されど此はそれにはあらす。供御御田と見るへし。○重播種子。大祓詞に頻時とあり。考云。種を蒔には。物々に量あり。其を重々蒔時は。

よし生出るとも。繁に過て。子ならざる也とあり。志伎は重なり。繁なり。垂仁紀に。重浪シ。キナミとよめり。○榎枳磨枳。榎字本に齧に誤。今永和本活字本安倍家本に依て改む。○毀其畔。記に離營田之阿とあり。重胤云。其畔古本に。其字不讀と有れば。字の如く訓ては悪かりぬへし。下に毀此云ハナツと有も。其心志て書れたるか故なり。拾遺。毀畔古語阿波那知。大祓詞。又儀式帳儀式共に。畔放と有を證と爲へし。さて記云。阿は畔なり。和名抄には畔田界也。和名久呂。一云阿世。とあれども。古は阿とのみ云り。阿世はもと畔背の意なり。躬恒集に。苗代のあをたに未つくらさりけり。さて畔を離は。其田に貯へたる水を潤し。又水の多かる時は。外より漫に入て。溢さむ爲の態なり。書紀に。此の種々の悪行ともを。春と秋とに分て云る中に。此は春の事とするも。水のためなれはなりと云り。○波那豆。本に波豆那に誤る。今正して引り。○天斑駒。記に天斑馬とあり。記傳云。和名抄に駁馬俗云布知無萬。說文云。駁不純色馬也。布知を俗云と有し。俗稱には非ず。また驢馬爾雅注云。四散皆白日。駁俗云。阿之布知。後世には夫知と濁て云とも。凡て首を濁言は古は無ければ。布を清むへし。今世にも清て云。處も有となり。さて馬は字麻。古麻は駒にて。馬子也。和名抄にも云れど。古は馬を古麻と多く云りとあり。○使伏田中。重胤云。田中を以て。廐の如く自由にして。其に起伏を令成るを云なり。第二一書に。伏馬とあるも其に田中に伏しめて。牧に馬を放畜ふか如く。常に放ち置て。其稻を食ませも踏踏ヒヤツかせもして。秋稼を得さら合むるなり。故口訣に放駒伏田者。殘傷稻穀一也と云り。伏と云は。其住處なる證は。萬葉八。猪養山爾伏鹿之。十。左小牧鹿之朝伏小野。又左小牧鹿之。小野草伏。十四。安太多良乃爾爾布須思之などみえ。後の歌に。伏猪の床など云も。其住處

と成を云るも考合すへし。此を以て。此の放は。田中に放ち飼ふ事。伏は其田中に住しむるを知るへし。と云り。さて此事第三一書には。秋則伏馬と見ゆ。されど此一條。記は更なり。大祓詞などにも見えざるなり。

復見天照大神當新嘗之時。則陰放戻於新宮。又見天照大神方織神衣居齋服殿。則剝天斑駒穿殿臺而投納。

當新嘗之時。本に之字なし。永享本に依て補ふ。さて此は上章一書に。即以其稻種始殖于天狹田及長田。其秋垂穎八握莫々然甚快也。と有て。始て稻穀を殖させ給へりし時の御事也。其瑞穂を今此に聞食始させ給ふ。是即新嘗聞食すにて有なり。皇太神宮の神嘗祭。朝廷の新嘗祭の起原是也。此下に。新宮の御事見えたるは。天孫降臨章天照大神勅に。吾高天原所御齋庭之穗。とある齋庭にて。踐祚大嘗祭式に。大嘗宮の事を齋場と云る是なり。儲新嘗は爾比那閉と訓へし。また意富爾閉とも訓へし。此紀二十九卷にしか訓めり。記には大嘗とあり。續紀には大新嘗ともあり。同じ事なり。記傳云。爾閉は新嘗を約めたる。爾比を切は爾なり。阿は略く例也。○武郷云。紀中の訓に。爾比閉ともあるにて知へし。にて。新稻を以て饗するを云名なり。新嘗より轉れる名なり。其は萬葉十四下總國歌に。にほとりのかつしかわを。爾倍須登毛。そのかなしきをそにたてめやも。と詠る如く。元は朝家のみならず。下々までなへて爲事なり。故後に朝家に爲玉ふ爾閉を。大嘗とは申す

そかし。又新嘗とも書る新字は。本の新饗の意を取て加へつるなり。漢籍にも嘗新といふ事は見ゆ。さて此新嘗を。書紀にさま／＼に訓を附たれとも。皆正しからず。武郷云。本にニハナレと訓り。私記に言は新嘗之會と説れたれど。ニハと書る處あり。記朝倉宮段姝か歌。又大后御歌に。爾比那閉夜。新嘗とあるを正しき訓の據とすへし。然て萬葉十四東歌に。たれそ此やの戸おそふる。爾布奈未爾。わかせをやりていはふ此戸を。此爾布奈未は。爾比那閉の東言にて。上に引る下總歌の爾倍と。全同事ときこゆるを以。爾閉は新饗の約言なるを知へし。倍後世には。踐祚大嘗を大嘗と云。毎年の新嘗と分て云へとも。古は通し云て同事也。されは清寧卷に。同度のを。始には大嘗。後には新嘗と書き。又皇極天皇踐祚大嘗をも新嘗と書き。神祇令には。共に大嘗とあるそかし。北山抄にも踐祚大嘗祭毎季大嘗祭とあり。とあり。さて當は記に聞食とあるにたれり。記傳云。此にては食給ふことなり。また後世には。もはら神に奉る事とのみ思ふめれと。然には非ず。神にも奉り。人にも饗し。自も食わさなり。かゝれば今大神の聞食す新嘗も。此意を以て見へし。と云れたるか如し。此新嘗をたゞ神に供奉たまふこと。にのみ説なすは古意にたかへり。○新宮は。重胤云。齋庭の事にて。即記に聞看大嘗之殿。とある是なり。第二一書に。新宮御席之下とある。其御席は。天津高御座の御事也。記傳に。新宮とあれば。此料に宮をも新に造給ふ事と聞ゆとあり。即此なるを。ニヒナヒノ宮と訓來れる。即それにて。大嘗宮の權輿是なり。此をニヒミヤとのみ訓みては。常に云新宮と差別なきか如し。こゝは新嘗聞食させ玉ふ料に。更に別屋を作らせ玉ふ事なればなり。と云れたる。さる説なり。○放屣。第二一書に。

新宮御席之下陰送發此云。俱載摩展。記に尿麻理散とあり。記傳云。麻理は大小便することなり。萬葉十六尿遠久麻禮。竹取物語に。燕のまり置る舊尿なとありとあり。さて此所爲を。記又大祓詞拾遺に尿戸尿戸とは拾遺に當新嘗之日。以尿塗。尿戸とある是なり。記傳の解は信られず。とあり。さて平田翁云。爾閉すとて。萬を慎み齋たまふ處へ。如此穢はしき行したまふは。荒ひ賜ふ事の甚しきなりと云り。○神衣。重胤云。神衣は加牟美會と訓て。天照大神の服御し給ふ御衣と申義也。第一一書に。神之御服と出たるも。此意をるものなり。右に新嘗の御事御在坐す。其に並ひて織神衣とあるは。踐祚大嘗會に。織神服と見えたるに同じければ。其起原此に出たる御事申も更なり。神祇令義解に。季秋神衣祭。謂與孟。夏祭同。神嘗祭。謂神衣祭日。便即祭之。と見え。神宮の神嘗祭にも。神衣祭有も。其始一事にしあるを。崇神天皇御世より。神廷朝廷相分れさせ玉へるに依て。人皆異也と思事にはあれとも。其本此に在ては。古は同じかりつる物也けり。機殿儀式帳に。舊記云神衣祭者皇大神御坐高天原之昔。人面等之遠祖。天八千々姫。殖桑葉於天香山。以所蠶之御絲一織。供進御衣於大神。武郷云。此供進御衣於大神。と云る文にて。此と見えたるは。上の一書に。自レ此始有養蠶之道とある所に係りて。此に織神衣と云に相當れる文なる事。論を待すなん有ける。又神宮雜例集神服機殿政印事條に載る。少神部神服連公俊正。大神部神服連公道尙等か。嘉應二年解狀に。於神御衣勤者。掛畏。天照坐皇大神。御坐天原之時。以神部等遠祖天御杵命爲司。以八千々姫爲織女奉織。とあるも此所の儀を委しく云るなり。神衣と云義は。神祇令孟夏神衣祭義解に。謂伊勢神宮祭也。

此神服部等。齋戒潔清。以參河赤引神調糸織作神衣。又麻績連等績麻以織敷和衣。以供神明。故曰神衣。と見えたるは。大嘗祭式の神服に同じく。神に供御る義を以云るにて。神嘗祭神今食などの神此に同じ。然るに皇太神の此御時なるは。新嘗聞食すに就て。御服を令奉給へるは。此神字は。例の神集神議などの神此に同じ。然るを第二一書に。令織神之御衣は。皇太神より奉らせ給ふへき神のおはし坐て。其神の御料に令織給へるに當れども。此事の例に依て。神衣大嘗等の祭事のあるも。皆此の故事に倣ひて。天照大神に神衣神服を奉らせ給ふ。御事にし有ければ。此御時に何れの神の御衣とて。殊更に令織給はむ。此御政に就ては。相嘗の皇祖の天神に。本より奉らせ給ふへき御事は。申も更なれども。此は新嘗聞食させ給ふ皇太神を主と爲る所にし有ければ。神の御服にはあらず。記にも神御衣と引續きたるか如く。日神の御料の御衣なるに。唯崇まへて神の言を冠ふらせたる者になん有ける。偕神衣祭大嘗祭。共に此の和妙に相並へて。荒妙をも奉る事はあれども。拾遺天石窟段に。麻と穀木との事を云て。以上二物一夜蕃茂也。とあるか如く。其時に至りて。成初たるなれば。此にては和妙のみなり。但此の神衣は和妙也と云は。此に限りたる説にて。凡て神衣とは荒妙に在れ。和妙に在れ。神に奉る服御を總て云稱なり。と云り。○織。重胤云。天照大神の御自織玉ふと云事にて。他傳の状とは異なり。まづ第一一書には。稚日女尊。坐齋服殿。而織神之御服。記にも天照大御神坐忌服屋。而令織神御衣云々。天衣織女見驚而。於梭衝陰上とも見えたるは。大神の御自織せ給へるならず。衣織女に任じて令織給へる物なり。其上機殿儀式帳に。天八千々

姫爲織女奉織拾遺に。天照織姫神と申も同神なり。と見えたるは。始て養蠶の事に仕奉れるより。此に神衣を織て仕奉るに至るまで。皆其神の仕奉られし也けり。神祇本紀に。織女稚日女尊とあるは。右の天衣織女と一に合せて。情進に物爲るには有へけれとも。其實は同神に御在坐る状なり。偕記の傳は。事實に合ひて甚愛たく有れば。此に大神の御自織給へると。第二一書に。日神居織殿と有て。織女と云さると。二は誤なり。其神衣を織る状は。右に引る神宮雜例集解狀に云々。引とあるは。此度にも。次の磐戸隱の時に。右の如くして仕奉れりし也けり。姓氏錄に。服部連。天御中主命十一世孫。天御杵命之後也とあり。太神宮式。四月九月神衣祭條に。右和妙衣者。服部氏云々。各自潔齋。始從祭月一日。織造。至二十四日。供祭其儀。太神宮司。禰宜内人等。率服織女八人。並著明衣。各執玉串。陣列御衣之後。入云々。とある服部氏は司なり。織女は其部にて。天上の風儀の如く仕奉る也。又大嘗會式に。凡織神服者。九月上旬。神祇官差神服社神主一人。給驛鈴一口。遣參河國。召集神戶。卜定織神服長二人。織女六人。工手二人。訖。率長以下十人。將當國神服部所輪絲十絢。歸向京齋場。先祭織屋。然後始織云々。とある。此にても。神服社神主は司なり。其長以下十人は部なるを知へくなん有ける。然此より派りて。其天宮にての御事を申さむに。大神は其神衣を被奉給ふ神に坐し。天御杵命は。其齋服殿の長に坐し。八千々姫命は。天衣織女に御在坐す事知へきなりと云れたり。○齋服殿。又云。第一一書にも見ゆ。第二一書には。織殿と見えたるは。大嘗宮の神服殿を。織屋と云に同じく。又此

の齋服殿を。記には忌服屋とあり。世記には八尋機殿と有て。其同じ殿の事を。八尋機屋と云るか如し。拾遺には此を機室とあり。右の機屋と同一訓むなるへし。齋は右の新嘗間食させ給ふ新宮はしも。中臣壽詞に謂ゆる齋場にて。其齋場に對へたる稱也。大嘗祭式に。歸向_三京齋場。先祭_三織屋と有て。齋場と神服殿とを。並へ對へたる是なり。神祇令孟夏神衣祭義解に。謂_三伊勢神宮祭也。此神服部等。齋戒潔清云々。太神宮式にも。各自潔齋。始_レ從_三祭月一日_一織造。とあるか如く。神衣を織奉る御屋なる故に。常に潔清むる事は更なり。其仕奉る程は。萬に齋戒して。深く慎しむ事なるが故に。齋とは云なりと云り。○剝天斑駒。剝本にサハキテと訓れど。明應本鎌倉本にただハキテとよめるによる。記に。逆_三剝天斑馬。一書にも逆_三剝斑駒。また生_三剝斑駒とあり。生剝逆剝の事は次に云。偕此御態は。拾遺に當_三織室之時。逆_三剝生駒。以_レ投_三室内と見えたる如く。生たる駒の皮を。逆剝に剝て。活せて放遣る時は。物狂ほしく成て。甚く荒ひ進_スふ者なる故に。然爲玉へるにて。生剝逆剝と。言の累れとも。別事には非るなり。○穿殿薨の殿を。永正本鎌倉本に。オホトノと訓り。釋秘訓にも古點意富登能とあり。本にアラカと訓るも古言にはあれど。此は大神の正殿を申ならず。齋服殿の事にして。其を見行はしに幸行る所なれば。御所在とは云難かり。拾遺に。正殿謂_三之齋香とあり。萬葉十六に。海神之殿。蓋爾とある。此と同じつゞけさまなれば。殿能伊良加と訓し。薨は。和名抄屋宅具に。薨釋名云屋背曰_レ薨。和名伊良加。言_三在上覆_三家宅也と見え。按伊良加也。加處也。薨謂_三屋背尖鋒之處。故有_三是名。今俗謂_三機五蓋是今謂_三屋旁機蓋已下桁梁以上。爲_三伊良加者誤とあり。名義抄に薨棟と有て。イラカと云訓有は。説文に薨屋棟也と有に依られたる者也。重胤

云。桂舉重説に。踐祚大嘗祭式。大嘗宮正殿一字の下に。薨置_三堅魚木八枚と見えたるを思ふに。棟の所在を俗に屋腹ヤウハラとしも云れは。薨は實に屋背ヤセと云に當りて。世に箱棟。又は上棟と云物是也。と云るは。甚細しき説になむ有ける。古事記に。服屋之頂と有は。薨と一處を斥さずして。廣く屋棟を云る者なり。靈異記中に。又其蛇來登_三於屋頂。拔_レ草而入。又蛇繞_レ屋云々。登_三於屋頂。昨_レ草拔開落_三於女前と見えたり。記傳に白檮原宮段にも穿_三高倉下之倉頂とありて。頂は共に棟也。和名抄居宅具に。棟謂_三之椽。和名無禰。新撰字鏡に。櫓楹上横亘者也。牟禰と有り。櫓は増韻に屋背也。と注せり。と云れたるか如し。此を牟禰といふは。山の巔を楹と云に同じく。家の巔を然云るにて。言の意同じかるへし。景行紀に棟梁之臣。顯宗紀に。取舉_三棟梁云々。とある棟梁の棟は。唯屋の巔を云て。梁は屋腹に架す木にて。俗に棟木と云物是なり。大殿祭詞などにも。柱_三桁梁_三戸牖と梁を云て。棟を云はざるは。棟は屋の頂上。廣く云名にこそ有けれ。棟の木を云るならされは。此の屋薨も記の服屋之頂も。同じ所を斥すにて。其異なき者なり。故和名抄に。梁和名宇都波利。棟梁也。と云り。此は全張にて。棟方に全く張架して。屋の括と成る所の謂なるを。誰しも棟とは別の如く。取違ふ事なり。と云り。穿は屋薨を鑿崩すを云なり。○投納は。大神を驚かし奉らんとてなり。

是時天照大神驚動。以_レ校傷_レ身。由_レ是發愠。乃入_三于天石窟。閉_三磐戶。而

幽居焉。故六合之内常闇。而不知晝夜之相代。

梭。和名抄織具に。通俗文云。受緯日等。和名亦謂之梭。今按字杼字也。說文云。杼者機之持緯者也。と見え。字鏡に。杼杼絹織比伊。とあり。本にカヒと訓るは誤なり。名義種と同じかるへし。○由是は。右の剝天斑駒云々とあり。此事に由なり。第一一書又記旨も右に同じきを。第二一書には。新宮を穢し奉れる事に因れる傳なるは誤なるへし。○發愠。第一一書に。大神御言に汝猶有黒心。不欲與汝相見。と見えたる。即發愠の御言也。記に天照大御神見畏とあり。一書には故以悲恨とあり。記とは異なり。○天石窟は。記傳に實の岩窟にはあらし。石とはたゞ堅固きを云るにて。尋常の殿をかく云るなるへし。と云れたれど。なほ此は實の岩窟なり。此事は既く先輩も辨へ云れたる説とも多かり。なほいはは。天孫降臨章に。稜威雄走神を。天石窟所住神とあるを。記には坐天安河々上之石屋。と有て。此とは別なれども。天石窟の例なり。先には新宮に新嘗し給ひ。又齋服殿に神衣を令織給ひなと。尋常の宮殿に御在坐けるを。此は其宮殿を逃出玉ひて。實に石窟の裏に隠れ御在し坐けるなり。○閉。舊訓のまゝにサシテと訓へし。記傳云。刺は闔たる戸に。物を刺て固むるを云。萬葉十二門立而戸毛閉而有乎。また門立而戸者雖闔。これにて多都と佐須との差ある事を知へし。萬葉二十に。久留爾久枳作之。又十六檣爾鏢刺。清寧卷に。鏢閉外門云々。和名抄扁度佐之。此も戸を閉固むる物なる故の名なり。とあり。

またタテ、とも訓へし。明應本秘閣本には。賀茂翁説に。上代には。戸を常は傍に取退置て。闔むとては。其を持來て。立塞ゆゑなりと云れき。記云閉天石屋戸。刺許母理坐也。○常闇而云々。記云高天原皆暗。葦原中國悉闇。因此而常夜往。とあり。記傳云。常夜とは。常に夜のみにて。晝なきを云り。往とは。凡て年月日時の經行をいふ。こゝは晝のなくて。唯夜のみにて。時を經行くなりとあり。不知晝夜之相代とある即是なり。一書に於是天下恒闇。無復晝夜之殊。拾遺に。爾乃六合常闇。晝夜不分。群神愁迷。手足罔措。凡厥庶事燎燭而辨。とあり。さて記云。於是萬神之聲者。狹蠅那須皆滿。万妖悉發云々。とあり。抑かゝる妖の起るは。天照大神の隱坐故なり。此に就ても。世の明光の貴きのみならず。万妖の頗に發らぬも。全大神の照し玉ふ御徳なる事を仰へし。

于時八十萬神會合於天安河邊。計其可禱之方。

八十萬神。記には八百万神とあり。重胤云。八十萬神は。此紀と拾遺の文法なり。天孫降臨章には。八十諸神と書て。諸をヨロツと訓り。崇神紀八十萬群神ともあり。偕此は記また祝詞に八百万神と有より始て。他の古書みな然り。万葉には八百萬千萬神。出雲風土記には。天神千五百萬。地祇千五百萬。と有れど。種々に云様は異なれども。如此云て。世に在と有る。諸神の限を云稱と成せる者なれば。必其數に拘はり泥みて心得へきには非るなりと云り。○天安河邊。此河の事既に出。一書に會於

天高市^ニとあるは。處違へるに似たれど。市とは人の多く集ふ所を云言なれば。此川原は。神等の集給ふ處なるに依て。市とは云るにて。實は所の異なる傳には非ずと。平田翁云れたり。○會合。記に神集々^トあり。記傳云。此は唯誰の命ともなく。只己自集^{ナソカラ}へる故に。都度比と訓り。下の例を以思ふに。此も高御產巢日神の命以。と有るへき事なるに。然らぬは。書紀の傳共^ニ由ある事なるへし。たゞ一書に會八十萬神於天高市^ニ而問之。とあるは他神の命にて。集はせたるさまなれば。都度問互と訓へし。と云るに就て。平田翁も此は自集へること疑なし。其は事實の上より思ふにも。大御神の幽居坐て。甚しき禍事の起れるなれば。八百萬神等。誰集へねど。集ひたりけんことは。信に然あるへき事なり。と云り。みな然る言なり。○可禱之方。本の訓宜し。下の祈禱字。景行紀禱神。神功紀禱祈などみなしか訓り。履中紀禱而不^レ祠。とある禱は祈願ふ事。祠は祭祀を行ふを云也。故名義抄に。禱字イノリ。又コフとも訓り。言義は。詳ならねど。一向に願思ふ事を宣申す義と聞えたり。説文に禱告^ハ事求^レ福也とあり。又禰岐とも能牟とも訓へき事など。記傳に云れたり。さてかく議給へるは。素戔嗚尊の荒ひに依て。天石屋戸を刺て堅く幽居るを。彼神の御爲に。請願白し出奉らんとする。八百萬神の神議なり。

故思兼神深謀遠慮 遂聚常世之長鳴鳥 使互長鳴 亦以手力雄神立磐戸之側而

思兼神云々。記に故思金神令^レ思而云々。と幣帛を作らしめ玉ふ事の條々ありて。其物の既備はれる所に。召^ニ天兒屋命布刀玉命^ヲ而^ニ内^ニ拔^キ天香山之真男鹿之肩^ヲ拔而。取^ニ天香山之天^ノ波々迦^ニ而^ニ令^ニ占^ニ合^ニ麻迦那波^ニ而云々とありて。思兼神の深謀遠慮を以。云々の謀を成して。祈奉らむと謀り。借其後に其謀る所を以て卜ひたりしに。御卜叶ひたりしかは。此より其謀る所の如くして。磐戸の前に將行て。實の御祈禱に取掛りて行ふ所を。此紀には甚く事畧かれて。唯其場の事のみを記されたり。此に遂聚^ニ常世之長鳴鳥^ニ云々。致^ニ其祈禱^ニ焉^トと見えたる。即其祈禱の較略なれば。上件に云る所以を知らずしては。辨ふへからざる事共多かり。遂^ニ字^ニ輕^ニ見^ニる^ニへ^ニから^ニず^ニ○思兼神は。次^ニ一書^ニに^ニ高皇產靈尊之息^トあり。記も名義。記傳云。書紀に思兼神者有^ニ思慮之智^トとありて。思は萬葉三に歌思^ニ辭思^ニ爲師^トと云る思にて。思慮なり。兼は。數人の思慮る智を。一の心に兼持る意なり。故舊事本紀に。八意思兼命ともあり。と云り。重胤云。萬葉十三。物部乃八十乃心^ヲ呼^ニ。天地二念^ニ足^ニ橋^ニ云々。とある。八十の心と云は。八意と云に同じく。其實は一人の心なれども。八十人の心々なるか如く。種々に思慮る所多きを云。天地二念足橋とは。此に謂ゆる深謀遠慮にて。其八十の思の行届くを云て。思兼是なり。御名義を釋か如き歌也と云り。此度の事下の段々。皆此神の思慮より出て。終に大神の大御心とけて。常しへに世を照し給ふこと。此神の御功績也。新拾遺集阿保經覽。おもひかねたばかりと。神代系紀に。天思兼命。天降信濃國阿智祝部等祖。又天神本紀に。天表春命八意思兼神兒。信乃阿智祝等祖。式信濃國伊那郡阿智神社。天下春命。八意思兼神兒。武藏秩父國造等祖。高橋氏文に。知々夫國造。上祖。天上腹天下腹。人等云々。信友云。此は春と又國造本紀に。知々夫國造。瑞籬朝御世。八意思兼命十世孫。知々夫彦命定賜國造。拜三祠大神。

大神は思兼命なり。など見えたり。また天八意命とも申せる事。神祇本源などにみえたり。○深謀遠慮。記には合し思而となり。平田翁云。徒に騰奉たるはかりにては。出給ふましき事を思察坐て。謀り出し奉らむと。深く思慮らしむなるへし。と云れたれと未盡さず。此に重胤説に。凡て天石窟件々には。顯と幽と二方に係て。心得へき事共あり。其顯と二は誰も知れる如く。素戔鳴尊の御荒ひに因て。日神天石窟に幽居り御在します。其御怒を解奉らん爲に。大御幣を取捧けて。八百萬神。共に懇到にまごころ。祈禱されたる是なり。幽とは日神の此時の御政は衣食住の事をしも。事始め定玉ひて。顯見蒼生に。御恩頼を令蒙。玉はむとの御業也。然るを素戔鳴尊の。悉に損傷らせ玉へるに依て。日神の御怒甚しく御坐々て。天石窟に幽居らせ御在坐なり。思兼神の深遠思慮玉へる所此に在て。其中休にして息止ぬる衣食住の道を。始よりは殊更に善成して。仕奉れるか故に。御心の平和みて。磐戸を出させ玉へるにて。是即幽なり。と云れたるは。實然る説なるへし。然解きてこそ。此神の思慮の深遠き程も思遣奉るれ。○常世之長鳴鳥は。口訣に常世之長鳴鳥鶏也と云り。記傳云。常世は常夜にて。常世とは本より別なり。されと言の同きまゝに。通はして字には拘らず書るは古の常なり。此は今かく常夜往時に。集て鳴せし鳥なるをもて。後に負し稱なるを。其始へ廻して如此云るなり。思兼神をしも。下に常世思兼神とあり。これも此時に出て。謀こちし神なる故の稱なると同例也。此を國のこと。一に思ひ混ふるは誤なり。○武野云。皇大神宮禰宜語。國に。常世國、長鳴鳥、諸豆とある。國字は思誤りて作れたるなり。長鳴とは。凡て鶏は他鳥よりも。鳴聲の絶て長き物なる故にいふなり。次にすなはち使互長鳴とあり。○使互長鳴。此鳥を鳴しめつる所由は。記に

爾天宇受賣白言。益汝命而貴神坐云々。天兒屋命布刀玉命。指出其鏡。示奉天照大御神之時。天照大御神逾思奇云々とありて。記傳云。此御鏡を見せ奉るからに。日神の御光移りて。全等しく照炫やくを以て。汝命に勝りて尊き神とは。此御鏡を申成せる者也。鶏を鳴せたるも。皆此貴神坐て。世を照し玉ふ事。日神に同じき由を示し奉れる者也。と云れたるか如くなるへし。さて平田翁の神寶日出秘府に。古語云とて。今世號鳥名子。則金鶏長鳴縁也とある文を引て。伊勢神宮に謂ゆる三節祭の時に。鳥名子の事見えたる。稱の義は鶏鳴子にて。天岩屋戸の前にて。長鳴せしめたる鶏に比へて。置れたる故の稱と聞えたり。と云れたる。けに此に基きたる事なるへし。○手力雄神。御名義字の如し。次に見えたり。倭姫命世記上代本記などに。天手力男神。傍幡千々姫命を。御戸開闢神と有て。其二柱共に御戸開闢神の號あるに就て考るに。此の石戸を引開たまふ。所謂に依る御名の如くにも通ゆれども。さには非ず。此事は下に云り。式に伊豆國田方郡引手力命神社とあるは。磐戸を引開玉へるに因れる御名なり。今賀茂郡十尾村手力雄山に在と云り。また紀伊國牟婁郡天手力男神社あり。信濃國水内郡戸隱山神社は。手力雄の引開玉へる磐戸の墮降れる山にて。即此神を祭れるなりと云り。○立。本にカクシタテと訓るは。記に隱立とあるに依れるなり。江本謙會本秘閣本には。タテとよめり。平田翁云。隱立は師の加久理多知豆と訓そ古言なると言れたれと。此は此神自らの御心と。思兼神の謀に依て。諸神の然令爲玉へるなれば。迦久斯多底天と訓へし。さて此神を隱立せる由は次段にて知るへし。

中臣連遠祖天兒屋命。忌部首遠祖太玉命。

中臣連は。記傳云。名義は中執臣なり。其由は。伊勢齋内親王奉入時宣命に。祝詞式 御杖代止進給布御命乎。六中臣茂。梓中取持豆。恐美恐美毛申給久止申。延喜奏覽大中臣本系に。依去天平實字五年撰氏族志所之宣。勘造所進本系帳云。高天原初而。皇神之御中。皇御孫之御中執持。伊賀志梓。不傾本末。中良布留人。稱之中臣者。復舊之由。惟其義也。康治大嘗會中臣壽詞に。台記別記 本末不傾茂。槍乃中執持豆。奉仕留中臣云々。などある如く。祖神天兒屋命よりして。神と君との御中を執持て。申す職なるよしなりとあり。なほ本書 連は上に出。倍記傳にも云れたる如く。諸の姓に職業を取れると。地名に依れると。祖名を取れると。又事を取り。物を取りなどせると種々ある中に。此中臣なとは。其職業に因れる姓なり。故此に在は。氏の中臣を云也。下に中臣神忌部神とあるか如きは。職の中臣なるにて。謂ゆる職業也。此差別を思ふへし。さて中臣の姓となれる。其始の人は。仲哀紀に中臣鳥賊津連とある。此人よりの事にて。此中臣は職なるには非て。氏を玉ひて。中臣連には任じ玉へるにて。姓氏録河内神別。中臣連天兒屋命十一世孫。雷大臣命之後也。とある是也。さて天武紀十三年十一月。中臣連賜姓爲朝臣。但し此には論あり。記傳 となり。平田翁云。此より後は。中臣氏は悉く朝臣の姓と成れるかと思ふに。姓氏録に。中臣連あり。餘書にも。中臣連と云るか。彼は見えたれば。

なほ本のまゝなるも多かりし也。此餘此姓より支別て。中臣方岳連中臣酒入連。中臣大田連などの類。中臣某と云姓多く。姓氏録に見えたるを按に。此は各々某々に別なる由ありて。負なるへけれど。實は中臣氏にて。其職に仕奉る故に。かく稱來れるなるへし。また中臣某と云すて。直に大家連。宮處連。殖粟中臣某と稱けむを。また直に某連とばかりも稱へるを。其儘に録されたりとおほゆ。其は同録の中にても。と云り。さて又天智紀八年に。中臣連鎌子に。藤原姓を給ひしより。嫡庶に通はして。中臣とも藤原とも云來れるを。文武天皇二年八月詔に。藤原朝臣所賜之姓。宜令其子不比等承之。但意美麻呂等。縁供神事。宜復供神事。宜復舊姓とあり。此より不比等公のみ。藤原の氏を承て。自餘は舊に復し玉へるにて。藤原の一家にて神事に預らす。唯朝政にのみ仕奉る事と成れるは。是其始となん見えたりける。此よりそ。中臣藤原各相別れたりける。其後稱徳天皇神護景雲三年に。中臣朝臣清麻呂に。大中臣姓を給ひしことなともあり。さて此中臣氏は。紀をほしめいと多ければ。擧るに暇あらず。此等の事とも。此には傳に云れたること。○天兒屋命は。一書に興台産靈兒天兒屋命。また姓氏録に。中村連己々登牟須比命子。天乃古矢根命之後也とあり。御名義言綾根なり。兒は。言の本言古なり。屋は阿夜なり。繼體天皇の皇女若屋郎女を。此紀には稚綾姫とあるにて知へし。此神一書に天石窟の前にて。太祝詞言申し玉ひし時。天照大神甚く感御て。頃者人雖多請。未若此言之麗美者一也。と詔ひし事見え。此神亦名を太祝詞神とも申せりとおほしきを。此事は一書 按に。其言辭の麗美く綾ありしより稱へたる御名なり。猶興台産靈神 の下に云り。根は稱名なり。此神の御名。記傳云。他書には多くは。

兒屋根と根を添て書るを。記書紀などには此字なく。稱名は略きても云る例。これかれあるなと思へは。根字なきを古夜と訓へきかと思へ。屋を夜泥と云こと。今の俗語のみならず。萬葉四などにもあれば。なほ古夜泥と訓へし。とあるに従ふへし。かくて此神の古く祠られ玉ふは。式河内國河内郡枚岡神社四坐。名神大月次。相嘗新嘗。とある是神なり。又後に春日にして祭られ玉ふ。式に。大和國添上郡春日祭神四坐。並名神大是なり。四座は。健御香豆智命。伊波比主命。天之子八根命。比賣神なり。其他にも多くあり。○忌部首。本に首字脱したり。或校本を見しかは。一本有首字とあり。さる本も有しならむ。必有るへき字なり。記に布刀玉命者忌部首等之祖とあり。さて拾遺に。天太玉命齋部宿禰祖也と見え。姓氏錄にも。齋部宿禰と有て。字を齋部と改たるは。其二書共に延曆以後に成れるものなればなり。日本逸史に。國史を引て。延曆二十二年三月。右京人正六位上忌部宿禰清成等。改忌部爲齋部。重胤説に。思ふに拾遺に。太玉命の神胤なるのみは齋部と書し。其神の率玉へりし氏々は。皆忌部の作るを見れば。其本末の混れ無らしむむ用意と見えたりける。三代實錄貞觀十一年十一月。忌部宿禰高善爲齋部と見えたりと云り。倍平田翁云。忌部は伊美部と訓へし。イムヘと云は。伊美は伊波比と本同言にて。古大人達も云れし如く。齋字をも書て。後世には。忌字を伊牟とのみ訓て。伊波布には齋字脱する事を知へし。諸の凶惡事汚穢事などを忌避て。萬を慎むを云なり。故多く神に仕奉る事に言り。後世にはイハフとイムとはたゞ嫌惡て。去ことをのみ云て。反對なる如くになれども。壽を云も。其人其物を吉からしめむと。願ふにつきて。凶惡事を嫌去て。慎む意より轉り。又た嫌去をイムと云も。凶惡事を嫌去より轉れるにて。本は一なり。其は伊波比伊波布と云ひ。伊波間とも活き。波と麻とは横に親しく通ふ音なる故に。伊麻比伊麻布伊牟と活き。體言

にすゑて。伊美とも云しと聞えたり。部は牟禮の約にて。忌も部も正字なりと云り。さて首は大人の意なり。記傳云。姓の下に附るは加婆泥にて。其部の長を云。諸忌部を率て其長なる由の姓なり。白の以て名くるには非ず。かの中臣氏などの。即其職を以名るとは異なり。○重胤云。かく云れざる。供作る氏々を率。其長として仕奉る。即職にて。謂ゆる以行事。負名と云者なれば。中臣例に異ならざるへし。倍太玉神を。此に忌部神と見えたる。忌は齋戒の事にて。其長と在て諸部神に處分し玉ふ。太玉命の行事也。部は其太玉神の部と成て。供作る諸部神の職なるを。合せて忌部神と申す事は。猶諸部神の長官と云ふか如く。又其諸部神をも。某忌部と云は。即長上なる神と共に。齋戒して供作り。仕奉る謂になん有ける。後世忌部と云氏名と成れるも。本此に起れるもの也と云り。古語拾遺に。太玉命所率神名曰天日鷲命。阿波國忌部祖也。彦狹知命部祖也。檜明玉命。出雲國玉作祖也。天目一箇命。國忌部祖也。また令下太玉命率諸部神。造和幣上云々。また宜太玉命率諸部神。供奉其職。一如天上儀。平田翁云。此文によれば。太玉命の諸忌。また仍令下天富命。太玉命之孫。率手置帆負彦狹知二神之孫。以齋斧齋鉏。始採山材。構立正殿。云々。採材齋部所居。謂之御木。造殿齋部所居。謂之之龜香。また又令下天富命率齋部諸氏。作種々神寶鏡玉矛盾木綿麻等。云々。また天富命率諸齋部。捧持天璽鏡。奉安正殿。云々。また又令下天富命率諸氏。造作大幣。などあるを以知へし。もと忌部とは。神を祭る種々の物を造り。またさらても。凡て齋潔清はりて。事を爲す職を云名にて。かの採材齋部。造齋部諸氏とあるも諸氏の齋部なり。かくて同書に。宮内立藏號齋藏。令齋部氏永任其職。と云。其の次にも齋部氏と云るは。布刀玉命の末の忌部首をさすなり。と云り。さてまた平田翁説に。一通り見ては。太玉命の率たるは。拾遺に太玉命所率神云々と見えたる。忌部諸氏の

みのごと所思れど。忌部と稱ざる。猿女鏡作服部倭文麻績の諸氏をも。率たりけむと所思ゆ。其は上に引る文とも。率三諸部神と云ひ。率三供作諸氏。造三作大幣といひ。殊に拾遺に。率三石凝姥神裔天目一箇神裔とも有るを熟思へし。鏡作服部倭文麻績の諸氏の作る物等は。悉く大幣物なる上は。太玉命の其諸氏をも率たりけむ事。更に疑なきものをや。但し重胤云。其に差別なり有へかりける。其は太玉命所率神名云々あるは元より。太玉命の下風に立て。共に忌部を名乗るへき氏々の祖神也。其餘の神等は。其幣帛を作る爲に。其諸部神の部にはあれども。外に殊なる功用のおほし坐て。凡ては。太玉命に屬玉はざる故に。常に所率神には坐々ざるを以知へし。故同書末に。凡造三幣者。亦須依三神之職。齋部之官。率三供作諸氏。准例造備。然則神祇官神部。可有中臣齋部猿女鏡作玉作盾作神服倭文麻績等氏。而今唯有中臣齋部等二三氏。自餘諸氏不預考選。神裔亡散。其葉將絶。といへり。此文に齋部之官と云るは。中臣と並へて。神祇官に。此氏。古は首の姓なりしを。天武天皇九年正月。忌部首子首賜姓曰連。則與弟色弗共悦拜。と見えて。此より連となれるを。又十二年十二月忌部連賜姓曰宿禰とありて。大氏は此より宿禰となれるを。小氏には稍後まで。首なるもありしを。孝謙天皇天平寶字二年十二月。忌部首黑麻呂等若干人。賜姓連。忌部首融麻呂等若干人。賜姓造とありて。此等は同姓なから。いまた連にも宿禰にもならて有し族なり。重胤云。此二人共に此時に至るまで。首の姓也。天武天皇九年に連姓たるを。此時に至りて黑麻呂が族。若干人には連姓を玉ひ。融麻呂が族。若干人には。造姓を玉へるにて。其若干人の忌部は。拾遺に神祇官神部。可有中臣齋部云々。氏。さて此大氏は。姓氏錄右京に。齋部宿禰高皇產靈命子天太玉命之後也。とあるは。右京に住るを。小氏の家々は。畿内には住さりしと見えて。姓氏錄に右の一家のみ載られたり。

さてこの氏人は。右に出たる人の外に。古語拾遺に。孝德帝時に小華下忌部首佐賀斯爲三神祇頭。齋部廣成平城時に。古語拾遺を著して上れり。三代實錄清和紀。神祇權大佑忌部宿禰高善改爲齋部。類史に桓武帝時忌部廣成等改齋部と云事もあり。と云事見え。外記日記に。朱雀帝時。齋部宿禰宗重。顯廣王記兵範記に。二條帝時齋部宿禰明友。同姓孝重。業資王記に。土御門帝時。齋部宿禰明茂。宮主秘事口傳に。花園帝時齋部宿禰平典。後醍醐帝時。齋部宿禰親重等見えたり。なほ諸國には。忌部と云る氏は古く諸書に見えたり。此氏後は甚く衰へたり。○太玉命。拾遺姓氏錄には。天太玉命とあり。高皇產靈神の御子なる事。拾遺にも見えたり。なほ御鏡坐本記に。太玉命御明玉命兄也とあるを。神名秘書に。太玉命高皇產靈神子榜千々姫命弟。御明玉命兄也。とあるにてたしかなり。名義は記傳に。大神宮式に着木綿賢木。是名太玉申。書紀に。五百箇風坂。とあり。今此神は。玉鏡和幣を着たる眞賢木取持たまへは。若は此太玉申の意にもや有む。さて玉申の名は。手向串なるへし。されは其申を畧て。太手向串とも云へきものと云れたり。今按に太玉申は。なほ字の如く玉を着たる賢木の謂なるべし。この事は。一書の八十五載の下に。平田翁の説を引て云へし。其太玉申を取持玉へは。太玉申命と云べきを。申を省て太玉命と云御名とすべし。兒屋命は。稱辭啓すを主り。太玉命は。太御幣を執捧くるを。主り玉ふ神に御在坐は。寔に太玉申命の義なるへし。さて此神を祭れる社は。式に大和高市郡太玉命神社四座。並大月とあり。三代實錄に。貞觀元年正月從五位上を授奉玉へり。此社。今忌部村に有。平田翁云。松下見林か太玉命社記に。今春日神と云此は拾遺によりて云る推料なり。また拾遺に。阿波忌部所居便名安房郡。今安房國是也。天富命即於其地。立

太玉命社。今謂之安房社とあり。式に。安房國安房郡安房坐神社。名神大月。女新嘗。后神天比理刀咩神社大。とある是なり。續後紀承和三年七月奉從五位下より次々見えて。三代實錄貞觀元年正月奉授正三位とあり。今太神宮村に在り。安房大神と云ふ。安房の一宮なり。后神元名洲神といふ。後世須宮或は洲崎明神とも申す。今世に洲崎大明神と申す。洲崎村二宮即是なり。后神も同位階を奉玉へり。

掘天香山之五百箇眞坂樹而上枝懸八坂瓊之五百箇御統

天香山。天上にある山名なり。此山後に此國土に降着て。大和國なる香山。伊豫國なる天山と。二つに判れたり。大和國風土記神代紀口訣所引又。神社考にもあり。謂天上有山。分而墮地。一片爲伊豫國之天山。一片爲大和國之香山とあり。伊豫國風土記に。伊豫郡自郡家以東北。在天山。所名天山。由者。倭在天加具山。自天々降時。二分而以三片端者。天降於倭國。以三片端者天降於此土。因謂天山一本也。重胤云。和名抄細名に。伊豫國久米郡天山ある是なり。星。また仙覺萬葉抄には。阿波國風土記に。空より降り降たる山の大なるは。阿波國に降り降たるを。天詔刀山といひ。其山の碎けて。大和に降り著たるを。天香山と云とあり。萬葉に。天降付天之芳來山とある此意なり。山の南麓に。今香。式に大和國十市郡天香山坐云々。今はかく山と清みて稱へ。古は還音に唱たり。○五百箇眞坂樹。記に五百津眞賢木とあり。記傳云。五百は。枝の繁きをいひて。一木の上の事なり。仲哀紀に。五百枝賢木とあるにて曉へし。天孫降臨章なる。湯津楓

の湯津も同じ。眞坂樹の坂は借字。仙覺か萬葉解に。榮えたる樹と云と云り。新撰字鏡には杜毛利。又佐加木。又龍眼佐加木。また榊椀三字佐加木と有り。榊字は。日本後紀にも見えたり。和名抄にも。漢語抄龍眼木。今按龍眼其子名也と有り。此は後世の佐加紀に當たる可けれど覺束なし。況て上代には叶はず採要とあり。さて其木は今も神事に用る榊なるへし。通證に。此樹信祭神之靈木。未聞西土有。此種。故不借漢名。與松柏之品異矣。と云るは。然る説とおほえたり。さて源氏物語に榊巻ありて。此木の香ある事を云ひ。古歌にも榊葉の香をかくはしみとあるは。何れの木にも各其香有を。殊に新芽の程などは。況て其香の灼き者なり。と重胤の云れたる。さも有へし。○掘。記に根許士爾許士而。拾遺に左禰古自乃禰古自。萬葉八に。去年春伊許自而植之云々若樹梅者。古今六帖に。秋野は根許士にこしてなど詠て。根なからに掘取をいふ。俗に云根引にするなり。物をこしると云俗語も。これより出づらん。と記傳に云り。拾遺の左禰古。自は眞根掘也。此は下に見えたる。鏡玉などを著へき料なれば。殊に大なるを根掘取れるなるへし。根なからに取れるは。其なから立るに。居りのよき爲なるへし。○上枝。中枝。下枝。重胤云。上枝は加美都延と訓て。志母都延に對はしむべきなり。又本都延と訓て。志豆延に對はしむへし。應神紀歌に。辭豆曳羅波。云々保菟曳波云々。とある是なり。記も。また記。朝倉宮段歌には。本都延波。阿米袁淤幣理。那加都延波。阿豆麻袁於幣理。志豆延波比那袁淤幣理。と先云て。次には其を承て。本都延能。延能字良婆波。斯毛都延爾。淤知布良婆閉。斯豆延能。延能字良婆波。云々と有て。

本都延に對ひたる所には。斯豆延と云ひ。其下句に在て。對ふ所なきは。斯毛都延と云るは。即加美都延に對ふ語なるか故なり。然るを本に上校をカムツエと訓なから。下校を志豆延と訓るは格に外れたり。本都延の本は槍穂又稻穂などの穂に同じく。秀眞又國秀などの秀の如く。物の鋒に秀出る義なる事。云も更なり。然るに記明宮段御歌に波都爾波。波陀阿可良氣美。志波邇波。邇具呂岐由惠。美部具理能。曾能那迦都邇衰。と有を熟思ふに。上土下埴。中土と云事なり。物の端を波と云事。山端又端立などの如し。是を以て本と波と義相通ふ事知へきなりと云れたり。

中枝懸 八咫鏡 一云眞經津鏡

八咫鏡記に八尺鏡 訓八尺云 とある。尺は咫の誤か。又は咫尺と古くより云習へる熟字のあるに依て。此も通して云るか。注の八は決く誤也。さて此鏡の御名は。草薙劔を。神皇系圖神皇實錄等に。十握劔と所見たると同じ。度量を以て云るなるへく。其に就て八咫と云義を考るに。記傳に。古物を度量るに咫と云名あり。と云れたる。實然る説にて。上古に。今の七八寸はかりなるを。凡に七咫とも八咫とも云しならん。其餘に云るは物に見す。今の心にては。たゞに七寸八寸ならむには。七八寸と云てあるへきを。いかなれは別に然る名目は有ならむと云に。阿多と云るは。大凡に物を指定めて。度量る時の名にてもありしなるべし。阿多と云義は詳ならねと。古く咫字を借れるは。公望私記に。凡讀咫爲阿多者手之義

也。一手之廣四寸。兩手相加。正是八寸也。故書傳謂咫爲八寸也。又韻書に謂八寸曰咫。又説文に。中人手長八寸。謂之咫一周尺也。などあるか。平田翁。此私記の説に依て。手を阿多と云る本義は。未思得され通して且と云るなり。と云れたれと信かたし。さて私記に。一手廣四寸とあるを。二並へて八阿多なりと。云るは非なり。若此説の如きは。七阿多をは何とか説かんとする。既く私記にも。今云八咫者。是八々六尺四寸也。など云る異説の起れる也けり。さる事にあらす。たゞ八は八重八瀬などの八にて。物の重なるを云るなり。但し周尺に云る處は。手長に度りて云る名。此方に云るは手廣に度りて云る名の差あるを知へし。此方の七寸八寸を。七阿多八阿多と云るに似たれば。大概に當て。書るものと見えたり。咫字を借れるにても。七八咫之餘に。某咫と云へる名目の有ぬを思へし。されは今心得むに。七咫とあるは七寸許。八咫とあるは八寸許。と見て違ふ事あらし。とそおもはるゝ。さて其八阿多を略きて。今は八多と云るものなるか。此御鏡の八咫 所謂八寸許 に坐ことは。釋に天德御記を引て云。内裏焼亡之時。内侍所神鏡不燒損。其鏡徑八寸許。頭雖有小瑕。專無損。とあるにて知られたり。猶釋紀に。先師申云。天德回祿之時。件神鏡所待在。在灰燼之中。不燒損。其鏡徑八寸許。云々。御記文柄焉。然則彼八咫鏡徑八寸歟云々。と已に定め云る言さへあり。口訣に。八咫鏡者。面八寸鏡と注せるも。必其受る所ある説なるへし。然るはまつ。此天德四年の災に罹り玉へる神鏡は。石窟戸の時の本物に非ず。崇神天皇の御世に彼八咫鏡に擬造られたるものなり。然れば頭雖有小瑕とある。小瑕は燒損たる瑕には非ず。是また釋紀に。大仰云。御紀文神鏡小瑕如何。先師申云。此紀一書文。日神方開磐戸而出焉。是時以鏡入其石窟者。觸戸小瑕。其瑕於今猶存云々。就之思之。今内侍所神鏡者。崇神天皇御時。更所鑄也。然則本鏡有瑕。所鑄之新鏡。不違本樣。鑄付其瑕之條。明白者歟。又先師申云々。崇神天皇御宇。被奉寫此

神鏡之時。不違本樣。鑄付件小瑕之條。於焉明白者歟。と云るか如し。如此其小瑕をさへに。本
 像を違へず。鑄付しめ玉へれば。况て其大小き度を。違へ給ふまじき事決く。其徑八寸許とあるに據
 りて。想像奉れば。其本鏡を八咫鏡と云る。八咫は八寸許なる事著し。備此御鏡の事。猶委くは第一
 一書の下に云へし。○真經津鏡。名義。記傳に真太鏡なり。太は稱辭にて。布都とも通はし云る例多し
 と云り。さて真經津鏡は。此御鏡の御名のみにはあらて。上古鏡を美稱へて云る名と見えたり。倭姫
 命世記に。伊勢度會宮に坐大神の御靈形を。真經津鏡圓鏡也。とあり。播磨風土記。賀古郡條に。昔
 大帶日子命誹印南別嬢之。御佩刀之八咫劍之云々。下結麻布都鏡。繁時云々。是は疑。繁とあるを見
 て知し。

下枝懸 青和幣 相與致其祈禱焉

青和幣。白和幣。記傳云。和幣の底は。多問の約たる言にて。即爾岐多問なり。爾岐は即和字又熟字
 などを訓り。多問は師説に。絹布の類を總云名なりと云り。されど此説は非なり。右の説の如く。尼
 枳底を和多問の約たるなりとする時は。和妙に對て。荒妙の約りたる。阿良底と云事もあるへきに。
 さる名なきにても。其義に非ざる事をまつおもふへし。
 底は手なり。御手坐。即幣の手と同じく。手以て捧けて奉るものなれば爾云なり。さて和は稱辭

なり。荒和の和の義にはあらす。下に唾を白和幣と云。涙を青和幣ともいふ。拾遺に令下太玉命率諸部神造和幣と
 ある。幣物の惣名をまつ云置て。次に其料物を種々云るも此よしなり。なほ同書に。青和幣白和幣の
 外に。令天棚機姫織神衣。所謂和衣。古語爾伎多倍。とあるにても。和幣と和衣とは別なる事を知へ
 し。字書に幣帛也。とあるに泥むへからす。さて青といひ。白と云は。其幣物の色を以て云ると。次の記傳の説の如し。記傳云。
 青とは。拾遺に令長白羽神種麻以為青和幣。古語爾伎多倍。とあり。麻は木綿にくらふれば。稍青き故に。
 青和幣と云なりとあり。木綿は即白和幣なり。次に云。池邊真藤云。麻は和名抄に。和名乎。一云阿佐。案屬也。因難
 は。其實青色なる物なる故。かの木綿以て造れる白和幣に對て。此を青和幣といふなり。今も越後また大和奈真より出る案麻。和名抄に。周禮注云。苧和名加真無之。麻屬。白而細者也。の白色なるに對て。此を青麻といへり。日本紀纂疏に。青和幣造以麻。謂菜
 也。白和幣造以穀。謂木綿也。とあり。白和幣は。一書に下枝懸以粟國忌部遠祖天日鷲所。作木綿と見え。拾遺に令天
 日鷲神以津咋見神。穀木種殖之作。白和幣。是木綿也云々。又神武天皇の段に。穀木所生。豐後風土記に。速見
 郡柚富郷。此郷之中。栲樹多生。常取栲皮。以造木綿。因曰柚富郷。また實基本記にも。謂以穀木
 作白和幣。名號木綿とあり。かゝれば。白爾岐豆は木綿のこと。木綿は穀木皮以て。織れる布にて。
 古はあまねく用たりし物なり。此を布にする事。漢籍にも見えたり。和名抄に。穀加知。木名也。と云ひ。字鏡にも。穀精
 名抄にも穀加知見えて。布の事は見え。和也。加知の木。とあり。さて布にせしことは。いと古の事にて。やと降りては。たゞ紙にの
 云なり。又古書に栲菜と多くある栲も。右に引る豐後風土記によるに同物なり。故。さて又書紀に。下枝懸所。作木綿
 といひ。又下卷天日鷲神爲。作木綿者。なと云るは。記など彼是を合せて思ふに。白和幣のみにはあら

て。必青和幣もそなふへければ。かく云ときは。穀と麻と二種を凡ても。木綿と云りとみゆ。なほ又式などに。其料物を擧たる所には。木綿と麻とを出せるに。其を用る所には。たゞ木綿の事のみ云て。麻の事は見えぬか多きも。二種を合せて木綿と稱故なりけり。凡て神に木綿を付すと云るは。二種を合せての名なり。さて白和幣青和幣とも。織たる布をもいひ。萬葉に。木綿。疊。手向などあるは。必織たる布と聞ゆ。又未織はせて。たゞ糸にしたるまゝなるをも用たりと見ゆ。故古書に木綿をは作と云て織とはいはず。又式などに。布若干端木綿若干斤麻若干斤と。布の外に擧げ。端などはなくて。斤とあるも。糸なから用る證なり。されは今賢木に垂たるも是なり。麻も常には未織ざるを云へとも。又其布をも同じく麻衣など云る如く。麻も然也。されは惣名の多閉も。織たる未織ざる通はし云へさか。又神に手向る奴佐も。絹布をも未織ざる木綿麻をも云り。麻とかくは。種々の中の一につきてなり。又後世に紙を用るは木綿の代也。と云り。○懸。此の白和幣青和幣を懸とある中に。彼の拾遺に。天、羽檜雄神の織れる文布。これ荒衣なり。棚機姫神の織れる神衣。和衣。なともこめて。並懸たる事もとよりなり。さて上の玉をは取著。明應本秘閣本にしかよめり。鏡をは取繫。秘閣本にしかよめり。本此には取垂とよめる。皆記によれり。さて取垂と云るは。皇極紀は懸。掛木綿。萬葉。令垂の意なり。但し志陀禮を約めて志殿と云なり。と記傳に云るはたがへり。さてかく鏡和幣等を坂樹に懸たるは。上古の禮義と見えて。神代の神等もしか爲給ひ。後の御世には人もまかして。皇の御前また貴きあたり奉り。又轉りては木の枝に雉をつけて人に贈りつる事も。物語文に見え。文を附て遣るは。中頃の常也き。是等もみなあなたを敬ひて。ものする心はへの残れるなりと。記傳探に云れたり。○相與は。兒屋命太玉命諸共

になり。重胤云。此時八百萬神等。皆共に此場に會合玉ふと雖。諸部神の中には。幣帛に供作る神等も御在坐し。又手力雄神。天鈿女命の如きは。各其仕奉るへき事共の御在し坐ければ。其御祈禱の御事に就ては。天兒屋命太玉命二柱。相並はして仕奉り玉へるなり。然るに第三一書の趣にては。其太幣帛をしも。兒屋命の太玉命をして執持しめ玉へる如云るは。中臣氏をして。忌部氏の上に置むと爲たる用意の程見えて。甚味氣なし。本よりして兒屋命は太占の卜事を掌りて。此にては廣厚く稱辭して。祈啓し玉ふへき職の神なり。太玉命は諸部神を率て幣帛を造らしめ。此にては太御幣を取持して。捧奉り玉ふへき神に御在坐て。各其掌らせ玉ふ事なん。別々に渡らせ玉へれば。其にては叶はず。又拾遺には。令太玉命捧持稱讚。亦令天兒屋命相副祈禱。と見えたるは。太玉命を主として。兒屋命をしも其副と成したるなれば。愈合はずと見ゆれば。此正書の正しきは云も更なり。紀に布刀玉命布刀御幣登取持而。天兒屋命布刀詔戸言禱白。とあるなん茂杵の本末傾けさる傳にて。中にも正しき説也ける。と云り。○致其祈禱。記に禱白而とあり。能美と云義は既に云り。さて其禱白せる状は。第二一書に。天兒屋命則以神祝々之。第三一書に。廣厚稱辭祈啓。などありて。祝詞に多く稱辭竟奉と云に同じく。其懇誠を至し盡し極むるを云なり。

又猿女君遠祖天鈿女命。則手持茅纏之稍。立於天石窟戸之前。巧作俳

優。

又猿女君云々。重胤云。此は天鈿女命の神樂を申されし一段なるか。紀記拾遺に差せる異も無き物か。何れにも天鈿女命の。後世神樂に謂ゆる。人長に當れる御務の事のみ有て。其支度用意の御事に於ては。總て此を漏されたり。故言を加へて心得すは得なん有まじかりける。上代本紀に。凡神樂之起。猿女君祖天鈿女命。採天香山竹。其節間離風孔。通和氣。とあるは。樂器の笛の起是なり。また亦天香弓與並叩絃。今世謂和琴其絃也とあるは。和琴の起にて。此事本朝事始には。殊に詳なるを。類聚本源にも見えたり。又上代本紀に。木木合合而。備安樂之聲とあるは。謂ゆる笏拍子の事也。右件笛琴笏拍子の起有て。又後世御神樂に所謂笛工彈琴擊拍子の設備はれり。偕また神祇本源に。古語云。人長者。天鈿女命也。と見えたる如く。此時の天鈿女命の所作はしも。實に後世に所謂人長なり。さて右の支度其悉に相備りて。次には此の本文の。猿女君遠祖天鈿女命則云々より。顯神明之憑談とある所の文是なり。此を記には。又天鈿女命手次繫天香山之天之日影。而云云。八百萬神共咲。とあるは此紀よりは少し委曲しき狀なる者なり。拾遺には思兼神の事謀りに。又令天鈿女命云云相與歌舞。と見えたり。右等の傳々を。此に合せ見れば。此紀の此傳のみ。全く備はれりとは云かたくして。猶意を補ひて聞へき事少からざるなり。此一應の事共此に云へし。一には此に以天香山之眞坂樹爲鬘。云

云とあるは。鈿女命の出立の裝束なれば。其始に在へき事。記拾遺の如くなくては叶はざるなり。二に手草結天香山之小竹葉とある是なり。拾遺に以竹葉飲慰木葉。爲手草とある飲慰はいかゞなれと。手草と爲る事に於ては異りなし。武細云。本朝事始に。神人。但可讀佐加宇土。垂仁天皇廿五年。天照大神饗以神之上枝中枝下枝。各爲寸切之長。合爲三調子。以左右之手。鳴之。爲早。三には。此に手持茅繩之梢。立於拍子。今世謂原文右之後傳之。とあり。今按に。これ飲慰の木にはあらざるか。考へし。天石窟戸之前。巧作俳優云云。火處燒。覆槽置は。拾遺に。手持著鐸之矛。而。於石窟戸前。覆槽一擧。庭燎。巧作俳優。相與歌舞。と見えたる方。殊に委しく聞ゆ。四には。此に覆槽置。顯神明之憑談は。記に於天之石屋戸。伏汗氣。踏登杵呂許志。爲神懸云云。其は拾遺に。凡鎮魂之儀者。天鈿女命之遺跡とあるを。此紀に其事を傳へ洩したるなり。五には。記に掛出胸乳。裳緒忍。垂於番登也。と云る文をも傳洩せり。右件の意をも補ひて聞へし。と云れたるはけにさる事なり。○猿女君。此氏の事も。名義も下卷に出て。そこに云り。○天鈿女命。記傳云。名義。拾遺に天鈿女古語天乃於須女。其神強悍猛固。故以爲名。今俗強女謂之於須志。此緣也。此注を思ふに。此書の傳には。於受賣とありしを。鈿女と書る文字は書紀に依れるなり。延喜七年進大神宮禰宜譜圖帳にも。天乃於須女とあり。源氏物語に。おどましくは。木帶うたておどましかるへき露など。皆婦人の事を云て。右の意なり。今世言にも。於曾伊又淤受伊。と云言あり。と云り。此神のおどき御態は。此次又下卷に見えたり。○茅繩之梢は。私記に以茅繩其矛也とあるか如し。但必以茅者。蓋取潔白之義歟。と云るはいかゞ有らむ。重胤云。茅は菅の種類なるか故に。

萬葉集にも通はせてよみ。又通證にも。夏越ナコシ被菅貫輪。或謂之茅輪。則菅與茅其用同矣とも云り。和名抄に。菅。和名須計。草名也と見え。茅。一名白羽草和名智。と出たり。陸機説に。菅似茅而滑無毛者と云ひ。茅は。一に白茅とも云るを。時珍説に。夏花者爲茅。秋花者爲菅と云る。共に同種異品なる者也。本朝事始。和琴の事を云る所に。茅以須賀乃葉。調左右乃手。奏。又號須賀古止云々。有須賀加幾之調と有。菅搔と云ひ。菅琴と云れとも。茅搔茅琴とは云ざるを以て。菅の種屬なる事を知へしと云れたり。さて拾遺に令天目一箇神作。雜刀及鐵鐸古語佐那伎とありて。次に天鈿女命手持着鐸之矛とあり。平田翁云。師説に着鐸之矛といひ。茅纏之稍と云るは。たゞ名の傳の異なるのみにて。實は一にて此鈿女命の持たる矛也。と云れしはさる言にて。矛のすへては。茅を以て纏て。夫に鐸を付たりしを。鐸矛とも。茅纏之矛とも云けんを。一方に語れる傳を記せるなりけり。さて鐸は。天目一箇根命の作れるなり。矛は。手置帆負彦狹知命の。木を以造れる事決しと云り。拾遺に。今手置帆負彦狹知あり。下卷天孫降臨章に云り。鈿女命の此矛を以て。爲給ふ事は次に云へし。○巧作俳優。巧は意を用て聞へし。心の限手の限を盡させ玉へるを云なり。和邪袁岐は。平田翁云。師説に和邪は童謡。禍諺などの和邪と同じく。今世にも神また死人の靈などの祟るを。物の和邪と云是なり。其は常にはた、崇りて。凶き事のみ云めれと本は凶にも吉にも通る語なり。かくて何事にまれ。人の口を假て神の歌はせ給ふを和邪歌と云ひ。言せ給ふを言和邪とは云なり。神のなし玉ふ意を以て云ふ。と云れたる如くにて。俳優も。神懸につきて云稱にて。神懸の態を爲て。大神を咲まし奉

りしより云るにて。袁伎は。袁加斯の約れるなるへし。

武郷云。袁伎は袁加斯的の約と云るはいか。此は記中卷仁徳天皇御歌に。伊夜袁許とある袁許に同じ。記傳袁許は。中昔

嗚呼人近之矣。此は可笑き伎する者を云るなりといへる。此袁許を通音に。袁伎と云るものなり。右の御歌の袁許をも。記傳に袁加志と云と同じ。と云。其は物の憑て狂はする態の如く。胸乳をかき出など。最も可笑しく物する故の名也。とあり。倭此は。次の顯神明之憑談と同事にて。別事にあらず。故記には。爲神懸而云々。そのみありて。俳優の事はなし。拾遺には。神懸の事なくて。たゞ巧作俳優とのみ有にて知へし。さるを此紀に。巧顯神明之憑談とあるは。別なるか如くに聞えて。いか。なる書様也。拾遺はこれを意得て。書るものと見たり。さて重胤云。後に猿樂と云事の起は。必此時の俳優に起れる事。通證に謂之猿樂者。猿女氏所相傳之樂也。とあるか如し。さるは粟田口猿樂記に。猿樂の止事なきよしを述べ。また幹林葫蘆集に所見たる。村上天皇の大御言にも詔へるか如く。然る戲はみたる。嗚呼の手振には。中々に神も愛給ひ。怒れる心も和む者也ければ。鈿女命の俳優して。大神の御怒を解奉らせ給へる歌舞なれば。世に譬しへなき吉例になん有ければ。言痛き漢風の理を離れて。直く正しき古昔の様を思へき者也かし。此はしも。日神の御怒斜ならざる時なるか故に。尋常の理屈を以ては。解へからざる事すへく謀り賺し出し奉られたる者なり。思兼神の深謀遠慮は此にあることと云り。さる言なり。

亦以天香山之眞坂樹爲髮以蘿比舸爲手繩多須積

眞坂樹爲鬘。記には爲鬘^{マサキツツ}天之眞拆^{マサキツツ}と見え。拾遺には以眞辟^{マサキツツ}爲鬘とあり。眞拆は。繼體紀歌に。磨左棄逗囉^{マサキツツ}とある草の名なり。重胤云。此に眞坂樹とあるも。本よりさる傳なるへけれど。坂樹を鬘にせんこと。いかにもそやおほゆ。此は名の似たるより混れつるなるへし。凡て鬘とは長く垂るものを云て。挿頭^{カサツクス}を云は聊別ありと云り。此説一わたりはさる事と通えられた。上古挿頭と鬘と混つにして云る事もあり。其は古くは尾張風土記に。丹羽郡吾縵^{アツラ}郷。云々建岡^{アツラ}君到^{アツラ}美濃國花鹿山^{アツラ}。攀^{アツラ}賢木枝^{アツラ}造^{アツラ}縵^{アツラ}云々。詭言^{アツラ}阿豆良里^{アツラ}也。此は正しく賢木枝を縵と云し證なり。挿頭^{カサツクス}も頭上にある物なる故に。髪^{カサツクス}と同じ意以て稱られたりけるにや。又安康紀なる押木^{オシキ}珠縵^{タマカサツクス}云々。其物の状は慥かならねども。此等も挿頭^{カサツクス}の類とは通えたり。又賀茂松尾日吉等の神事に。葵^{アヲヒ}蕨^{アヲヒ}楓^{アヲヒ}蕨^{アヲヒ}等を掛る事あり。此神代よりの事なるへし。枕草紙云々。神代よりして然る挿頭と成けん。甚しうめてたし。續紀天平十九年五月。詔。五日之節常用^{アツラ}高蒲^{アツラ}爲^{アツラ}縵^{アツラ}云々。非^{アツラ}高蒲^{アツラ}縵^{アツラ}者勿^{アツラ}入^{アツラ}宮中^{アツラ}など見えたり。萬葉集には殊に多く見えたり。其は八に櫻花を。處女らか挿頭^{カサツクス}のために。みやひをか鬘の爲とあり。十九には。挑^{アツラ}を花鬘とよみ。三に高蒲^{アツラ}花橘^{アツラ}を玉に貫縵^{アツラ}にせむと。とよめり。又八に秋稻縵^{アツラ}の歌あり。十七に玉藻を縵につくり。とよみ。十八に。百合花縵^{アツラ}。五に柳の縵あり。かく種々に蔓草ならさるをも。鬘と爲る事多ければ。神代に賢木を鬘と爲し事も。頗に疑ひかたし。さはあれども。なほ此は記拾遺の傳の方に心引かれて聞ゆかし。と云れたり。○以蘿爲手縵。記に日影。拾遺に蘿^{アツラ}爲^{アツラ}手縵^{アツラ}と作り。さて記には天香山^{アツラ}之天之日影と

あれど。此は眞坂樹の處に云へれば略けるなり。記には眞坂の處に天之日のみいひ香山之と云を略ける事互に同じ。此物の事。信友云。大嘗祭式齋服條に親王以下女孀以上。皆日蔭鬘。四時祭式齋宮式。供新嘗料物の中に。日蔭二荷と見えたるは。萬葉十九。新嘗肆宴の時の歌に。足日本乃夜麻^{マシ}之多日影^{ヒカク}可豆良家流^{マシ}とよめる日影是なり。また和名抄祭祀具に。蘿蔓日本紀私記云。以蘿爲鬘。和名比加介加都良。と見えたるこれより。信友云。日影は。今も山城の東山北山。又男山比叡愛宕の山々の樹下などの。苔生はかりの處に生出て。地上にいと長く延回れる蔓草なり。小枝^{カサ}參差^{カサ}に繼々にいてきて。葉といふへきものは。蔓こめに皆鬘の末はかりにて。繁く着たり。色は緑にて。清く美しく。採置て程ふれど。色あせすして在る者なり。此を土人ともなへて比軻^{カサ}と云り。然るに苔類に。蘿。唐韻云。日本紀私記云。蘿比加介。女羅也。また松蘿。雜要訣云。松蘿。一名女羅。和名萬豆之古介。一云佐流平加世。と別條に擧たるを。唐韻に蘿女蘿也といひ。雜要訣に松蘿の一名をも女羅也といへる。漢名の異説に拘泥て。和名の比加介をも。萬豆乃古介。また佐流平加世といふもの。同物なりと心得たる説は僻事なり。本草和名にも。松蘿一名女羅。此は雜要訣と同じ云々。末都乃古介。とのみあるをも證とすへし。さて松蘿は深山の茂れる老松に寄りて。生る苔ながら。細き蔓草たちて。枝に垂懸れるものにて。古今物名にさかり苔とあるもこれにて。今も然いへり。と云れたるにて。知へし。この蘿と松蘿の事に付ては。纂疏をほしめ。記傳通證。また近來彼是の書にも説々あれど。聊つもの異ありて。いとまじはし餘は記し出す。かゝる物は。なほ其國。日影と云名義は。此ものは奥山の木陰に生て。日光のあたる處には。生

難き物なる故に。日蔭葛とこそは名に負たため。といへる説はあれど。今思ふに名義御蔭鬘にて。もかしは鬘カッの事を。蔭とも御蔭とも云へり。さて鬘には種々あれども。日影はあるか中に殊に清く美はしき物なるからに。おのつから鬘の名に負へるなるべし。(鬘を蔭と云ふことは萬葉また風土記に見えたり。この事持統紀に委しく云)手纏は。允恭卷盟神探湯の處にて。諸人各著木綿手纏ツ而赴釜探湯。などあり。高橋氏文に。採麻佐氣葛ツ天。多須岐仁加氣豆。とあるを。年中行事秘抄に載れるには。多須岐仁多須岐豆とあれば。須久とは。手を以て透し通志し謂の言なり。さて手纏は。通證に。祭神時掛肩之物とあれど。祭神の時のみに限らず。姓氏錄に。雀部朝臣條に。星川建彦宿禰。諡應神天皇御世。代於皇太子大鷦鷯尊。繫木綿褌。掌監御膳。などありて。貴き御前に仕奉る時の。古代の禮服なり。この事口訣に。被太手纏者。着小忌ツ如纏ツとあり。祭服の小忌衣。即古の纏ツのなこりなり。着小忌如纏とあるにて後世の纏と異なる物されは。今細女命の掛給ふ褌も。専ら禮服の爲に着玉ふにて。天香山の蘿をしも取れるは。其清く美しきを以。小忌の祭服に代玉ひしなり。されは後世賤人の袖を擧るか爲に。取掛るたすきとは。名は一にして。其物は異なり。扱其はいかなるさまなる物ならむと云に。字鏡に纏負兒帶也。須支。また櫛東小兒背帶。須支。また名義抄に。褌をヒムツキ。又チコノキヌ。また櫛襟をムツキ。タスキとあり。其狀後世の半臂。またからきぬなど云ものゝ如く。手を透し通して。胴の限りをまどへる衣なり。小兒を脊に帶る衣と。同じさまの製なりしなるへし。それもこれも。手を透し通す物な

るか故に。手次の名はありし物なり。さてしか負兒帶の名とされりしより。また其纏字に手字を添へて。手次に借用ゆしものと見えたり。記傳の説は。本末の差あるへし。さて序に云。手次は其も。かく貴き御前に。仕奉る禮服なりけれど。後には多くは女の着るものとなりし事と見えて。姓氏錄。陳多治比宿禰條に。火明命十一世孫。殿諸足尼男。兄男庶其心如女。故賜禰爲御膳部。とあるにて知られたり。さて後世となりては。袖の大きくなりしより。禮服の方は失はれて。何事を爲るにも。袖の差障るを。巻擧ぐるかため。具となりてより。か賤人の女は。常に器具などを取まかなふより。つひに其方のものとなりしなり。されは。女の手次をかくるは。内々にての事にて。貴人のまへなどに出る時には。はつして出るを禮とす。これ上代のものとは。異なるか故なり。この差別を思はずして。云れたる記傳の説はいかとなり。和名抄に。本朝式云。褌禰各一條。褌多須岐。禰知波夜。今按未詳。と見ゆ。禰は袖を擧ぐる由の倭字なるへし。又名義抄には。褌をも禰をも共にチハヤ。またタスキと訓ゆり。重風云。今其製りさま易れ。神に事する巫女の禰衣を。チハヤと云り。交。延の義にて。昔は纏と同じ狀に。絹布を引交へて纏へりしを。其製りさま易れ。據て按に。古代の手纏は。後の小忌衣などの様に。したゝかに縫裁したるものにはあらて。手を透し通すはかりにしたて。大凡に絹布を引交へて。製りしものならむか。彼製なども。上代のは後世とはかはりて。いと假初なりしものと。おほしきをも思ふへし。細女命か。蘿を手纏と爲し。高橋氏文に。麻佐氣葛を多須岐にかけしも。たゝ引交へて。纏へりしものにそありけらし。

而火處燒覆槽置。顯神明之憑談。顯神明之憑談。此云歌牟鵜可梨。

火處燒。拾遺に舉庭燎ニヘヒとあり。和名抄庭燎。和名瀧波比。庭火也。同事なり。記傳云。庭火を燒たる由は。上に常夜往とある如く。世中暗くて。種々の禍事發れるなれば。庭火を數々晝の如く燒て。世中愛たき有狀を爲て大御神を欺き出し奉れるなり。武都云。拾遺に。六合常闇晝夜不分云々。凡厥庶事燎燭而辨。とあるにて知へし。斯く之を佳例として。神事及事ある時は。簀火を燒き。又魂祭などに此を用るも。皆此時に效へるなりとあり。又池邊風俗は。此庭燎は。何の爲に擧すそといは。此は日大御神の。

天石窟戸に幽居坐し玉ひて後も。なほ大御神にすこしもかはらぬ日神有て。白晝の如く明き由をあらはして。其を大御神の不審み玉はむ時。誘出し奉らむ神計にて。此神招の一條は。此事を主意には有ける。と云り。この意はへもあるへし。さて此に火焼と云すして。火處焼と云るは。處字剩れるか如し。されど此は後世に。此時の古事に因て神事に庭燎を撃る事とされるか。其神祭の場處にて。焼く火の名目を。火處と云習ひしものなり。庭燎と云事も。にてたく火を。しか名けしも。かれ火處と云が。火の名目とされる。後の稱を以て。こゝにも記せるものなり。のなる事共に同じきが如し。かれ火處と云が。火の名目とされる。後の稱を以て。こゝにも記せるものなり。

○覆槽置。記に伏汗氣一而踏登杼呂許志とあり。こゝの書さば。置字か伏と云に當れり。覆字。記傳云。是は此物の上に立て舞に。踏て響あらせむ爲に。踏と云こし。中を空虛に設たる臺にて。形状の筒の如くなる故に。名義空筥なり。書紀に覆槽と云られたるに付て。以馬槽一覆之と注せられたるは誤なり。こゝは馬槽にまれ。酒槽に

形状によりて。覆槽とは書る所かし。後の書に宇氣槽と云るも。槽に似たる故に然云なせるものなり。然るを古語拾遺に。覆槽と云。又古語宇氣布福とあるは。後につけたる名を。古語と意得たるなり。誓字を加へて。約誓之意と云るも甚誤也。又覆槽本に。干該布福とあるも。布福は此拾遺に依て。さて此物。後世鎮魂祭儀に遺れり。四時祭式。彼祭料物に。宇氣槽一隻とあり。と云り。さて記には。踏登杼呂許斯。世に神事に大鼓をうづつは。此音を效しにや有む。とあるを。此紀にはさることなく。いかなるやうなれど。此は顯神明之憑談とある文に。其意をもこめたる物なり。さて其はいかなる事を爲たまひてか。踏と云こし給へると云に。平田翁説に。拾遺に凡鎮魂之儀者。天鈿女命之遺跡。と見わたれば。鎮魂祭の儀は。此段の故事より起れる事論なく。はた其式を貞觀式に載されたるに。大藏錄以安藝木綿二枚。實於宮中。進置伯前。御巫覆宇氣槽。立其上。以杼撞槽。每一度畢。伯結木綿。訖御巫舞訖。次諸御巫猿女舞畢。と見え。江次第にも。御巫衝宇

氣。次神祇官一人進結系於葛篋。此間女官藏人開御衣篋。振動。也。また其注に。以質木衝舟と見えて。此御巫猿女は。共に元は宇受賣命の裔の仕奉れる職なり。天孫本紀に。鎮祭之日。猿女君主其神樂。擧其言。大謂。一三三四五六七八九十。而神樂歌舞。と見えたり。此を上に引る貞觀儀式江次第の文と考合せて。御巫の宇氣槽に立て。杼以て撞く時に。一三三四云々。と謂事しられ。さて其一といひ。二といひ。毎

それ即此時宇受賣命のしか言るに據れる儀なる事。鎮魂之儀者。天宇受賣命之遺跡。と云るに思合せて知られたり。かれ上に持茅纏之稍とあるも。覆槽撞ん料なる事知られたり。又紀記拾遺などには。其稍もて撞たる事は記さねとも。巧作俳優。次に顯神明之憑談。とある文に。其事をこめて。記せるもの也。と云れたるさる説也。○覆槽置此云于該布西。本には置字布西二字なきを。類史に據て補ふ。さて此下に。フミトマロカシと訓るは。記に因れるなり。秘閣本の訓にはなし。○顯神明之憑談。記に神懸と作り。山陰云。神懸を顯神明之憑談と書れたる。顯字にて意違へり。爲字などにて然るへしと云り。崇神紀に神明憑。倭迹。さて私記に。問。凡云神懸者。必有其神託宣。何神哉。答。此與他處爲少異。諸神欲令三日神。深見奇物。故俳優萬態。不可彈記。鈿女命假爲他神有。所託宣耳。是欲令三日神。深奇故也。然則是假爲之。言。未必有神所託也。とある此説に依て。記傳云。今此段の神かゝりは。物の著て正心を失へる状に。えもいはぬ劇戲言を云て。俳優をなすを云なり。正心にては。しきことを。包ます言などを神懸とは云なり。今俗に著物のしたる如く。口はしるといふ狀なり。○拾遺には。神明之憑談の語なく。たゞ巧作俳優。相共歌舞。とのみあるは。神懸も俳優のうちなる故なり。この紀に巧作俳優。亦云々。顯神明之憑談。とあるは。

俳優と別にしたる書さまなり。されど手持三茅纏之箱。と云ると。眞坂樹爲レ蟹。以レ羅爲レ手籠。と云るとは。たゞ一つまきの事と聞えられたは。實は別事にあらざる事明らかし。然れば別事の如くあるは。書さまのあしき也。拾遺は此を心得てかけるものなり。と云れたるか如し。さるは神懸る時には。其人の平心に言まじき言をいひ。爲まじき事をもすなるを。今
 鈿女命其状をまねひて。平心ならぬさまに。種々の可笑き俳優するを。神かくりとは云傳へたるもの也。池邊眞藤云。神懸とあるは。即鈿女命の俳優の状を云るにて。神懸詞は。拾遺なる阿波禮阿那於茂志呂云々の語をいふなり。然るを記紀に。此神懸詞なきより。神懸は俳優をいふ事のやうに聞えて。其混はしとあるは信かたし。さて記紀は爲三神懸二而掛三出胸乳一裳緒忍三垂於番登一也。爾高天原動而。八百萬神共咲。とあり。此文にて當時の有様思知られたり。さて上の聚三常世之長鳴鳥一使三互長鳴。といふより。これまての事ともは。石屋の内に坐ます。大神の出坐むことを。表には種々に祈禱申し。これ兒屋命太玉命。其また裏には。其大神にも勝りて。他神のいと尊き神の坐々さまをも擬して。これ天鈿女命の俳優の所作なり。それを大神の疑ひ思食して。石戸を開きて御覽さむ時に引出奉らんと爲る術なり。さて又記傳にも云れし如く。凡後世神事にあることは。大抵此時の神遊の事態の遺れるなれば。なほさまくの事は有けむを。此紀にも記にも。略きて傳つるものなる事は。云まくも更なり。

是時天照大神聞之而曰。吾比閉居石窟。謂當豐葦原中國必爲長夜。云何天鈿女命噓樂如此者乎。乃以御手細開磐戶窺之。時手力雄

神。則奉承天照大神之手引而奉出。

是時天照大神聞之而云々。重胤云。此は日神の其所禱と神樂の事とに。相感けさせ御在して。天石窟を出させ給へる所なり。然るに天鈿女命の神樂の驗のみ見えて。上に天兒屋命太玉命の相與致其祈禱焉とあるは。此文にては經なり。天鈿女命の事は。右に又猿女君遠祖云々。と有て緯なるに。右の二神の祈禱に感させ玉へる事は。其文に含められたるならめとも。其專要と有へき事。なほ此にあらまほし。唯拾遺に。其物既備。掘三天香山之五百箇眞賢木一而。上枝懸玉。中枝懸鏡。下枝懸青和幣白和幣。令太玉命捧持稱讚。亦令天兒屋命相副祈禱。又令天鈿女命云々。巧作俳優。相與歌舞云々。爾乃太玉命以廣厚稱詞。啓曰。吾之所捧寶鏡明麗恰如汝命。乞開戸而御覽焉。仍太玉命天兒屋命。共致其祈禱焉。于時天照大神。中心獨謂。比吾幽居。天下悉闇。群神何由如此歌樂。聊開戸而窺之。と有る。此次第にて理甚能通えたり。此文に。令太玉命稱讚は。爾乃太玉命以廣厚稱詞。啓曰。吾之所捧寶鏡明麗。云々とある是にて。天兒屋命のもの。相副祈禱。又共致其祈禱とあれは。此同じ事を申す中にも。太玉命は幣帛の方。兒屋命は祈禱をなん。主とは爲させ給へりける。此第二一書に於て是天兒屋命云々。使忌部首遠祖太玉命。執取而廣厚稱辭祈啓矣。于時日神聞之曰。頃者人雖多請。未若有若此言之麗美者也。乃細開磐戶而窺之。とあるか。右に引る文に合るを以て知られたり。此に人雖多請云々

は。日神の大御心に所思し御事にて。拾遺に中心獨謂云々と有か如く。獨言ち玉へる御言なり。又細ニ開ニ磐ニ戸ニ窺ニ之ニは。拾遺に聊開レ戸レ而窺レ之レとある是也。古事記には。即此を於レ是天照大御神以レ爲レ怪ニ細ニ開ニ天石屋戸ニ而ニ内ニ告ニ者ニ因ニ吾隱坐ニ而ニ以ニ爲ニ天原自開ニ亦葦原中國皆闢ニ矣ニ。何由ニ以ニ天宇受賣者ニ爲ニ樂ニ。亦八百萬神諸咲ニ。と有は。右の文に續ク所なる以て。辨フへきものなり。然るに拾遺に。比吾幽居。天下悉闢。蘇神何由如此之歡樂。と云文を。聊開戸而窺之の先に在は。誤れる如くなれども。然らざるなり。此段なるも。右と同じきは。共に故ある事にて。此には天兒屋命太玉命の御事を云ざるか故に。此時天照大神聞之而曰。云々は。其廣き厚き稱辭を聞食する趣ならぬことと聞ゆれども。次に注せる狀に。天鈿女命の神樂の事を兼て續けるなれば。別ニに故ある事なりける者なり。然れば此に。是時天照大神聞之而曰。と有は全く。天鈿女命の俳優の事を聞看させ給へる如くなれども。上に又猿女君遠祖云々と有からは。正しく文の緯なるにて。其經なる天兒屋命太玉命の。相與致ニ其祈禱ニ焉ニと有より受たる事。右に引る第三一書。また拾遺の文に照し。又第二一書に。天兒屋命則以神祝々之。於是日神開ニ磐ニ戸ニ而出ニ。とも有る。此には太玉命と共に。祈禱申されし事は見えされども。全祈禱に由て。日神の出坐る狀なるをも合せ見て味ふへし。此を以て見るに。右の文に續て。此に。吾比閉ニ居石窟ニ謂當豐葦原中國。必爲ニ長夜ニ云何天鈿女命噓ニ樂如此ニ乎ニ。乃以ニ御手細開磐戸ニ窺之ニ。と有は。此も右の第三一書に。日神聞之曰。頃者人雖ニ多請ニ未ニ有ニ若此言之麗美者ニ也。乃細開磐戸而窺之とある類にして。此等は未御戸を押開かせ御在坐さりし程の御獨言にて。誰窺知奉る者も非る事なるを。御戸を細開かせ御在坐し後に。再古事記の如く。御言には宜ひ出させ給へるにて。其そ天鈿女命と。御問答の御事も有り。又八百萬神も。共に供奉れる事なるを。

此には其先の事を云て。後の事を省かれ。古事記には後の事を詳かにして。先の事をは。於是天照大神以ニ爲ニ怪ニの言に約めて。二度云さりける物なり。然れば此に乃以ニ御手細開磐戸ニ窺之ニ。時手力雄神云々と文は引續きてある事なれども。時字と手力雄神との間に。上に吾比閉ニ居石窟ニ謂當豐葦原中國必爲長夜云何天鈿女命噓ニ樂如此ニ者乎ニの御言は。天鈿女命に相對はせ御坐て。直に御問對の御事なれば。必再度記されずては。得有ましき文なるを思へし。故古事記に於是天神以ニ爲ニ怪ニ細開天石屋戸而内告者因吾隱坐而以爲天原自開亦葦原中國皆闢矣。何由以天宇受賣者爲樂亦八百萬神諸咲。爾天宇受賣自言益汝命而貴神坐故歡喜咲樂。如此言之間。天兒屋命布刀玉命指ニ出其鏡ニ示奉天照大御神之時。天照大御神逾思ニ奇而ニ稍自戸出而臨坐之時。其所隱立之。天手力男神云々と有は。殊に詳明なりければ。此續きなむ然るへかりける。とは云るなり。と云れたり。○曰字。本にオモホサクと訓り。第三一書に日神聞之曰とあり。此に同じ。記に逾思ニ奇。拾遺に中心獨謂云々ともあるか如く。未戸を開かせ御在坐さりし間の御心を申なり。さてノリタマハクと訓て。其意に見ても妨なかるへし。○豐葦原中國云々。記には以爲天原自開亦葦原中國皆闢。とあり。此紀はしめ六合之内とあるは。天地をこめて云るなれば。然る事なれど。ことに天上のことなきはずし如何なり。此時の事此國土にての事にあらず。はなり。山陰にもしかいはれたり。されとこれまた。例の此國土にて。語れる言と。大凡に見てありぬへし。強ちに云ふへきにもあらしかし。第一一書には。天地恒闢とあり。○云何天鈿女命云々。記

に何由天宇受賣者爲樂。亦八百萬神諸咲。とあり。細女命を擧て。諸神をもかねたるなり。嗟樂は。
鎌倉本には此二字を記傳云。咲榮樂を云といへり。續紀宣命に。御酒食倍惠良伎。萬葉に惠良々々爾仕奉
 タハフレともよめり ちとあり。なほ拾遺に歌樂。雄略紀に歡喜滿懷。用明紀に歡喜なども訓り。重胤云。字鏡集に詠咲
 咲字を。共にエワラフとあるも。惠は笑ふ顔。和良布は聲に出るを云よしなり。和名抄に鑿面小下也。
 惠久保。と見え。笑顔を惠賀保と云などの惠にて。即咲笑る顔を云言なる例なり。と云り。○細開磐戸。
 第二一書に。頃者人雖多請。未_レ有_レ若是言之麗美者。乃細開磐戸_二而窺之_一とあり。さるは兒屋命の祝
 詞と。細女命の俳優とを聞食し怪しみ給ひ。發愠の御心漸和みて。かく磐戸を開て闕玉へるなり。此
 本書と記には。右の祝詞に感玉へる事を漏し。此時祝詞に感玉へる事は。後世までも此時の由に依て。祝詞は中臣
 の職とさへなれるにて。ここに必あるべき事の漏たるをさるへし。 書には俳優に愛怪坐る事を漏せるにて。これ又神樂歌舞のものと成るを
 以て。必漏たるをさるへしなり。 此は互に語漏せしものなり。此事上
 にも云りき。○窺。記に臨とあり。記傳云。字鏡に窺を字加々不。又乃曾无。とある如く。能曾久と
 同し。但し此は記に自_レ戸出而とあれば。物の間などより闕とは少異にて。た_レ事的情状をうか_レひ見る
 意なり。と云り。鎌倉本また私記の訓に。ウカハフと訓るも宜し。 さて此處。記云爾天宇受賣自言。益_レ汝命_二而貴神坐故歡喜咲樂_一。
 如此言之間。天兒屋命布刀玉命。指出其鏡。示_レ奉天照大御神之時。天照大御神逾思_レ奇而。稍自_レ戸
 出而臨坐之時云々。とありて記傳に云る如く。此御鏡を示奉るからに。日神の御光うつりて。全等し
 く照曜くを以て。汝命に益りて貴神とは。即此御鏡を申しなせるものなり。されは此御鏡の事。此に

必あるべきを。略かれたるは言足らず。いか_レなり。○引而奉出。記傳云。一書には天手力雄神侍_三磐
 戸側。則引開之者云々。拾遺にも 此にて手力男神の名義あらはれたり。戸を引開むには。本よりのこと。
 御手を取て引出し奉らむにも。手力の優れたらむ神を充へきわさなりかしとあり。此手力雄神と。傍幡千
 々姫命二柱を合せて。
伊勢の書ともに。御戸開神とせり。其は大神宮本記に。御戸開神天手力男命。又倭姫命世記に。御戸開神二坐。天手力男神傍幡千々
 姫命とあり。又元々集に引る麻氣記にも。天手力男神。亦名扉開神とあり。此は此の石戸を引開玉ふ所謂に依る御名にやとおもはるれ
 ど。傍幡千々姫の更に此によしなきをおもへば。此御名は此に依る事にはあらずして。天照大神の相殿の神に坐せば。なほ大神の御座
 の開闔を仕奉り玉ふ義の御名なるへし。また記に天石戸別命を御門之神也。と云るに就て。それをも手力雄神と一神なりと。平田翁は
 云はれつれど。さらに明證なし。扉を引啓と。殿門を守衛り給ふと。
 強て一つに解つけずとも。異なる神と見むにはな_レ妨あらん。思へし。

於是中臣神忌部神。則界_二以端出之繩_一。亦云左繩。端出之繩。乃請曰。勿復還幸。

中臣神忌部神は。天兒屋命太玉命を指て申せるなり。但し上の中臣連忌部首は氏を云。この中臣神忌部
 神は職にて。謂ゆる行事なり。其差別を辨ふへし。 記には
 太玉命とのみあれど。端出之繩を控度さむには。必二人してなるへければ。二神にかけて云る方勝れ
 り。○端出之繩。記に尻久米繩とあり。今云志米繩なり。土佐日記にもこへの門のしりくめなはとあ
 り。さて此繩を注文に。左繩とも云と云ひ。また端出と書る意は。釋紀に大問云。端出之繩何物哉。
 先師云。注連之本線也。界_二以端出之繩_一也。以_二注連_一可_レ爲_レ界之條。以_レ之可_レ知。注連左繩爾。蓋乃端弘
 出志天。可_レ繩之條。注以炳焉也。と見ゆれば。魚繩を以て。左繩に糾ひて。其端を出す事なり。但其

左繩に糾ふ事は。如何なる所由とも知られされども。神代の古法と見えたり。偕此繩を此と記とは。日神を引出し奉れる即其本の石窟に繩を界以して。再復入給ふまじき爲に。其界を隔つる意なり。然るに拾遺には。爰令天下手力男神引三啓其扉遷坐新殿。則天兒屋命太玉命以二日。御繩。今新利久遠繩。廻懸其殿云々。日御繩一名なるへし。御繩坐本紀。止由氣皇大神并波國より。伊勢外宮へ遷坐の所に。大佐々命小和志理命。奉正體。興玉命道主貴奉。戴相殿神。仙釋。比。錦蓋覆。日繩曳。天。天御日。屏奉。行幸。云々。とあり。拾遺なるも。本に日御繩とあれど。今は此本紀と合へる。とありて。其遷し奉れる新宮に。引巡らしたるなり。此は何れも其内へ。穢ある人また大神等の入來らん事を距きて。其隔を爲す趣に於ては。異なる事なかりける。此をたに。此殿を除く他處に勿幸行せと申義なりと説るは。記の文。記紀には。新殿の事を。漏されし故に。自然に日御繩の事は省かり。拾遺には石窟に端出之繩を引互したる事を省るは。日御繩と相複れるを厭ひての事なるへし。さて田沼善一云。しりくめ繩と云ふ義は。明着く見え繩と云ふ言の約れるなり。界限にする物ゆゑに。能く其目につきて。灼く見えつへき事を主として。藁を下けたるなり。其故事によりて。惣て界限に用るは。此繩を引はへたるにて。其は其地をしむる品なれば。又しめ繩とも云へるなり。萬葉集の歌に。しめさすなど云るは。其繩をもこめて云へるにもあるへけれど。又其繩を引へき料に。立たる木などをさして云へるなり。江家次第。齋院御禊點地の條に。御在所幔際。木工寮四面曳繩。四角立標。など見えたる。其標字しるしとも訓めど。又しめともよめり。元其意の通ふ所あるより。二方にかりて書く事になるなりと云れたり。此説然るへし。重龍。しりくめ繩と云ひ。日御繩

と云は。其用る所に依て。名の異なるには非しか。此石窟に界以したるは。端出之繩と云ひ。又新殿にては日御繩と申せるなれば。標結ふ意と。物を忌護む所に云とは別々なり。と云れたれといかちあらん。○界以。記に。控度とあり。○亦云左繩。本に亦字上に。繩字あるは衍なり。丹鶴本及類史に无に从ふへし。兼牙本に。五字なきは。さかしらに剛りたるものなり。さる本ともは無。○端出之繩此云々。本に端出とのみあり。さては注の儼波の字剩れり。之繩二字類史にあるに从ふへし。

然後諸神。歸罪過於素戔嗚尊。而科之以千座置戸。遂促徵矣。

諸神云々。記には八百萬共議而。科千座置戸云々。とあり。記傳云。これも天照大御神。又高御産巢日神の命を受けて爲に非らず。神等集て議り玉ふなり。其の深き所以そ有けむ。書紀拾遺など。の旨も同じ。とあり。○罪過。都美といふ意の本は。本居翁説に。都美は都々美の約りたる言にて。もと都々牟といふ用言なり。都々牟は何事にまれ。わろき事のあるを云を。躰言にして。都々美とも都美とも云なり。されは罪と云は。もと人の悪行のみには限らず。病もろくの禍。又穢なき事醜き事など。其外すへて。世に人のわろしとして。惡み棄ふ事は皆都美なり。萬葉歌に。人の身の上に。諸のわろき事のなきを。都々美なくとも。都々牟ことなくとも。都々麻波受とも云るは。今の世の俗言に。無事にて無難にてと云意にて。即都美なくといふ言なりと云れたるか如し。さて罪即て穢なるか故に。祓を負する事。伊弉諾尊の憶原の御禊と同意なり。○科千座置戸。記傳云。これ解除を科するを云。即一書に科千座

置戸之解除トあり。凡解除に二あり。其一是阿波岐原の禊祓の如し。一は此の解除の如し。これ罪犯ある人に科せて。物を出し贖するなり。かゝれば其事も意も。二別なるに似たれど。本は一なり。履中巻に車持君に罪有て。負アジハテ惡解除善解除ヨシハテ而出ニ於長渚崎ナガサキ令ニ祓禊ハヒとあるを以見れば。犯あるものゝ解除も。水邊に出て禊祓けり。是罪犯も穢も同じければなり。大祓詞の文を思ふへし。罪犯を解除るも。穢汚を清むる禊と全同し。さて罪あるにも穢あるにも。其重き輕きに隨ひて。同く祓するは上代の法なり。然るを漢國の制のみ。もはらうらるゝ世になりて。上代の習。中昔までも。神事に付たる事は。猶此法を用られて。大上中下品々の祓ありしこと。古書ともに見ゆ。借其祓具を出さしむることは。今考るに二義あり。一には。其祓に用る色々の物を科せて出さしむる也。書紀に祓具と書れたる具字を思ふへし。又以唾爲ニ白和幣ニ云々。とあるも祓に用る物に取れり。又雄略卷に齒田根命罪ありて。以ニ馬八匹太刀八口ニ祓除罪過トとあり。又延曆廿年五月の太政官符に定ニ准レ犯科レ祓例ト事。一大祓料物廿八種云々。一上祓料物廿六種云々。一中祓料物廿二種。一下祓料物廿二種云々。とある其種々物。みな祓の料物にて。罪穢の重輕にまかせて。科する品なるを以思定むへし。一には。彼阿波岐原の禊祓の時に。御身に着たる物等を盡に投棄たまへりし如くに。罪犯ある者も。身の穢たるなれば。其身に所有物も皆穢たるを。拂ひ棄る意にて出すなり。故後世までも。祓に用る種々物は。終にみな水に流し却なり。千座は。私記に座者是置物之名也。と見えて。其祓物を居置物をいふ。千は其數なり。犯の

重き輕きの任に。祓も重き輕き有て。祓具も多き少き品あるを。此は極めて重ければ。極めて多きを千とは云ふなり。後世に四座置八座置など云。名目の違れるを以見れば。幾座と云て。祓のしなを定めしなり。置は。其物を持出て。祓する處に置く意より云るなり。萬葉に置幣とも。奴佐於伎とも見え。大祓詞に。大中臣。天津金木乎。本打切末打斷氏。千座置座爾。置足波志氏とあり。さて其置座に。四座置八座置と云品あり。木工 察式今考るに。置座とは。祓物を居置く座なる故の名にて。四座置八座置も。本は四座の置物と云事にて。其置座の數以て云たるなれば。一種の名に非すとあり。さて戸は。記傳に云れたる説はあれど。いかかあらん。重胤説に。戸は足の約れるにて。千座置座爾。置足波志氏。とある是也。然れば置戸は置足にて。其座の上に。祓具を置充カを云と云り。又池邊眞榛云。千座置戸は。千々の物を置く座物机なるにて。戸は借字。置所の意なり。千々の置座物。と云むか如し。之を科とは。罪を贖はしむるに。種々の物を出さしむる古法に。贖物を科するを。千座置戸を科するといふなり。千座置戸は。即ち贖物を置くものなれば。其器を科するは。やかて贖物を出さしむる事なり。と云り。此らやまざりたらむ。なほよく考へし。科は。記に負とあり。令セ負オホの意にて。仰命も同言なり。科字をよむは。人々事の品科を分て云つくる意也。

○促徵。下巻に急責を訓り。世牟とは下の一書に噴ク素戔嗚尊ニとあり。平田翁云。迫セと同く。彼天津罪の積ツモリを言迫るよしにて。記に武甕槌神の建御名方命を。諏方海に迫到るとある迫も。即是にて。此は言通るへき言なく。言迫めたる由なれば。須佐之男命も通るへき辭なく。窮セり畏り給ひけむこと。一書に天上に勿住そ。葦原中國にも勿住そと。諸神の迫言かまにク逐はれ給へるにて知へし。師云。凡て

世に。世半留は狭むるなり。世麻留は。と云り。波多留は。下の一書に責。下卷に債名義抄にもハタルとよめりをよ
狭まるにて。自他と云差のみなり。鳴神の鳴はたくと云も同意にて。物を白などにて碎く
を。はたくなと云も。同語を聞えたり。

至使拔髮以贖其罪亦曰拔其手足之爪以贖之已而竟遂降焉

至使拔髮。重胤云。至は小より大に及へる謂なり。然れば記に亦切鬚とのみ有て。髮の事なく。此と
拾遺には。髮のみ有て。鬚の事なきは。互に傳漏せるにて。此は必髮鬚共になくては。至使の事の落
着さるを思へし。と云り。さて此髮鬚等をは。何の料にか出さしめたるかと云に。第二一書に。以唾
爲白和幣。以洩爲青和幣。とありて。唾も洩も祓具の料なる。和幣と爲たるに付て案に。髮鬚また次
なる手足爪をも。祓具として。千坐の置戸に備置て。贖物に用たりしことを知られたり。釋紀に千坐置
戸云々。先師申云。人形者所謂素戔鳴尊之濫觴。拔其手足之爪。贖其罪。身代之義也。號贖物。是也云
々。とあるに仍て考るに。後世人形を作りて。贖物と爲たりし事も。神代よりの傳にて。此に素戔鳴
尊の御身の代と。人形を作り。其に此尊の髮鬚爪を取付けて。其罪を贖ひしなるべし。後に御贖と云事
あり。其は天皇の大御解除にして。本朝月令に引る。弘仁内藏式に。晦日御贖中宮東云々。右毎月晦日。
御贖依件擬備。進關司宮東同とあり。公事根源。神祇官獻御贖物の條に。是は毎月晦日奉る。御麻をも

同じく供す。贖物は身の災異を贖ふ物と云意なり。人形を作りて。身の代と爲る事。同じ心するにや
とあり。また六月十二月の御贖祭と云事なり。弘仁神祇式に。御贖祭中宮云々。右從六月一日始。
至三于八日。々別御巫行。事。其東宮日限并物數並減半とみゆ。此事を。四時祭式に。六月祭十二月御
贖祭云々。とありて右と同文なり。此は毎月の例とは異りて。御躰御卜に就て行はる事と通えたり。
これも公事根源御贖物條に。是は一日より八日まで。贖兒アヒチもちてまゐる。朝餉アサカシにて主上に參らす。四
の土器を御指して。上に張たる紙に穴を開て。御いきを入なり。弘仁五年六月より。御藥の事に因て。
始て御贖物を奉る。大かたは素戔鳴尊の。千座置戸の祓なといふより起ぬる事なり。所謂荒世和世御
此事委くは貞觀儀式。宮主秘事口傳抄。西宮記。江次第。本朝月令に引る。神祇式等に見えたり。さて
贖兒は人像をいふ。宮主口傳抄に。壺中鐵人形。黃楊人形二入之云々。とある此人形即ち贖兒なり。贖の時の事なり
座置戸の祓より作れりと云る。殊に此に縁あり。土器の上に張たる紙に穴を開て。御氣息を入給ふな
と。災異を其物に移せる事。なほ髮鬚爪などを以て。人形に災異を取付けしと。同じ事のやうに通ゆ。
なほ荒世和世の御衣にも。御氣息を著給ふことみえ。御麻を取らして。御體を摩給ふ事などあるも。みな同じ事なり。又簡折と云て。
竹以て天皇の大御體の度を取て。其禍を彼に移し。さて其物とも卜部をして。大川道に流却らしめ給ふを以て。此素戔鳴尊の御贖物も。
川邊に流却りたりし事名義抄も。推測り知らるめり。○贖其罪。口訣に贖代罪也とあるか如く。物を出して其罪に易る義あり。
アガフ。カフ。アタル。ツグ。ツグ。多米氏系圖に。志賀高穴太宮御宇云々。爾時天皇御命贖乃人乎。四方國造
ノフなど。なほ其餘にも訓めり。後世財を取て其人の災厄に代ることなどある。此に。萬葉十七。
獻支。とあるを見れば。人を以ても贖ひしなり。依る事か。されど上代のはいかとありけん知かたし。萬葉十七。
造酒歌に。中臣の。太詔詞言いひはらへ。安加布命も。誰か爲に汝れ。などある安加布は。全く解

除に就て云るなり。但此は祓物を出して。我命に代ふるよしにて。身の災異を祓ふるなりけり。○披手足之爪。和名抄四聲字苑云。爪手足指上甲。和名豆女。とあり。さて第二一書には。責其祓具。是以有_ニ手端_ヲ吉棄_ル物足端_ヲ凶棄_ル物。亦以_レ唾_ヲ爲_ニ白和幣_ト。以_レ洩_ヲ爲_ニ青和幣_ト。用_レ此解除。また第三一書には。以_ニ手爪_ヲ爲_ニ吉棄物_ト。以_ニ足爪_ヲ爲_ニ凶棄物_ト。などあるにて。上にも云る如く。此も祓具と爲しとは知られたり。手端吉棄物。足端凶棄物。さるを私記に。是則令_ニ罪人出_ニ此等物_ト既多。故其隨身之物。悉皆出畢。無_ニ物之可_レ取。故或拔_レ髮或拔_レ爪云々。と云るは。後世に罪人の贖物を責ると。一意に見られたるなればかなはず。なほ記傳にも。此祓は極めて重き祓なる故に。祓物も極めて多く。千座を徴するなれば。須佐之男命の重胤か辨所有へる物の限を取ても。猶足さる故に。其御身に生たる髮鬚爪までを取て祓の料物に用ゐるなりと云へる。重胤か辨に。毛髮爪の類を出せりとて。何の贖にかは成む。然る味氣なき事を爲るは。刑にこそあれ。祓とは似てしもつかさる事をや。と云れたるはさることなり。されど重胤も髮鬚爪は。祓具の木また馬な。此は素戔嗚尊の御身の罪穢を贖ふ。物代の料と云事に。心着れさる誤なり。其誤の起本は。至使と云る二字に。深く泥みたは更にも謂はず。御身の代とある人形を作りて。髮鬚又爪をさへに取着給へる。おほろけの祓にあらず。深く泥みたきはめて罪穢の深かれは。かくあらでは除こり果ぬ由あるより。云る辭なるをや。この差別を思へし。さて其贖物も。置坐上はせる上より云へは。同じく和幣なり。かれ唾洩をも。白青和幣と云名あるにこそ。○以贖之。本に以字なし。今永享本に依て補ふ。○遂降焉。遂字古寫本ともに遂に作る。されと遂も遂の俗體なれば。改るに及はず。さて遂降は。天上よりなり。さて遂に御父大神の詔のまに／＼根國へは幸ましむなり。

日本書紀通釋卷之九

飯田武郷謹撰

第一一書

一書曰。是後_ニ稚日女尊_ヲ坐_ニ于齋服殿_ト而織_ニ神之御服_ト也。素戔嗚尊見_レ之。則逆_ニ剝斑駒_ト。投入_ニ之於殿_ト内。稚日女尊乃驚_レ而墜_レ機。以_ニ所持梭_ヲ傷_レ體而神退_レ矣。

此一書は。神御衣の事と。日像の事と。二の異説を書して。他事を交へさる者なり。其神御衣の較畧は。正書第二一書は。大神御自織らせ玉へる趣なれとも。記と此とは。同傳にて。唯稚日女尊と。天衣織女と。御名の異なるのみなり。○稚日女尊。私記曰。問是何神哉。答當是_ニ天照大神之御子_ト矣。とあるは。承る所ある傳説なるか如くなれと。神功紀に。稚日女尊誨之曰。吾欲_レ居_ニ活田長峽國_ト。因以_ニ海上五十狹茅_ヲ令_レ祭。とあると同神にて。舊事紀に稚日女尊者天照大神之妹也。また天野社傳に。丹生大明神丹生津姫尊者。天照皇大神之御妹稚日女尊也。長承二年十一月太政官符に。高野山王此大明神云々。天照大神之御妹也。又嘉禎四年大塔修理願文に。抑鎮守者丹生之靈祠也。豈非_ニ天照大神

之同胞乎。と見え。播磨風土記に。國堅大神之子爾保都比賣命とある。國堅は。伊邪那岐伊邪那美二柱の命の。漂在國を修固玉へるに因て。國堅大神と稱し奉れる事著く。爾保都比賣命の。丹生津比賣命にて。保と生と音通へる事明かなれば。社傳を合せて。稚日女尊同神なる事證するに足れり。稚は大に對へたる稱なるへし。さて日女はヒメと訓むべし。姫の義なり。ヒルメと訓るは非なり。なほ神功紀に委く云。○逆剝。一書には生剝とあり。祝詞には。生剝逆剝と並云り。生剝とは。生ながら其皮を剝を云。逆剝も一事なるを。守部云。まつ生剝とは。生たる獸の苦しむを樂しとして。殊更に剝をいふ。死たるを剝は。其皮に用ありてのわさなるを。是は皮を取んと。逆剝とは。其獸の剝れじと。身をものがくに。競ふを樂しとして剝を云。かゝれば。逆剝と云も。生剝と同事の様なれと。此は其生剝の中にも。わさとかまへてする惡事を。ことわらんとて。重ね云る古文のあやなり。今世の言にも。人のいやかるに。競ひ。此外物に競諍て爲わさに。逆某と云事多かり。其は曝布水に逆垂と云も。岩などに觸て。水の激するを云。河に。沂と云も。流るゝ波に競ひのほるを云。刑に逆磔と云も。身をものがくに競ひて。物するよりいひて。逆剝と同じいひさま也。逆にかくるに非る事。誰もしる所なり。又一谷の逆落など云類は。後より落したるなり。俗に逆ねたりなど云るは。かへさまの意。逆しと顛倒なり。此等は常の事なれば此に云までも非ず。と云るはよろしき説なり。

故天照大神謂素戔嗚尊曰。汝猶有黑心。不欲與汝相見。乃入于天石窟。而閉着磐戶焉。於是天下恒闇。無復晝夜之殊。故會八十

萬神於天高市。而問之。

汝猶。猶字いかゞ。かくては素戔嗚尊。本より惡心坐すか如く。聞なざるればなり。御誓の時は。惡心坐まさる事。既に顯れ給へるものをや。○閉着磐戶。着は決く誤字なるへし。丹鶴本又私記に差字に作次に一書に閉其磐戶とあれば。此も其字の誤しものなるへし。字形も聊似たればなり。○天下。重胤云。正書には六合とあり。此には天上の事を脱せるかと云に然らず。其御事に因て。國土にては。晝夜の相代り行く差別も知れさりし由のみを。傳へたる者なるへくして。凡て此顯國の事を。主と爲る。例の此紀の文體なるにこそ。と云り。○會八十萬神云々は。本書又記と異なり。○天高市。天とは。天上を云。市とは四方より人の集合ふ處を云名なれば。是時八十萬神の。集ひ上れる地なる故に。高市とは云しなり。市は必物賣者の。集まるをのみ云名には非ず。朝倉宮段の太后の御歌に。京をも稱へて。やまこの此多氣知と。詠坐る見えたり。天安河とあると。異處にはあらし。八百萬神の集はせ給ふ處。即其天安河の邊傍に在るを云なるへし。其は記に。於天安河之河原。神集。八百萬神。集而とあるも。此段の狀と同じきを。遷却崇神詞に。天之高市爾。八百萬神等乎。神集々。給比ともあれはなり。口訣に。天高市。天上諸會合之處。纂疏に。天高市。蓋在天上。取諸神集會之儀。ともあり。さて大和國高市郡を。和名抄に多介知とあるに依て。こゝをも訓へし。又下卷にも。この地名見えたり。○會。本に神ツトヘニツトヘテと訓る。令會の義なり。重胤云。此は長とある神の御在坐て。

八十萬神を召集へたる趣なり。又問之と云るも。八十萬神をして。神問しに令問給へる状なれば。此を以て。其八十萬神の上に。立せ給へる神の。御在坐る事なん灼然かりけるを。下に時有高皇産靈尊之息思兼神者。とあるは。思兼神を率て。出させおはし坐る趣なるが。此に打合るは。拾遺に高皇産靈神會八十萬神於天八湍河原。議奉謝之方。とある是なり。武御云。高皇産靈尊の。此場に會合はせ玉へる御事は。本體には坐させず。分御靈の二神と。現れ坐てなること既に云。此に深旨あるへし。彼高皇産靈尊。神皇産靈尊と申奉る。二柱大神はしも。已に伊弉諾伊弉册大神の。初天降り御在し坐ける時に。事依しの御事は更也。世中に在とあらゆる。萬物をも事を始めさせ御在坐て。天地の底際の内に。又なく尊き高き大神に御在坐なるに。世に有限の事はしも。何れの事をか。知し看す有らむ。又如何なる事をか。成し出させおはし坐させらむ。然るを。此に天照大神の磐戸隠れ御在し坐けるに。八百萬神等を。神集へに集へさせおはし坐て。神議に議らせ御在坐とも。諸神等に。汝は何事を爲すへし。汝は何物を造るへしと。其事に堪たる事共を。直に指著て。命せ玉ふへき御事なるに。然各々其神々の知る所を。聞看し上させおはし坐して。其計る所に。因准はせさせ給へるは。此に幽顯の別ある事也。幽冥に坐ます。本つ御身こそ。何事も知らざる處なくましまさめ。實は産靈神と申せとも。今かく御形を現はして。顯世に出給ひては。其顯。世限りの事なうらては。知看すへきよしなき御事なるへし。此神代より幽顯の差別の。かく際やかに見え分る。是そ世中の道なるへき。天照大神の。御尊さの二なきさへ。顯身と坐限は。此石窟戸の段の如く。八百

萬神の謀を。まことおもほして。石窟戸を開て出給ふに非ずや。幽顯の差別の。重き事如此し。いともく。奇く靈き事の限りなりかし。と云れたり。○問之。誰神の間給ふにか。知かたきか如くなれと。右に云る如く。高皇産靈尊に坐なり。さるは平田翁云。記の趣をよく見るに。高皇産靈神の。某々に令給へる状なりかし。其は令思と云。また召天兒屋根命。布刀玉命。令占合。などあるを思へし。此時此二柱神も。集ひ坐けむことは著明きを。殊更に召て令給へる。其神は誰。神ならん。高皇産靈神に坐せらめや。と云れたり。此説實然り。さて其問状は。本書に計其可禱之方。拾遺に議奉謝之方。とある其事を云なり。物を議るを。事問と古く云り。偕此を本にトハシムと訓る。即右に云る如く。産靈神の命令を以。令問玉へるか故なり。平田翁云。産靈大神と申せとも。御自思得玉は此事は。かく下なる神にも令思て事を定玉へり。皇孫命御天降の事議し給ふ時などは。天照大神も並坐て。いつも思兼神に令思給へり。君と有らん人などは。此をよく思ふへき事ならんかも。と云れたるは。此又然る論也けり。

時有高皇産靈尊之息思兼神者。有思慮之智。乃思而白曰。宜圖造彼神之象。而奉招禱也。

高皇産靈尊。本に尊字脱たり。今永享本纂疏本類史ともに從て補へり。○思兼神者。本に者字上に云字あるを。今活字本類史。及元々集に。引る本ともに依て削る。山陰にも。元本。宜し。と云り。○思而白曰。此即令思玉

へる神のあるに。照し應じたる文なり。○圖造云々。彼神之像は。日神之象と云んか如し。次に用レ此奉レ造之神。とある神字を。ミカタと訓るも。此に相應きたる事にて。拾遺に。日像之鏡とある是なり。平田翁云。圖造象とは。天照大御神の。大御形容の事には非ず。其大御身の御光に圖るへき象物を。模造らむと云るにて。即鏡のこと也。其は記に天宇受賣命の言に。勝汝命而貴神坐と云て。兒屋命太玉命の。御鏡を指出示奉れるを思ふへし。拾遺に。同事を。太玉命啓曰。吾之所持寶鏡明麗。恰如汝命。と云り。さてかく御光を圖せる状は。重胤も云れし如く。桓武紀なる和氣清磨呂卿傳に。宇佐大神の御異を示し給ふ所に。神即忽然現レ形。其長三丈許。色如三滿月。清麻呂消魂失度。不能仰見とある御有狀の如く。仰見奉るには。日神は唯御光のみなるか如く。圓々と所見させ給へるなり。されど又同人説に。舊日神如此く物に象される事は。甚く後世の状にも。開ゆれども然らず。此に物實を置居て。其神靈を招寄る事は。即思兼神の思慮に出て。世に御靈實を定めて。神靈を持齋き仕奉る事。始になん有ける。云れたるは。いかもあらん。よく考へし。圖造は。私記に豆久利萬都利豆。又安良八之萬津利豆。とあり。舊訓はアラハシツクリなり。餘倉本 此に因るへし。重胤説に。此時の御鏡は。實に日神の御象と爲て。表はし造り奉り。此に對ひて。招寄奉らしむ。其靈り給へる。日神の御靈。終に此に依來坐て。其所禱に感げさせ。御在坐ける趣にし有ければ。決めて圖をアラハスと訓むなん勝りたるへき。故下文には。用レ此奉レ造之神とある。神字をミカタと訓るも。直に其日像之鏡を。名義抄。圖字アラハル。とも訓り。○招寄。記傳云。此を私記に彌支と訓るはわろし。袁伎と附たる舊訓宜し。其は記海神宮段に。風招と云る事あり。風を招き發す方なり。又萬葉十七に。呼久餘思乃曾許爾奈家禮婆とあるも。鷹を招き寄へき由のなきを云り。又十九。月立之日欲里乎伎都々敲自努比。この乎伎も。霍公鳥を招寄る方をして待た

り。此等と招禱字とを合せて思ふに。凡て遠伎とは。物を招寄せむとする事にて。此はかの石屋に隱坐る。天照大御神を。招き出し奉りし行事を云なりと云り。探さる説なり。さて又重胤説に依る時は。大神の。此に依來坐む事を。禱白すなり。禱字は大神の出給はむ事を。禱白す事故に。此字を書るなりと云り。よく考へし。

故即以石凝姥爲治工。

石凝姥。一書に鏡作遠祖。天拔戸兒石凝戸邊とあり。名義。石も凝も正字にて。此神治工として。天香山の堅石を以て銷鑠したる鐵を鍛ひ凝し固めて。日矛及日像之鏡を造奉らしむ。功に因れる名になん有ける。姥は。記傳に云れたる如く。老女を云稱。此字。字書に。老母也又戸邊とも通はし云こと。石凝戸邊ともあるにて知へし。されと鏡作の家は。猿女君などの如く。女を以て其職を相續たる事も聞えされは。此は決めて男神に坐けり。靈異記に。鏡作造有二女子とあるにも。其子孫相承し事を知へし。平田翁云。凡て斗米。また斗弁など。名に負へるをば。みな女神の如く。師は云れつれと然に非ず。舊は男女とも云る稱なり。記に。女の假字に用ふ寶字を書き。紀に。婿字を書るに。混むへきに非ず。此は斗米と云れたるに就て考るに。また斗弁と云るを。女にのみ稱こととされる。後世の意の。所爲とこそおぼゆれ此紀に戸邊。記に度賣とある邊賣。何れも美に通ひて稱辭なるへし。さらは舊事紀に。尾張連の氏人に。建刀米命妙刀米命。又神武紀に。名艸戸畔。丹敷戸畔。崇神紀に。紀伊國。荒河戸畔。又記。開化。劫橋戸辨。又春日。建國勝戸賣。など何れも男の名なれば。此と同じかるへし。なほ男の名稱に。戸邊と

し。借又右に引る釋紀に。矛之鋒付鏡と云るは。即日前神の御を懸たりしにて。後に作れる伊勢の御は。彼眞坂樹に取懸たりしなり。思混ふへからすと云り。さて社家記に。日矛を國懸大神に坐し。日像鏡を日前大神に坐すとせるは。古くさも言傳へし如くなれど。此は誤なり。日矛も御鏡も。共に兩大神の御靈代に坐て。上古は同殿に坐々けるか。式文の如く。兩社に分られたる後に。さる説は出來れるものなる事。次に委く云へし。記傳に。日矛の御在ます。國懸大神。相殿に。天御女命坐と云り。所由ある事也けり。斯れ一にて。此御女命の持る矛也けり。は日矛と云ひ。茅繩之稱と云ひ。茅繩之矛と云るは。唯名の等の異なるのみにて。實はと云れしは右に云る趣に合り。

又全剝眞名鹿之皮。以作天羽鞆。用此奉造之神。是即紀伊國所坐日前神也。石凝姥此云伊之居梨度咩。全剝此云宇都播伎。

眞名鹿。記に眞男鹿とあるも同じ。共に美稱なり。平田翁云。眞名は稱辭なり。愛子を眞名子と云も稱辭なるを思へし。和名抄に。鹿和名加とあり。さて此鹿も。天香山にて。取來しにやありけむ。○全剝。記傳に云。記に内抜とある。内は借字にて。俗に圓にと云意なり。全に骨を抜き。全に皮を剝は。中の空虚になる意にて。宇都とは云なり。とあり。○天羽鞆は。皮鞆と書も同じ。重胤云。文に全剝眞名鹿之皮。以作天羽鞆と有て。皮と羽と相照應したる文なるに。心を着て考るに。皮は毛羽と云事に

て。其羽は。拾遺に衣服謂之白羽とも有て。總ては人の衣服は。更にも云す。鳥獸の身を纏ふ皮も。彼か衣服なれば。同じく羽とは云事なり。記に白菟の事を其身皮悉風見吹拆故云々。和邇捕我剝我衣服と有る。此を以て。彼か皮は。人の衣服に同じきを知へきなり。斯て。獸は毛津物の謂なるにも。毛龜毛柔と云るは。獸をも鳥をも。押並て云稱と成て。鳥の羽を毛と云れば。獸皮をも通はして。羽と云事の。何とか無らさらむ。此を以て。天羽鞆の羽は。眞名鹿之皮の。皮なる事。上下相照應せて曉るへき者なりかし。羽鞆は皮鞆と云事にして。此を倒反すれば。吹皮と云事なる。然れば。私記に謂之羽者。以を以ても。皮と羽と。相通はし云古言なるを。知へき者になん其扇風相似鳥之羽翼故也。との説は。文を照し見ざる魚説なり。借和名抄鍛冶具に。鞆韋囊吹火也。漢語抄鞆袋。布岐加波。野王案。鞆所下吹治火令韋囊也。と見えたる是なり。口訣にも。羽鞆韋也。踏云踏鞆と有る。其は同具に。日本紀私記云。踏鞆太々良。と有る即韋囊を作り。風を入れて。細き穴より吹出して。火を熾す具なるなり。と云り。○用此奉造。日矛を作るにも。鏡を造るにも。香山の金なる事は同じけれとも。眞名鹿の皮以て。作れる天羽鞆をは。旨と鏡の方に用わし也けり。されは用此とあるは。天羽鞆を云るなり。さるはいかなる由ありて。鏡に此羽鞆を用わしにやあらん。傳なければ知かたし。さて神とは。即御鏡なり。○紀伊國所坐云々。こゝは日神の御象を。圖造らむとて。奉造る御鏡なれば。伊勢所坐大神也。とあるへきを。紀伊國所坐日前神。とあるはいかにと云に。拾遺に。於是從思兼神議令石凝姥神鑄日像之鏡。初度所鑄。少不合意。是紀伊國

日前神也。次度所鑄其狀美麗。是伊勢大神也。とあるに依て見れば。此時初後二面の御鏡なり。されは此に日前神也。とあるは、初度に造れる御鏡にて。其は神等の御意に合はず。故日神の御には。ならさりしこと。拾遺の文にて明けし。御鎮坐傳記。一面者。日前宮坐也。石凝姥神。鑄造鏡。初度所鑄。不都合。諸神意。紀伊國日前神是也。かくて。次度に造れる御鏡それ眞の日神の御なるを。次度のを。此一書には略けるなり。さるは此一書は。日前神の御鏡の事を。旨と云傳へし書なるへし。さるは記傳にも。此を辨へて。若拾遺の説とは異にて。たゞ一度なりとせば。伊勢大神をは。何れの鏡とかせむ。日前神也。とあるうへは。次に伊勢大神の御鏡あるへき事。疑なきものをや。さるを初の不都合意方を擧て。次の美麗にして。貴き方を略けるは。いかにそや。されは此事は。拾遺の傳そ明かにして。宜くはありける。と云れたるか如し。○日前神也。是は日矛と鏡と。二をさして云るなり。重胤云。此は此時に作奉れる日矛と。日像之鏡と。二種神寶の御所を。注し奉れる所なり。中にも此の主意は。日神の御象を。造奉る神議にし有ければ。日像之鏡を先にし。日矛は其鏡を着る料也し故に。次に立て。昔は此二種を合せて。日前大神とも。國懸大神とも。稱奉りて鎮坐せしめとも。本は同社の御會釋なりけし事。此は日矛と。日像之鏡との。所在を申すなるに。右の如く紀伊國所在日前神也。と書され。武郷云。釋紀にも。紀伊國神社有日矛。之條。不可違本文。歟。と書れたり。また天武紀には。奉幣於居紀伊國國懸神と有て。各一神の御名を出されたるは。兩社を合せて。日前神とも。國懸神とも。申奉れる御事なるか爲なり。持統紀六年四月。同十二月に。紀伊大神と申せるも。其兩社

を申奉れるなり。武郷云。紀伊大神と申すは。伊太郡會。大屋部比賣。都麻部比賣三神。を申すなり。日前國懸の神には。此事は寶鏡出現章一書に云り。然るに。紀國造系譜。作日矛則號國懸大神。又造日像鏡。奉稱日前大神也。とある事なれとも。右は式文の如く。兩社に分られたる。後の狀を注せるにて。大倭本紀に。一鏡者。天照大神之前御靈。名國懸大神。今紀伊國名艸宮崇敬拜祭大神也。と見えたる。此を以て日像之鏡に。國懸大神と申す御名御在し坐て。日矛に。元は然る御名のおはし坐さりける御事を明むへし。然るに。日像之鏡に。地名を以て。日前神社と申し。日矛に其鏡の神名を稱へて。國懸神社と申せるを以て。日矛は其日像之鏡に屬たりし物にて。元は其二を總て。國懸大神と合せ奉りて。共に天照大神の前御靈になんおはし坐ける。社家傳記に。日前國懸兩大神者。天照大神之前御靈而。神明之長上也。と云るも。其二種を合せて。前御靈におはし坐す傳となん。聞えたりける。と云るは實然る説なり。武郷猶按るに。此二種の神寶の。此に鎮定らせ給へる所由は。日前國懸大雙紙と云ものに。此は慶長の比に。記せる文なれと。古傳に。崇神天皇五十一年四月八日に。天照大神日前大神。諸共に當國葉の浦。名草の濱の宮にうつり。河底の岩の上におはします。同五十四年十一月十一日に。天照大神は。他國へうつらせ玉へとも。日前大神は。其まゝ止まり玉ひ。其後垂仁天皇十六年に。河底をはなれ。今の社内にうつらせ玉ふ。とあり。此事紀國造系譜には。神武天皇東征の初より。天道根命神鏡を戴奉りて。著當國加太浦。移木本郷云々。又乘於船而到于毛見浦。船著琴浦云々。と見えたり。此系譜偽書にはあるへからねと。信られぬ事とも多し。此事既に記傳八にも。此初度の鏡も。彼日矛とくもに。三種神寶に添て。後に皇孫命へ授置玉ひしなるへし。其故は拾遺に矛玉自從とあ

る。矛は日矛なるか。此鏡も其と同時に出来て。後にも同地に鎮座せはなり。倭御世々々天皇の同御殿に坐々し。水垣朝に至りて。天照大御神の御靈八咫鏡草薙劔を。豊鋤入日賣命に離ち奉玉ひて。鎮坐へき地を求歩行給ふ時に。紀國の名草濱宮に。三年か程齋奉り玉ひし事。倭姫命世記に見ゆ。此時まで。彼日矛も初度鏡も。共に天照大御神の御靈に付添て。齋奉りしを。此名草濱宮に。右の二を留奉りて。永く彼地に鎮り令坐玉ひしなるへし。是日前國懸二大神なり。と云れたる。まことに然る事と通えたり。此説に従ふへし。さて上にも云る如く。上古には此兩大神を合せて。日前神とも。國懸神とも申奉れるを。後に日像鏡を日前宮。日矛を國懸宮と。宮殿を並へ齋かるゝ世と成ても。なほ古書ともには。兩大神を合せて。此彼を別たす。申す例なりかし。さて又此時初後二面の御鏡ありし事は。明文抄に。帝道部天皇之始天降來之時。共副護齋鏡三面。子鈴一合也。注曰。一鏡者。天照大神之御靈。名天懸大神。今伊勢國磯宮崇敬拜祭大神也。一鏡者。大神之前御靈。名國懸大神。今紀伊國名草宮崇敬拜祭大神也。一鏡及子鈴者。天皇御食津神。朝夕御食之食向夜護日護齋奉大神。今卷向穴師社宮所坐拜祭大神也。日本とあり。此文釋紀に。大倭本紀本注とて引るには。甚く誤。此文に。前御靈名國懸大神とある。即初度の御鏡にて。式に紀伊國名草郡日前神社。名神大月次新嘗。平田翁前はヒノクマと訓へし。其は風雅集に。當社の神司紀後文といひし人の歌に。名草山とるや神のつきもせず。神わさしけさ比乃久米の宮。と訓み。檜隈宮とも云へばなり。然るを日本紀延喜式などに。ヒノマへとよめるは非なり。今はヒノサキノ宮とも。また字音に。ニチゼンクウとも云なり。と云へり 國懸神社名神大月次相嘗新嘗とある二社。同域に並坐して。御靈代は此初度の御鏡一面

なり。前御靈と申す事は。かの八咫鏡の坐か上に。此御鏡もまた。其天照大神の御靈なるよしなり。栗田氏云。日前國懸兩大神縁起に引る。當宮本紀に。天係大神者。天照大神之御靈也。伊勢國宮所座崇敬拜祭也。國係大神者。天照大神之前靈。紀伊國名草宮所拜祭也。と見えたり。と云り。これ當社に古傳ありし事明かなれば。此も證とすへし。さて此二御靈を。天懸國懸と申す義は。平田翁云。懸は借字にて炫すなり。其は大御神。石屋に幽居坐し時は。天も國も常闇となれるに。彼御鏡を造りて。招出し奉りしかは。天も國も炫き徹れる故に。然も稱ふへき物なり。さて此初度御鏡も。共に是時大御神の。御神躰の八咫鏡に副て。皇御孫命に授け降し給へる隨に。其八咫鏡と。同床に御座せしを。崇神天皇の御世に。大御神の御正體を。別處に齋ひ奉り玉ふ時に。初度の一面と共に。二面の御代を模造しめ給ひて。其を禁中に齋き給ひしかは。此時にて。名草宮に拜祭られ給ひけん。武郷云。此事已に上に云り 然る尊き由來の御社なるか故に。伊勢大御神と同じ様に。神位などの議にも及はれず。今も二社相並ひて。いと嚴重に立給へり。其神職は紀氏にて。代々紀伊國造と稱ふ。手置帆負命の孫。天道根命の裔なり。國造と云つ。社さて天武天皇朱鳥元年七月。奉幣幣於居紀伊國々懸神上。また百練抄に。務を行ふ事は。右の狀の存れるなり。 長寛元年正月。紀伊國日前國懸社燒亡。於御正體者。奉出畢。なと見えたり。備同書に。見えたり さて禁中に齋き玉へる御圖象の御鏡に。御食津神の御神體を合せ奉りて。後には三處恐所と。申せりしことども。次々に云へし。此御鏡の事に附て。平田翁の云れたる説は誤り。さるはまつ。此時の二面の神鏡の。御行末の大畧は。皇御孫命御天降の時に。大御神大御手つから。授り給ひ。皇御孫命持降り給ひて。崇神天皇の御世まで。大宮内に齋奉り給へりしを。此御世に石凝姥命の裔の鏡作に命て。代の御鏡を擬作らせ給

ひて。其を大宮内に齋かせ給ひ。此に御食津神の御靈と坐る。御鏡一面を添て。三所恐所とも申すなり。又内侍所に此神代よりの神鏡をは。豊勳入姫命に託て鎮坐すへき地を求め給ひ。日前國懸大神は。初度に鑄たる御鏡に。紀伊國に鎮坐しを。伊勢大神は。八咫鏡を申す。垂仁天皇の御世に。始て今の五十鈴宮に鎮坐しぬ。かくて大宮中に齋かせ給ふ。御擬造の神鏡の御事は。諸書にも見えたるを記さは。まつ日本紀畧に。天徳四年九月廿三日に。今夜亥三刻。内裡焼亡云々。廿四日に。昨夜鏡三和名加之古止古呂并大刀。契不能取出。今日依勅令搜求餘燼之上。已得其實。但調度燒損。其眞猶存。形質不變。甚爲神異。云々と云ひ。また十月三日に。賢所三所。一鏡。件鏡雖在猛火上。而不損。即云。伊勢大神云々。一鏡。眞形無破損。長六寸許。これを豐受大神の御靈代なりと云る説は。黄金御種代の寸法に叶はず。此は卷向坐若御魂神の御なり。此ことほかに委しくいへり。一鏡。已涌亂破損。紀伊國大神云々。神宮雜例集に。寛平燒亡。始焼給。雖陰圓矩不開。とあるは。此天徳の度の事を誤り傳たるなり。又釋紀に引る御記にも。天徳四年九月廿四日。鑿求温明殿所納之神靈鏡。并太刀契等。申時重光朝臣來申云。瓦上在鏡一面。其鏡徑八寸許。頭雖在小瑕。專無損。圓矩并蒂等其分明。見之者無不驚感。春記にも。廿五日。又求得燒損鏡一面。外記記曰。威所三所。一鏡。件御鏡雖在猛火上。而不損。眞形無破損。一鏡。已涌亂破損。紀伊國大神云々。と見え。小右記にも。村上御記を引て。偏涌損。即云。伊勢御神云々。長六寸許。此度の燒亡事を記され。瓦上在鏡一面。其鏡徑八寸許。頭雖有一破。專無損。圓規。并蒂等甚以分明。露出綠破瓦上。見之者無不驚感。以上御記文。云々。故殿御日記云。恐所。雖在火灰燼之中。曾不燒損云々。鏡三面。伊勢大神。と見たり。また寛弘二年十一月十

五日。子内裏燒亡下に。火起温明殿。神鏡所謂大刀并契等不能取出。云々神鏡大刀契盡燒亡。鏡僅有蒂。自餘燒損。無圓規。失鏡形。百練抄裏書に。此を内侍所靈鏡。燒損半。とあり。春記に。一條院御時。圓規損。と有は。此時の事なり。と見え。日本紀略にも。此燒亡の事を。十一月十五日。時宮中火。殿上皆燒亡。云々神鏡同燒損。此大神の御なり。十六日。炭中神鏡二面奉求出之。此二面紀伊國御神と御食津神と二神の御なり。とあるに據て。恐所の神鏡の御形を。想像奉るに。圓規なる事は。本より申す迄もなく。右に引る記録とも。蒂とある處は。即裡に付たる。紐付を云事にて。今も世にあるか如き。紐付の丸鏡になんおはしける。倍頭とは。即鏡の端にて。釋紀にはハタと訓る。まことによく叶へり。かくて天徳の度は。素よりの圓規形。并蒂等も。損はれ玉ふ事なく。甚分明に坐けるを。寛弘の度には。僅に蒂は存玉へれと。自餘は燒損はれて。圓規も爛れ亡て。鏡と申すへきはかりの御形には。見えさせ玉はさりつるよしなり。よく考合せて。想像奉り。又此神鏡の御形貌より。推察へて。高天原にて鑄玉へる。本御鏡の御形をも。伺知奉られ。又此時鑄たまへりし。三面の御鏡の御形。大抵に想像奉られたり。さて御記に。日前國懸二大神の御を。長六寸許と記させ玉ひ。伊勢大御神の御を。徑八寸許と。記させ玉へる。文意を想奉るに。何れも。圓形の處の指わたる許を。詔へるにて。長と云ひ。徑と云も。云さまこそかはれ。差別ある事にはあらずかし。然れば。紀伊國大神の御の。伊勢大神の御よりは。小く坐す事。右の御記とも合せて。思辨ふへし。但御記文に。一所にの二所に通れ。御文なり。さて恐所の神鏡の。かく三所坐ますを以て。此時鑄給へる御鏡の。まことはずへて。三面なり

し事をも知奉らるゝなり。神宮雜例集に引たる。神宮記に。寛弘二年十一月。内裏焼亡後の事を録して。天徳四年以來。度々内裏焼亡之間。不被燒給。在留。内侍所。神鏡。今度。燒亡爾。被燒損。給。依。玆。件神鏡。可被奉。鑄替之由。被行。陳定。且被。卜。筮吉凶。神祇官陰陽寮。并諸道博士等。公卿詮議之間。各勸奏云。件神鏡者。是非。人間之所爲。天地開闢之時。於高天原。豆。鏡作。遠祖天香山命乃。八百萬皇神達共爾。以。銅鑄之神鏡也。件鏡元。二面也。廣皆以方尺而已。一面坐。伊勢國。須。一面坐。紀伊國。須。一面坐。内侍所。須。是。件鏡也。子細具見日本紀以上之文。神宮雜例集にも見えたり。さて此文に。内侍所の神鏡を。直に高天原にて造れる物のこと云るは。崇神天皇御世に。造れる後事を。本にめぐらして。内侍所の神鏡を。たふとみたる言にして。事實を誤れるには。以之謂之。件神鏡改而。被奉。鑄替之事。非。公卿諸道の博士等の勸へて。此等の重事を。誤るべきにはあらしかし。

未三分明也。縱件神鏡雖下。被燒損。給。尤可被奉。鎮。安置於本所也者。仍元。神鏡御坐也。とあり。此にて御擬造の神鏡の。寛弘の度に。燒損れ玉へる。後の事は知られたり。因に云。延暦の内宮儀式。延喜の大正體を。納奉る御種代。深一尺四寸。内徑一尺六寸三分。とあり。さて御種代内の御形容は。黄金の面ありて。御正體は往古より結益に納。安置奉れるを。遷宮の度に。新しき益を調りて。舊の益のまゝにて。納奉る例なり。されどあまりに。重の高くなり玉へは。近ころは。已前の。一と取替奉ることとなり。其黄金の面の寸法は。高一尺三寸。徑九寸。覆蓋にて。黄金の合せ目は。紙と云ふものにて。つなきたり。さて蓋にも身にも。處々に屋形の圖を鑄付たり。此は明治六年四月に。宮中にて親しく。寫したる圖を以て記せ

一書曰。日神尊以天垣田爲御田。時素戔嗚尊。春則填渠毀畔。又秋穀已成則巨以絡繩。且日神居織殿時。則生剝斑駒。納其殿内。

凡此諸事盡是無狀。雖然日神恩親之意。不愠不恨。皆以平心容焉。及至日神當新嘗之時。素戔嗚尊則於新宮御席之下。陰自送糞。日神不知。徑坐席上。由是日神舉體不平。故以悲恨。廼居于天石窟。閉其磐戶。

重胤云。素戔嗚尊の御荒ひの較略はしも。正書甚詳かなるものなり。第一一書は。唯齋服殿の異説のみあり。第二一書には。御營田の事のみ委曲にあり。然れども一には。御營田と新嘗宮の事無く。一には齋服殿と。新嘗宮の事を漏されたるを。此傳なむ。其三事を並舉られて。正書又記の趣に異ならず。然りとはいへども。其次第の如きは。正書記共に。一は御營田の事也。二は新嘗宮の事也。三は齋服殿の事也。此は然らず。御營田の事より引續けて。織殿の事あり。終には其新嘗宮の事に依て。天石窟に入らせ御し坐狀なれども。右にては叶ひ難きよしなきには非すと云り。○日神尊。神と尊とかく二つ並て。崇め稱る例。記また萬葉出雲風土記等にいと多し。されど此一書。此處にのみ尊字ありて。次々に見えぬは。なほ行なるへし。或本には尊字なしと。山蔭に云り。○天垣田。纂疏に。墾田周以垣墻。防禽獸也。と有か如し。されど此時節禽獸の防きを設けさせ玉へるなど。聊疑し。活字本に垣田とあり。白井宗因所持本にも其方勝れるが如し。崇神紀に。河内狭山垣田とあり。垣土の田なるへし。垣土は

細密に肥たる物なれば。青腹の田と云ことか宗因の説なり。○墳渠。第三一書に埋溝記に埋とあり。記傳云。埋は宇豆米とも訓へけれど。武郷云。宇豆米と宇米とは異なり。宇豆米は四段。宇米は下二段の活なり。宇豆米は何にまれ。物の底に深く藏して。上に見はさぬを云。宇米は足はぬ處に。物を入れて。充足はすを云。即こゝに墳字をあつるよく叶へり。墳渠とは。土以て溝を平かに成して。水の流を塞留るなり。序に云。埋れ木はうつもれ木の略。拾遺に。美曾宇女とあるに依れり。和名抄に。釋名云。田間之水曰溝。雪に埋るは。うつもるの略なるへし。

和名三曾。渠同上と云。又畎田中渠也。和名太三曾ともあり。さて溝を埋るは。水を引するを妨むためなり。とあり。○秋穀已成。重胤云。成は登る事を云なり。秋に成て實を結ふは。其物の已に成整へるなれば。那流とは云り。今俗にも然と云り。○亘以絡繩は。巨本に冒に作る。今釋紀類史學問所本。纂疏本等に據て改む。私記に見。其實既熟。即可欲之意。必引亘絡繩者。欲爲其分境之畔也とあるか如く。己か物の狀に成し。振舞はせ玉ふなり。とあれど。此は妨損なひ奉らむと。爲させ玉ふみしわざと見ゆれば。仍て按ふるに。アセナハは料繩の義にて。私記に。欲爲其分境之畔也とあるは。畔さる繩を田中に引亘すは。宗因説に。殺登る時を見ては。繩を縦横上下して。其實を觸落さむと計らひ給ふ義なり。と云る説宜しかるへし。さて口訣にせる其義を合めるに似たりと云り。○織殿。正書第一一書に齋服殿。記に忌服屋。又服屋と云る。是なり。○生剝。重胤云。伊那波岐と訓へきなり。拾遺に。逆剝生駒と見え。纂疏に。生剝者剝生馬之皮也とあるか如し。其皮を全剝に剝なから。殺し盡さず。活せ置く事にて。彼記に謂ゆる。稻羽之素菟などの如き。即生剝に剝れたりし者也けり。古今著聞集に。普賢寺入道殿の。栗田大納言忠良の許へ遣はされける哥に。人よりも彼逸物に見ゆるかな。此伊那波岐に爲られさりける。返し。伊那波岐に爲られさらむも。理

りや。骨と皮とのひつきさまには。とある。即伊伎波岐とは云はず。伊那波岐と訓む證なり。大被詞後釋に。伊那波岐とは。令生置て剝く意なり。とあるにて通えたり。花に生花と云ひ。魚に生洲と云るなど。生を伊那と訓る。右と同じ義也。倭姫世紀に。佐々牟乃木枝乎。割取而。生比伎爾字氣比伎其世給。とあるなども。生は伊那なり。此の生剝を本にイキハキニシテと訓るは。言の意を得ざる。近頃の人の誤訓にて。大被詞にては。生膚斷死膚斷の生は。伊那とは訓す。伊伎なるを。其と一に思混へて。其差を立さる也。と云り。○納。正書に投納。一書に投入とあるに依て。よめるなり。○不愠。記に登賀米受而とあり。名義抄を閲るに。愠をタツス。又イカルと訓たるに。此にトカムと訓るは。記に據れるものなり。○容焉。重胤云。容はユルス。ナナム。兩訓あり。續紀第五十三詔に。思保須大御心坐爾依而。免賜比奈太每賜比ユルシヤヒ氏と有て。免と宥とを。重ね云る。由流須は緩く爲る由なり。那陀牟は長むる義なり。相違からぬ言なるを曉へし。○新宮御席之下。此は上へ顯はれて。見えざるやうに。隠してまりおき玉ふなり。山陰云。此新宮。素戔鳴尊の新宮の如くきこえて。まきはし。其新宮と。其字などあらまほし。と云り。さる言なり。○舉體。舉は稱徳紀。また名義抄に。盡をよみ。續後紀に闔をよめるにて。悉皆の義なるを知へし。又漢籍には。列集をもコソ。リアツマル。ともよめり。○不平。私記には。耶須加良須と訓たれど。本のまゝに訓へきか。此言意は。記傳にも云れし如く。未詳ならねど。天武紀に朕身不和と見ゆ。此天皇の御病し玉ふを。詔へる御言なれば。此と事の趣同し。重胤説に。觸。臭穢。氣體。不潔とあるをも思ふへし。さて重胤説に。私記云。凡欲詛人之時。必有送糞。若染其糞者。必有愛病。故日神染糞。即有病苦。是古之遺法也。今代人之欲詛人者。亦有放矢者。倣此耳と見え。桐壺卷に。渡殿を渡る時は。彼方此方云合せて。衣の裾堪難う物しつ。甚は

したなき事多かり。と有も。右の類の事をして。人を祖ふ事の。此に在を以書たる文なり。此にては素夷鳴尊の。日神を祖奉るとはなく。唯御心の進ひに因て。物爲させ玉へるならめども。其汚穢に觸させ御在し坐て。此に日神舉體不平。とある如きには。至れりし者をめり。甚切可畏後釋に。此は本須佐之男命の犯し玉へるは。大嘗の殿を。穢し玉へるに依ての罪なれば。此國土にして。人の上にて。穢すまじき所。と云れたる然る言なり。

于時諸神憂之。乃使鏡作部遠祖天糠戶者造鏡。忌部遠祖太玉者造幣。玉作部遠祖豐玉者造玉。

諸神云々使鏡作部遠祖云々。拾遺には。此神等の外にも。長白羽神は青和幣。津昨見神は白和幣を造るなど。其餘の神等の供奉り。仕奉らるる條々あれども。此に忌部遠祖太玉者造幣。とあるは。諸部を奉て。仕奉らしむる義にて。其技神等の事は。皆がらに略れたるものなめり。○憂の假字は諸書みなウレへなり。三代實錄に。憂禮比とあるは誤なり。しか活きたる古書に一つもあることなし。○鏡作部は。此時の業を以て。氏とせしものなること。玉作部に同じ。さて此氏。世々の史に見えず。甚く衰へたるものと見えたり。拾遺にも。其趣見えたり。さて天武紀に。十二年十月。鏡作造賜姓曰連とあり。是より連の戸になれるなり。然るに靈異記中卷。大和國十市郡菟知村東方。有大富家。姓鏡作造。有二女子。云云と見えたり。其部なる氏々には。姓を玉はさりしにや。また連姓なるは。絶た

りしにや。姓氏録にも所見ざるなり。また記に鏡作連とあるは。記傳にも云れたる如く誤なるへし。さて此記また拾遺などには。たゞ鏡作。また鏡作部などのみ有て。戸を記されざるは。如何なる故にか。さて又天孫本紀に。饒速日命十一世孫。物部鏡治師連公。鏡作連等祖。とあれども異なり。混ふべからず。後紀に。延暦二十三年に。土佐國香美郡少領。物部鏡連家主と云人あれば。作字術ならんも知へからず。さて鏡作は。和名抄に大和國城下郡鏡作加都郷あり。式に同郡鏡作坐。天照御魂神社。大月女。とあるは。氏人の住る地名と聞えたり。天照御魂神社。石凝姥命にもあるへし。此社今八尾村に在。社の傍に鏡池と云ありて。乾涸たるか其地に在と。根考にいへり。又鏡作伊多神社。鏡作麻氣神社。などもあり。頭注に。伊多神社は石凝姥命を祭る。と云るは由ありてまこと。麻氣神社は。今に坂村といふに在て。春日明神と稱と。根考に云り。○天糠戶。石凝姥命の父なり。名義未詳。此傳にては石凝姥命の造ける鏡を。天糠戶と爲る父子の異あり。されど此は拾遺に。宣令下太玉命率三諸部神。造和幣とあるを。此に忌部遠祖太玉者造幣と書されたと。同じ文體と見ゆれば。鏡を作り玉へるは。石凝姥命なるにて。天糠戶命は。其長とおはし坐て。其事を點檢し玉へるのみなるへし。○太玉者造幣は。本にニキテと訓るよろし。爾岐氏は諸幣帛にも云名にて。名義饒手なるよし既に云り。さてこゝに云るは。太玉命其長として。造り玉へる其幣帛には。鏡玉八十五箇なども。其中にこもりたれば。一種の物とはすへからざるか如くなれど。なほこゝは。本書に所謂青和幣白和幣を。旨と云るにて。第三一書に。粟國忌部遠祖天日鷲所作木綿とある。それを指せるなるへし。予はしめ太玉命幣を執持給ふ神に坐を。こゝに造幣とあるはたかへり。此は思ふに第三一書に。粟國忌部遠祖天日鷲所作木綿とありしを。同じ忌部の遠祖なりしより。かくは混しにもあるへしと思へりしはわろかりき。○玉作部。次の一書にも見え。又下卷一書に。作玉者とあり。大殿祭祀詞に。齋玉作等我。持齋波利。持淨麻波利。造仕禮留。瑞

八尺瓊能。御吹支乃五百都御統乃玉爾云々。拾遺に。櫛明玉命出雲國忌部玉作祖也とあり。舊本に忌部二字なし。元々

集に引るにあり。出雲より玉を奉り。右の書ともには。みな玉作とのみありて。玉祖と云ことは見えざるに。記しこと。同書及神祇式に見えたり。

に玉祖連と擧げ。天武紀にも玉祖連とあるは。此子孫玉作玉祖と。此は祖神の御名玉屋命と云を取て。其の號なり。記には此御名を。玉祖命と書れたり。

二氏ありしなるへし。其は姓氏録右京に。玉作連。高魂命孫天明玉命之後也。天津彦火瓊々杵尊。降幸於葦原中國一時。與五氏神部。陪從皇孫。降來。是時造作玉壁。以爲神幣。故號玉祖連。亦號玉作連。記傳云。號玉祖連。亦號玉作連。と云るは。此天明玉命の子孫の中に。後に玉祖連と云と。玉作連と云と。二色あるよしな

作連。玉祖連をまた玉作連とも云にはあらずと云り。此姓氏録の文によりて考れば。玉祖命と申す御名は。かへりて此氏より出たる後の御名ならむしりか。とあるにて。古より二方にいへりし事あきらかなり。さて天武天皇十年十二月に。玉祖連に。賜姓宿禰とあるは。玉作部の方は。此時の擧に洩たりしなるへし。故玉作宿禰と云は。すへて史ともに見えず。たゞ玉作部とのみあり 玉祖宿禰の方は。姓氏録右京玉祖宿禰高御牟須比乃命十三世孫。大荒木命之後也。又河内國玉祖宿禰。天高御魂乃命十三世孫。建荒木命之後也。記傳云。これらに祖神玉祖命を擧すしに。中ころ家門を興せしなるへしと云り とあり。かくて和名抄郷名に。河内國高安郡玉祖。周防國佐波郡玉祖とある。何れか本なるらむ。但河内國なるも。甚古き事と聞えて。式に高安郡玉祖神社おはしませるは。右に引る姓氏録河内玉祖宿禰。云々建荒木命之後也。とある。此人は仁賢紀なる。玉作部。能寸と云も。其祖名を襲ひたりと聞えたれば。難波の玉造より係て。其邊に多く。玉作部の住へる其群主なりしなめり。右京なるは。其より支れて。京に在て仕奉れるなり。又右京玉作連を。一本に忌玉作とある。

其は別にて。出雲國の忌玉作と同族なるへし。又今昔物語十七卷に。今は昔周防國一宮に。玉祖大明神と申す神在す。其の神主にて。玉祖惟高と云者在けりと。所見たるは。元亨釋書十七卷に。周防國神宮司惟高者。累世神官也。云々とあると同人なれば。近昔までも。世に玉祖氏と云るなん。此彼遺りて有けらし。なほ氏は。兵範記に近衛帝時木工允玉祖親宗あり。また平戸記に。四條帝時近江權少椽玉造景里と云るあり。○豐玉。名義。豐は稱辭。此神の御事は。瑞珠盟約章第二一書。羽明玉の下に云り。平田翁説に。與田吉從云。式に阿波國名方郡天石門別豐玉比賣神社あり。此は此神を祀れる社なるへし。石戸を開玉へる時の物を。を。作れる神なれば。石門別と云へし。と云り。此考も有へくおほゆる由あり。其はまつ。此神を女神なるよし傳へたるは。神名秘書に。櫛明玉命。高皇產靈神女。携籠千々姫命之妹也。と云る説も。古傳の有しを取て書るならむとて。なほ種々に云れしかども。此神には其子孫の氏々多く有て。其祖神に御在し坐は。女神に坐さざる事明かなれば。神名秘書に引る。古語拾遺の説は誤なり

又使山雷者探五百箇眞坂樹八十玉籤野槌者探五百箇野薦八十玉籤

山雷は。大山祇神なり。山神に坐すか故に。此に科つるなり。さて此雷字を。イカツチと訓は悪し。某雷と書る例を思ふに。神武紀に嚴香來雷。嚴山雷。武甕雷。神など見えたり。此うち香來雷山雷。二の雷字は。イカツチとも訓へけれと。武甕雷の雷は。然は訓かたければ。此を例として。何れも豆知と訓へし。○八十玉籤。坂樹に五百箇といひ。玉籤に八十と云る。みな多きを云る。古語の格なり。さ

環翠軒本等に。薦に作るは非なり。然るに加茂翁説に。薦を薦と書る本は誤なり。薦は菰の事なり。萬葉集に。眞薦刈大野川原
之水こもりと。詠ると云て。訓をもス、と改めたるは。中々に誤なり。本のまゝにてよろし。さて此字は。を思ひて思惑ふ事勿れ
 私記に野薦支須々と訓み。明應本鎌倉本秘閣本にも瓜々キと訓り。今本のス、はキス、キは萩薄フキボクなどの
 總名にて。其葉の亂れそけたるさまを云名なり。この事は神功紀さてこゝなるは薄フキナを云ふなるへし。になほ委しく云。
 尾花を以幣とせし事は。ものに見えねと。枕冊紙草の花はとある條に。あしの花さらに見所なけれど。
 みてくらなといはれたる心はへあらんとおもふにたゞならず。とあるを思ふに。あしの穂も。を花の穂
 に似たるより。擬へてみてくらと云しなるへし。そはいかにもあれ。薄の穂に木綿をとり付て。幣と
 せしなり。これを須受と訓はかにかくに誤なり。さてまた口訣に野薦者茅也。茂生以稱之とある。茅
 もス、キに當ましきにはあらねと。茅は幣のさまに似つかず。なほ尾花なるへくおほゆ。(薦をス、と訓
 たること古書になし。萬葉集一の訓も誤なること。古義に云れたるか如し)さて坂樹も。野薦も。玉木
 綿種々の物を取掛る料にて。五百といひ。八十といふも。奉るものゝ。數の多きを云なるへし。

凡此諸物皆來聚集。時中臣遠祖天兒屋命。則以神祝祝之。

神祝々之。平田翁云。神は神議神集などの神にて。尊辭なり。富邪久は。今俗にも。同事を丁寧チリカヘシヨリカヘ反復
 し言を。かく云事のあるは。古言の遺れるなり。谷川氏も既く。或謂今俗不懸情而。漢籍周禮に。大祝掌二六
盡言曰。保佐久。蓋祝之遺也。と云り

祝之辭ツと云ひ。字典に祝ツ丁寧也。請求之辭。とあれは。富邪久と云に祝字はよく當れり。但今俗に。ホサク
字の意はなし。只繰返しもの言やうの事。或は辭置たるに就て。餘の疊言の例を思ふに。しれたる人の。繰返すなをのみ云めればなり
 神集々。神議々。神逐々。稜威之道別道別。などの類この餘にも。全類ニハツ。根柢ニハツ。神和々。なども。みな此例を押
語な凡て集ひたる上にますく集ひ。議れる上にも。なほ密に議れるなを。合せて思ふに。此も其
 如くにて。富邪久と云は。反復し請祈チリカヘことには有れと。猶丁寧チリカヘに反復し。其事を禱白せる由にて。俊
 頼歌に。始なき罪のつもりチリカヘの悲しさを。ぬかの聲々チリカヘときつるかな。と詠るも。よく此に符ひて聞ゆれ
 は。神に禱言を白すとして。其言を反覆しつゝ。手拍ち額突き。拜むかすも限りなく。丁寧にする
 そ。古の道なりける。と云り。偕チリカヘこゝの所由に依て。後々までも。中臣の祝詞を掌る事とはなれるなり。

於是日神方開磐戶而出焉。是時以鏡入其石窟者。觸戶小瑕其瑕於今猶存。此即伊勢崇秘之大神也。

以鏡入石窟。此は記に天宇受賣自言。益汝命而。貴神坐故歡喜咲樂。如此之言間。天兒屋命布刀玉
 命。指出其鏡。示奉天照大御神云々。とある時の事にて。大神の磐戶を。細めに見そなはず時に。
 疑ひ思召させ奉らむとて。御鏡を指出て。大神に示せ奉るとして。其石窟の戸口に入れしなり。石窟

の内に入れしには非ず。故觸^レ戸とあるは。其よしなり。上に方間^ニ磐戸^一而出^ニあるは。此後の事なり。ざるを出^レしも。上に云るは。まつ大神の出坐るまでの事をいひおきて。

此時に云々の事ありしとて。 ○觸戸。平田翁云。石屋に入るゝとて。戸に衝觸たるよしなり。此は大御神

を。引出奉りて。復還入坐むことを。恐れ思ひて。尻久米繩を引互しなど。あわたしく。爲つるま

ゝに。過りて。戸に突當たるにや有らむ。と云り。○小瑕。本にコキスツケリ。私記に。須己之支須津介利と。

其他の古寫訓るに從へし。瑕は字書に。玉の疵。を云よし。見えたり。磐戸に觸たらむには。瑕付ことあるべきなり。此を以ても。大本にも。

石窟は。眞の石窟にてありし事を。知へきなり。たとの宮ならむ。には。突き觸れたるばかりにて。瑕を付く事は。あるまじくこそ

あるまじく。於レ今猶存など。ことくしく記さでも。有ぬへく思はるゝに就て。熱按るに。此は瑕と

は。御鏡に残る瑕の事にはあらて。其御鏡の破たる。御缺を白すにはあらざるか。さるは御鏡を。伊

勢大宮に鎮坐せまつりし時に。其御缺をも添て納め奉りしこと知へし。此御缺小瑕の事は。天徳。さて後に。御記にも見えて既に引り

倭姫命の日本武尊に。御劍に付て授け奉れる火打は。即其御缺なり。と云ることありて。平田翁説に。

後の物ながら。源平盛衰記に。三種靈劍事。と云條に。倭姫命の劍に付て給へる。彼燈と申すは。天

照大神。我が御貌を。末の帝まで見せ奉らむとて。御鏡に移させ玉ひけるに。取落して破たるを。燈

になし給へり。其燈を錦袋に入れて。劍に付られしなり。今世まで。人の腰刀に。錦の赤革を下けて。

燈袋と云事は。是故なりとあり。参考熱田縁起に。引たる鎮坐記にも。後號^ニ此^一。燈袋^ニ天火徹^一俗號^ニ燈袋^一副^ニ大小刀^一其縁也。と見えたり御鏡の損はれたるよしを。

云る説こそ説なれ。其燈をしも。御鏡の缺なりと云るは。正しき古傳の遺れるにそ有ける。是にて。

挂巻も畏き。神鏡の眞鐵にて御坐す事を。辨知へしと云はれたる。けに然る言にて。此に其瑕とある。

即其御缺の事ならむかと。おもひ奉らるゝなり。なほよく考へし。重胤云。此御鏡はしも。次に崇徳大御とある

然るを此紀を撰成し玉へる。養老四年庚申より。年數凡二百四十年を経て。天徳四年庚申に。其小瑕の御坐る御有状を。見奉りて。

其御記にも書され。世人の驚奇し奉るに付ても。神代の古傳の。信に疑ふへからざることをなん。知へかりける。斯る例はしも。な

ほ外にもある事。かくて此に因に。此神鏡の眞鐵に坐す事を云へし。古語拾遺に令^レ石凝姥神^一取^レ天香山

なりと云れたり銅^一以鑄とあるを。記には取^レ天金山之鐵^一而^レ求^レ鍛^レ人天津麻羅^一而^レ科^レ伊斯許理度賣命^一令^レ作^レ鏡と

あり。銅鐵とある中に。何れ正説ならむと云に。鐵とあるを正しかりける。すへて上代の鏡。鐵を以造

作れる例。皇太神宮延曆儀式帳。太神宮式。其他の物にも見え。今も現存せるかありて。いと儘かな

り。殿人に命せて。造らせしに。平田翁説に。後世の人は。銅もて鑄造り。水銀すり著けて。光らしたる鏡を。

ても。鐵なる證と云へし常に目なれて在からに。拾遺に銅とあると。此御鏡の事ならねと。神代紀に。白銅といふ事もあるに依

て。此神鏡をも。銅もて鑄造れるものと思ひ定めて。古へも今も。別なる論はある事なく。故鈴屋

大人さへに。古事記傳に。取^レ天金山之鐵^一とある文を解きて。此は矛を作る料なる故に。鐵字をかけ

り。鏡ならは。鐵とは書じと言れたり。然れども。己早く想ひけらく。神世の始。高天原にて。白銅

など云ふ合せ金を。作るへくも非ず。又眞の銅は。何に磨くとも。水銀磨著^{スツケ}すては。底なき如く。輝

る物に非ず。又水銀もて光らす態も。此時に爲けむ事とも思えねは。劍太刀など。よく剛^トきたるは。

物の形の眞澄^{マシ}に澄^チて映るを思ふに。御鏡は必眞鐵なるへし。直によく磨きて。鏡の如く。炫^ヒく金は。

鋼鐵ハカ子をおきて。何か有らむ。是そ神世の有趣なれば。記に鐵とあるか正説ならん。思定めて。次々考ふるに。天津麻羅は。鍛冶の遠祖なるか。此神と。伊斯許理度賣命と二神にて。かの神鏡を鍛ひ造れる由なり。天堅石を取るとあるは。即其質石アライシの料なり。然れば。拾遺に鑄とあるに泥むへきにあらす。殊に鑄字は古く鑄兵など見えて。鍛ふる事にも用たり。實石とは所謂金床の古名なりと云れたる。然る言なるへし。然れば。此神鏡の鐵なることは。たかひあらしかし。○伊勢崇秘之大神。丹鶴本元々集所引本。秘を祠に作るは。中々に非なり。さるは重胤云。崇秘字を。所祭に當て被用たるは。餘社にては神靈を齋祭の方を。主と云るを。神宮にて。神體と持齋奉らせ玉ふ。大御鏡はしも。掛まくもかしこき。皇大神の御孫尊に。此の齋鏡を事依し奉らせ玉へる御時に。吾兒視此寶鏡。當猶視吾。同床共殿。以爲齋鏡。と宣玉ひて。皇大神の現御前を。仰視奉らせ玉ふか如く。同大殿の内に。大坐々しめ奉玉ふへき。天津御璽の齋鏡に御在し坐か故に。深く崇敬ひ奉りて。秘藏め奉らせ玉ふ意味にし有ければ。崇秘の字は。神體に就て書るにて。甚能當れるなり。さて國を伊勢と名けし由は。風土記云。神武天皇時。國有神。名曰伊勢津彥。詔取國神之名。號曰伊勢。とあり。名義は詳ならずとあり。さて此御鏡。皇御孫命の御天降の時に。授奉玉ひしより。歷世の天皇。同殿に齋祭玉ひ來しを。崇神天皇御世に。別處に祭給ひ。それより伊勢に遷幸しは。垂仁天皇二十五年の紀に見えたり。偕大宮は。式に伊勢國度會郡大神宮三坐。相殿坐神二坐地大とあり。相殿坐神の事は。下預二月次新嘗祭。卷の一書の下に出。

已而科罪於素戔鳴尊。而責其祓具。是以有手端吉棄物。足端凶棄物。

已而云々。責其祓具。重胤云。此解除の大抵は。正書と此と大凡の様は同くして。又聊物に依て。精粗あるなり。此に科罪於素戔鳴尊。而責其祓具。とあるを。正書に。然後諸神歸罪過於素戔鳴尊。而科之以三千坐置戸。遂促セマ促ハルとありて。其方委曲なるに似たり。然れども。此祓具は其千坐置戸に置へき器にして。上に載る物を云と。上に敷く臺を云と。其事同しからされは。互に照應せて。曉るへき所なるなり。其祓具と云は。次に手端吉棄物。足端凶棄物。亦以唾爲白和幣。以洩爲青和幣。とある。此を云。正書には唯に拔其手足之爪。贖之と有て。其吉棄物凶棄物の稱なきを。第二一書に。以三手爪爲吉棄物。以足爪爲凶棄物。とあるは。此と共に其正を得たりと云へし。偕此吉棄物凶棄物の二は。謂ゆる惡解除善解除の本なり。其惡解除と云は。罪穢の有に就て。其祓具を科せ責りて。其罪過を清めしむるなり。善解除と云は。其とは異にて。中古に謂ゆる。清祓と云る是にて。此は然せる罪犯の無らむにも。神事に仕奉るには。先解除の事をして。家をも身をも。清むるを云なり。又其罪犯ある人には。右の吉凶二祓を。令行る例と聞えて。此に己に手端吉棄物。足端凶棄物の。御事おはしまし。又履中天皇五年。車持君罪ありければ。負惡解除善解除。而出於長渚崎。令祓禊云々。とあるなど

是なり。又延暦二十年格に。承前神事。有^テ犯科^レ被贖^レ罪。善惡二被重^{カサ}科^{キス}一人とありて。善惡二共に重ねて。令^レ行らるゝよし見ゆ。皇太神宮年中行事。二月十二日條に。惡被勤仕。次吉被勤仕。御麻奉。とあるか如く。先惡解除を成して。罪過を被^レ。次に善解除を行ひて。家身を清むる事と見えたり。釋述義にも。凡解除之道。必有^二兩種^一。吉凶是也。吉解者。是招^三禱吉事^一也。凶解者。即除^二却凶事^一兼招^二吉事^一也。吉解是貴。故用^二手爪^一。凶解亦賤。故用^二足爪^一也。解除之道。欠^レ一不可也。故兼^二用吉凶二解^一也。と云り。信に然る事也。纂疏にも。右に據て。凡解除之事。有^二吉凶二道^一。吉招^レ福凶攘^レ禍也。人之體手貴足賤。故爲^二吉凶之表物^一。即被具也。と書せたまへり。口訣にも。諸神責^二贖^一物。素戔嗚尊以^二手足之爪^一爲^二善惡之置戸^一。云々と見えたり。是の吉棄物。凶棄物。即惡解除善解除の本これなり。但此時の成には非ず。此事に始りて。惡解除吉解除と云事の。出來起れる者。心得へし。かくて被具の事は。天武天皇五年八月。詔曰。四方爲^二大解除^一。用物則。國別國造輪^二被^一柱。馬一匹布一常。以外郡司各刀一口。鹿皮一張。鏝一口。刀子一口。鎌一口。矢一具。稻一束。且每^レ戸麻一條。又十年七月。令^二天下悉大解除^一。當^二此時^一。國造等各出^二被柱奴婢一口^一。而解除。と見えたる。其被柱を輪すに。後に大上中下の差等あり。但此は右の如く。天下の大被には非て。神事に預れる人の。犯罪あるには。此を科せて。令^レ被玉ふなり。其は類聚三代格に載れる。延暦二十年五月十四日の。太政官符に。定^二准^レ犯科^レ被事^一。一。大被料物二十八種云々。一。上被料物二十六種。一。中被料物二十二種。一。下被料物二十二種云々。是大上中下と。四等の被法

を定めさせ玉ひて。被柱を輪さしめ玉へる制度なり。右の大被の細書に。承前惡被料物。准^レ此重輪。今除^二一被^一。下條亦同と有は。犯罪に依て科するには。必善惡二被。共に右の員數の如く。同じく重ねて。令^レ輪るを。今一被を除かるとなり。其は下に。承前神事。有^レ犯科^レ被贖^レ罪。善惡二被。重^二科^一一人。修例已繁。輪物亦多。事傷^二苛細^一。深損^二黎元^一。仍今弛張立例。とあれは。右の如き犯罪ある者にも。惡被の一を除きて。唯善被のみの。料を輪さしめ玉ひて。其被物を弛め。其犯罪重く。甚しきに至りては。別に律に依て。科決なはせ玉はむとなり。此より其惡被の事は停められて。決罰の事多く出來て。後には六月十二月晦大被。又は神事の清被などの如く。差せる事も无きに。行はるゝ善被のみ。盛に行はるゝ事と。成以來ぬるものなり。故其大上中下の被を科せ玉ふ状は。四時祭式に大祀中祀小祀の三等ある。其大祀の違例には。大被を科せ。中祀の欠怠には。上被を科せ。小祀の犯罪には。中被を科せ。神戸百姓に事有には。下被を科せらるゝ。大凡の御定なり。然れども。其は大凡の法にして譬へは。大祀なら如き。時機の御政。御在ます事と所見たり。さて正書に。科之以^二千坐置戸^一と有には。此被具の事を畧かれたるを。此には其千坐置戸を云ず。唯に貴^二其被具^一と有も。事足さるに。第二一書に。即科^二素戔嗚尊^一千座置戸之解除。とみえたるは。殊に委しく調へる者にして。其解除を科するを。即其被具を課せ奉れるなりける。其は右に引る。官符を始めとして。諸書に科^二大被^一。又は科^二上被^一。又は科^二上中^一之被。又は科^二中被^一など云るは。其大上中下の差に就て。其被具を責せらるゝなり。と云り。○是以云々。又云。是以有^二善解除惡解除^一。と云に同じくして。其是以と云は。右に出たる。其被具の事なるか。其責りつる被具を。二

に成して。其一分は。善解除と成し。其一分は。惡解除の料と。成したる趣なり。其は上に出せる。延曆官符大祓料物二十八種の細書に。承前惡祓。料物准レ此重輪。今除二一祓。下條亦同。と有て。右は善祓料物なるに。又右の外に。善祓料物二十八種有て。同じく共に重輪す事にて。其料各二十八種なりけるか。善惡二を合せて。總て五十六種なる由なり。其上中下の祓も。此に准て。重輪すと成り。其下に。承前神事。有レ犯科レ被贖罪。善惡二祓重科一人。とあるにて彌明けし。然れば。此なる是以は。右具を中分して。善惡二祓の料物に成せる由を。明らかにならば。其祓具を大なる用レ此云々に相並ひ對ふ所にてあるなり。と云り。○手端吉棄物。足端凶棄物。第二一書には。以三手爪一爲三吉棄物。以三足爪一爲三凶棄物。とあり。手端足端は。記樂神に手末之調とある記傳に。手末和名抄遊仙窟云。手子。師說云太奈須惠。とあるによらは。たゞ手に云事なれども。此は末と云るを。重く見るへし。俗言に手さきと云に同じ。とあり。足端も。此に同じ。さるは爪は。手足の端にあるものなればなり。尙次に云。儲吉凶は。重胤云。吉は清き意。凶は穢き意なり。喪服を凶服と云ひ。其を除きて常に復るを。吉服と云る。吉凶是なり。かの伊弉諾尊。黃泉國の穢に觸させ給へる御衣を。脱棄させ玉へる。即此なる凶棄物に當れるを以知へし。と云れたる。信に然説なり。武部此説に付て。なほ考るに。彼權原段なる。伊弉諾尊の。御目の穢惡。即御涙なるへし。御鼻の穢惡。即鼻汁なるへし。其を洗棄させ玉へる。即此なる吉棄物に當るへし。さて其吉棄物を出て。祓へ玉へる。清淨き御體に。善神の成出玉へるにて。善祓のさまを知るへし。さて棄物は。記傳云。是は犯重くして。深き穢なれば。持賜へる物を。みながら棄ても。猶清まり果さる故に。其御身に生たる物までを。拂ひ棄て。清むるなり。されは棄る物は。皆穢垢なる故に。伎羅毘物といひ。

棄物と云られたるも。此意なり。後世に人形を造て流すも。穢れたる身體をは。さながら棄て。清きにかふる意なり。とあり。此説に就て猶考るに。棄物は祓物と云に同じく。罪穢を。祓棄る料の具に用しよりの名目なるへし。されは拂棄て。清むる意なるへし。なほ伎良比と云言の。棄ると同意なるよしは。續紀詔詞に。伎良比賜。弃賜云々。又捨岐良比賜天之云々などあるにて知へし。

亦以唾爲白和幣。以洩爲青和幣。用此解除竟。遂以神逐之。理逐之。送糞。此云俱蘇摩屢。玉籤。此云多摩俱之。神祝々之。此云加武保佐枳保佐枳々。祓具。此云波羅閉都母能。手端吉棄。此云多那須衛能余之岐羅毗。逐之。此云波羅賦。

唾爲白和幣。洩爲青和幣。和名抄切韻云。唾口中津也。和名豆波岐。字書云。洩鼻液也。和名須々波奈とあり。洩は鼻多里なるを。古く與太利と訓るは。いかにと云に。通證に字書洩爲鼻液。倭名抄亦云須々波奈。今人謂三口液爲三與多利。蓋與古異也。と云るか如く。古くは鼻液を與太利と謂しなり。けり。纂疏にも自鼻曰洩とあり。名義抄字鏡集などに。洩をス、ハナ。又ヨタリ。又ナミタ。又ハナタリ。又ナク。又ハナ。唾をも洩をも。口中の液とし。字書に自鼻曰洩と有ても。私記に。字を棄て。意を取へく云へれば。此に唾と相並へる洩は。全く津潤なりと云れしは。信られず。青和幣と爲られたるにても。鼻液にてこそは叶ふへけれ。さるを。與太利は。青垂の義そなど。云

れたるは。太さて言意は。與は。物をさくり上るさまを云る語なるへし。榮花物語浦々のに。さくりもよしき強言なり。とになかせ給ふ。源氏物語に。しつこもよりにくひぬらし給ふ。とあるにて然通ゆ。さらは。萬葉四に百年爾老舌出而與余牟友とあるは。口液のさくり上ても。又垂れ出る状をいひ。與々と泣と詠るは。さくり泣する状を。云るなるへし。徒然草に酒を出しぬればさしうけされは。鼻液のすくりにても。又垂れ落るをも。古は與太利と。云しなるへきなり。○用此解除竟は。解除の事竟て。次に素戔嗚尊を。處分する所なり。若て其解除の所作と云は。第三一書に。乃使天兒屋命ツツ掌其解除之太諄辭ハラヘ而宣之焉。とある是にて。大被詞に。所見たる所の所作を。行ひ玉へるを云なり。此事第三一書の下に云り。○神逐之理逐之。理逐之三字。決めて行なり。さまくに言痛き説ともあれ。此は本は。神逐之神逐之。と重ねて寫し謬りたる。下の神字を。また理に寫誤めて。遂に今本の如くなりたるなり。其は訓注に。逐之此云夜羅賦とあるにて。然知らるゝなり。もし理逐之三字。本よりありしものならんには。必其訓注ありぬへきなり。思ふへし。○神祝々之云々の注十五字。本は混れて。手端吉業云々の下に入たり。今は纂疏本及水戸本に所引或校本に。玉籤云々の下に入たるに従ふ。さて此注類史本には。最後の積字なし。丹鶴本も同。其は辭なれは。なき方まさされり。又纂疏本には。加武保佐根仁保佐俱。とあり。此は然るへし。○逐之此云波羅賦。波は夜の寫誤なるへし。と云り。決して然る言なり。

日本書紀通釋卷之十

飯田武郷謹撰

一書曰。是後日神之田有三處焉。號曰天安田。天平田。天邑并田。此皆良田。雖經霖旱。無所損傷。其素戔嗚尊之田亦有三處。號曰天織田。天川依田。天川口銳田。此皆磽地。雨則流之。旱則焦之。

是後云々。此は前の瑞珠盟約章の本書に。於是素戔嗚尊請曰。吾今奉教。將就根國。故欲暫向高天原。與姉相見。而後永退矣。勅許之。乃昇詣之於天。とある文よりつけ見るべし。さならては。前後通えぬ文となれり。されとこゝに。素戔嗚尊の高天原に昇まして。暫く住給ふ事ありて。さて是後日神之田云々。とあらまほしきなり。重胤云。此に是後日神之田有三處。云々とあるは。正書に是後素戔嗚尊之爲行也。所なれども。等しからず。此傳の趣は。瑞珠盟約の御事は。復上らせ玉へる時の事と爲たれば。正書の其章より續たる。とほ。一に在へからず。然れば此の是後。素戔嗚尊の天に上詣り坐し後。と云ふ事にてあるなり。と云れたる然事なり。さてはこゝに忽御田の出たる。あまりゆくりなきやうなり。さて此一書はしも。有か中にも委しく有て。他傳々には漏たる。愛たき事共なん多くあるを。其に合せては。又混淆なる事なきに非ず。誤とおほしき

事ともあるを。其は次々に云を見へし○安田は。口訣に。安田農業便安也とあり。重胤云。此は下の織田。川依田。口鋭田。などの農業の爲に。便悪しきに對へて。安穩にして。能く穀の實る故に。耕作に力を勞らざるに。因たる稱也けりと云り。○平田。太神宮禰宜譜圖帳に。二所皇大神乃。横田平田乃稻實波。朝御氣夕御氣止。平介久とあり。口訣に平田無凹凸地也と注る如く。高下なく。眞平なる地を云か。また按に。安も平も。何となき美稱にて。良田をかく名けしにや。○邑并田。直指に田地廣大。諸邑會耕之謂。とあり。履中紀云。村合屯倉といふあり。重胤云。又按ふに。并は奈美とよみて。邑并田ならんか。村并とは。村に并ひたる田を云なるへし。○霖。倭名抄に奈加阿米とあれど。ナカメとよむ方古言なるへし。古くナカアメと訓るも見えたり さて天上にも。晝夜の相代るあり。春秋の來經あり。三年八年等の文も往々あれは。霖早あること。疑ふへからず。なほ此事は。已にも云る所あり ○織田。織は杭なり。木根などを云。通證に。久比與申株釘樺。重胤云。織は株多くして。農の便利惡しきにて。天安田の反なり。記に菊枝。字鏡に杠支利久比。名義抄に。株久比世とあり。萬葉十六法師等か鬢の剃杭云々。何れも久比と云言皆同じと云り。○川依田。又云。川倚田にて。歌詞に謂る川傍田是なり。纂疏に其地近於大川。故曰三川依田。と注させ玉へるか如し。次に雨則流之と有るも。此地に係たる言にて。其地川傍なれば。雨降る毎に。川より水の溢れ入て。流れ損れ易き由の名なるへし。と云り。○川口鋭田。本に川字なし纂疏にある宜し。川口より。水の鋭く落ち入て。生立わろく。且流れ易き田を。云なるへし。纂疏に。水口急而

動ニ漂其他。故曰。天口鋭田。とあり ○雨則流之云々。通證に。今按川依田。多水患也。口鋭田有旱害也。と云れたれど。此は此二の田を取出て。云るにはあらし。たゞ大方磯地^{ヤセタルトコロ}の有状を。云るなるへし。

故素戔鳴尊^{ナギササノ}害^{ヤフル}妬^{アチノミ}害^{トノ}姉^{イモ}田^ノ春^{ハル}則^ハ廢^ヒ渠^{カチ}槽^ヲ及^ツ埋^{ミツ}溝^{ハナチ}毀^レ畔^ア。又^シ重^{シキ}播^マ種^キ子^ス。秋^{アキ}則^ス挿^{サシ}籤^シ伏^{フス}馬^ヲ。凡^ニ此^ノ惡^キ事^ヲ曾^{カクテ}無^ク息^{ヤム}時^ヲ。雖^レ然^シ日^ノ神^ノ不^レ愠^ム。恒^ニ以^テ平^ニ。恕^シ相^ヲ容^ム焉^{シカク}云々。

妬害姉田。姉字を畏庵隨筆本に。良に作る。さる本も有し證は。後の物ながら。神祇百首に。忘れても樋放ち勿爲そ久方の。天の良田の御種浸す頃。と詠るにて知られたり。其方そまさりたるへき。重胤云。妬は哭痛なり。他人の吉事を見て。心に羨やみて自苦しむなり。名義抄子タム。ソ子ム。アラソフ。モノ子タミ。ウラヤム。とも訓り。と云り。○廢渠槽。大祓詞に樋放とあり。儀式帳世記も同じ 後釋に。樋は溝にまれ池にまれ。構へて。常には板もて塞て。水を貯へ置て。其水を田に引用へき時に。彼板の窶をは放つ事なるに。水の用無き時に。放ち漏して。田に水を溢れしめ。且用ある時の畜はへを。失はしむるなり。とあり。さて廢を波鵝都と訓は。放と大凡相近き語なり。萬葉二十に。阿加胡麻乎夜麻努爾波賀志刀里加爾豆。云々山野に放しなり。重胤云。第二一書にも。春則填渠毀畔。とも云ひ。

此にも春則廢渠槽及埋溝毀畔と有れば。春は畔の水口を塞きて。田に水を溉せ。又池塘の械を塞きて。水を畜ふる時なるを。畔を切り。械を抜て。農作の便理を失はしむるなり。廢を波都云は。吐葉と云義也。今世にも。油川の水を通去しむる事を。ハガスとも云ひ。又は水吐の可否を云るは。共に此古言の遺れるなり。然れば故と廢と近き中にも。故は械を開る方に。去と係り。廢は水を通す方に。專係れるにて。未は同致に成れり。名義抄に。廢をヤムとも。スツとも。ソツとも。ハナツとも。スタルとも。シリと云り。○挿籜。祝詞に申刺とあり。重胤云。考云。申を多く隠し刺て。下立難から令るなり。機串同じ事なり。泥中に機串の多く有る田に下立は。足を害ふなり。今も其田には。杭串有るなりと云て。田人は心爲れと。猶誤て。惱む類多し。此に挿籜を。秋に就て云るは。文上春と秋とを對へて。有るなり。古事記にも。紀本書にも。分て云る事なしと有り。以上然るを拾遺に。素戔嗚神奉爲日神。行甚無狀。種々凌侮。云々刺し申古語久志佐志云々と有て。如レ此天罪者。素戔嗚神。當日神耕種之節。竊往其田。刺し申相争。とあり。此等を合せて思ふに。頻時申刺の二條は。上なる畔放。溝埋。樋放など。田を耕る害を爲には非て。其田を争ふなり。然れば。頻時も。私記に有田夫既播穀種而後。他人重下種也。と云る如く。人の種を播たる上へ。我種を下して。其種の類を以て。人の耕れる田を。我有と爲て争ふなり。又此申刺も。口訣に挿籜者奪人畔立己賤也と云ひ。纂疏に。今世所謂田札也と宣へるなど。先には信従さししかとも。今思へは。寔に其如くにて。秋に至て。稻實の熟して。漸々刈納る期に臨て。己か賤の籜を挿て。其主に令收ざるなり。かく見れば天麻田の説と違へり。其天麻田は杭多き田にて。此の申刺と異なる事今説る如くなりと云り。さて此に疑はしき由あり。其は素戔嗚尊の。高天原に昇坐るは。天照大神に永く別れ給はむ爲の。御暇白に上坐るなり。故本書に欲三暫向高天原と

ありて。永く坐ませる趣とはきこえぬを。此に春則云々。秋則云々と。あるたにいかなるを。御自の御田をさへに。作給ふよし見えたるは。いかなる事にか。何故に暫と言ひし物を。かくは永居し玉ふにかあらむ。いとおほつかなき心ちす。○曾は。姑且の義なり。記萬葉古今等の歌に。加都又加都氏。又加都賀都。などある。共に同語なり。○云々は。纂疏に略し事之詞也。重胤説に。讓三他書畧し事之詞。他倣此とあり。重胤云。正書と一書と。互見すれば。相知らるる事なるか故に。此處も已に上に載たる。同趣なる事を譲りて。再云はさるを以。云々の字を用られたる者なり。借此に云々と云るは。即新嘗神衣の二事になん有ける。通證に云々爾々也と云り。實に然有然有の言の。切まれる者と所見たり。と云り。

至於日神閉居于天石窟也。諸神遣中臣連遠祖與台產靈兒。天兒屋命而使祈焉。

諸神遣。此の遣を。發遣の義と見たる説は。餘り穿ちたり。たゞ命令の義と。大凡に見て。皆をかるへし。○興台產靈。名義未詳。神代系紀に。津速魂尊兒。市千魂尊兒。興登魂命とあり。姓氏錄藤原朝臣條にも。津速魂命三世孫と見えて。よく符へり。さて拾遺に。神皇產靈神。是皇親神留彌命。此神子天兒屋命。即中臣朝臣祖也。と有れども。言餘抄本には。津速產靈神。云々即中臣朝臣祖也。とある

方正し。右の市千魂命を。また天相命とも申すことは。姓氏錄山城に。吳公天相命十三世孫。雷大臣命之後也。とある雷大臣命は。左京中臣志斐連天兒屋根命十一世孫。雷大臣命男。弟子之後也。と所見たるを。藤原系圖に據て考るに。信に右の如く天兒屋根命の十一世孫なれば。其十三世祖は。天相命に當れり。然れば雷大臣命の十四世祖は。さて藤原系圖に。天兒屋津速産靈神にて。天相命は其御子坐し。天兒屋根命には。祖父に坐事然し。と平田翁の説なり。さて藤原系圖に。天兒屋命。本系帳云。興登魂尊娶玉主命之女。許登能麻遲媛命所生と見えたり。姓氏錄左京。畝尾連天兒屋命子國辭代命之後也。とあるを。また畝尾連大朝臣同祖。天兒屋根命之後也。とあるに合せ考て。平田翁説に。天辭代命を。與台産靈神に。國辭代命を。天兒屋根命の別名と定められたるは。さる事にもやあらん。さらば。此與台産靈は。辭産靈にて。所謂言靈神坐坐して。其言辭を掌とらせ玉へる神ならむかと。おほしきよしあり。また許登能麻遲媛命の許登にも由あり。天兒屋命の御名義言辭根ならんと云る説も。考合すへし。

於是天兒屋命掘天香山之眞坂木而上枝懸以鏡作遠祖天拔戸兒。石凝戸邊所作八咫鏡。中枝懸以玉作遠祖伊弉諾尊兒。天明玉所作八坂瓊之曲玉。下枝懸以粟國忌部遠祖天日鷲所作木綿。

掘。本に握に作る。今永和本また類史元々集に據て改む。○上枝懸云々八咫鏡。上枝に鏡を懸たり。とあれど。此は記に。中枝に著たりとあるそよき。拾遺にも。中枝懸鏡とあり。○石凝戸邊所作八咫鏡。本に石を己に誤る。釋紀に石とある本あるよしなれば改むへし。○天明玉。此神の事は。一書る本を見たる事はなし。さて神宮雜例集に引る。神宮記に。件鏡者云々。天地開闢之初當於高天原天。鏡作神乃遠祖。天香山命乃八百萬皇神達共爾。

以銅天。鑄造之神鏡也云々。とあるによらは。石凝戸邊の亦名。天香山命とも云しにや。又上の一書には使鏡作部遠祖天糠戸者造鏡。とあれは。天香山命は。天糠戸命の亦名にてもあるへし。父子のうちいつれとも。今定めかたし。平田翁は。石凝産命の亦名と定められたり。何れよし。○天明玉。此神の事は。一書玉作部遠祖豊玉の下に云おけり。こゝに伊弉諾尊兒とあるは。さるへき傳也けり。○粟國忌部。粟は阿波國なり。拾遺に。天日鷲命阿波國忌部祖也。とありて。神武天皇條にも。天富命。率日鷲命之孫。求肥饒地。遣阿波國。殖穀麻種。其裔今在彼國。當大嘗之年。貢木綿麻布及種々物。所以郡名爲麻殖之縁也。と見えて。式に阿波國麻殖郡忌部神社。名神大月次新嘗。或號麻殖神。或號天日鷲神。とあり。其裔今在彼國とは。續紀神護景雲二年七月。阿波國麻殖郡人。外從七位下忌部連方麻呂。從五位上忌部連須美等十一人。賜姓宿禰。大初位下忌部越麻呂等十四人賜姓連。と有か如く。其一族彼國に甚々榮えて有ければ。其等を指て云なり。神祇伯仲資王記に。建久五年六月十二日辛丑。阿波國忌部久家。還補氏長者。角疑魂命之後也。なども有て。其氏族の滋蔓りて。多在りし故に。其氏人の中にて。長者を補せられたる事と見えたり。然れば此頃までもなほ。此御社は榮え坐けるを。今は甚く衰へましぬときく。甚歎かはし。此忌部氏人。今も麻殖郡種野山三木村と云處よ。いと類ひろくあり。古き文書とも數十通持り。往古大嘗祭の時。鹿服神衣を織進する所の。忌部氏を。御衣人と云。上番する忌部を。御殿人と云しとて。今も其稱呼を存せり。拾遺に所謂。本國忌部氏の一家として。其所在地を。三ツキ山と云ひ。氏を三木と云も。みな貢調の義なれば。なほ村邑の名も。此義より起れる事疑なし。中世本系帳家譜を失へりと云。惜むへし。小杉楓那かいへりき。さて又拾遺に。天富

命更求沃壤分阿波齋部。率往東土。播殖麻穀。好麻所生故謂之總國。穀木所生。故謂之結城郡。阿波忌部所居。便名安房郡。今安房國是也東國の安房國も。其本は阿波國忌部より出しこと。此文にて知られたり。○天日鷲。姓氏錄。左京多米連。神魂命五世孫。天日和志命後也云々。右京多米宿禰。大和田邊宿禰。攝津多米連の條も此より同じ。右京天語連。縣犬養宿禰同祖。神魂命七世孫。天日鷲命之後也。七は五の誤かまた左京弓削宿禰條に。高魂命孫。天日鷲翔矢命之後也。河内弓削宿禰も同じとあり。天日鷲翔矢命も同神と通えたり。神魂命を。高魂命とあるも。拘はるへからざる事。既に云るか如しさるは。此神弓削氏の祖と坐すを以て考るに。弓を削り。また矢を鷲の羽もて作けん故に。日鷲とは名に負しけん。此を別神としては。弓削氏の祖にて。日鷲と云名は通えられた。木綿を作れるには。更に通えぬ名義なり。さて上に引る阿波國忌部久家は。角疑魂命之後と見えたる。其角疑魂命は。姓氏錄に。山城國稅部。神魂命子。角疑魂命之後也とあり。されは日鷲命は。角疑魂命四世孫にあたるへし。安房國忌部系譜と云ふものに。日鷲命子大麻比古命。其子由布津主命。此神東土に到坐る時に。有奇異鳥。而翔大空。金色羽輝。日而如火電一矣。其鳴聲答於山川。而地震矣。故人悉恐戰而逃感。於是。由布津主命。思靈物也矣云々。爾時神看人告之。吾是日和志翔矢神也。吾於此國。欲鎮坐云々。令鎮坐拜祭。而奉稱松原神社とあれば。かの奇異鳥の。日に輝きたるを以。日鷲とは申せる由なり。されと此系圖も。頗には信かたき書なれば。参考に備へおくへし。なほ此神の裔は。多米宿禰。大原置始連等も名神大。御在し坐を。神祇官永萬記に。阿波國一宮大麻社とあり。然るに又かの忌部系圖を見るに。天日鷲命娶。后神言皆比賣命。其子三人あり。長子大麻比古命。又名津咋見命。又名津杭耳命。次子天日鷲命。季子天日鷲命。又名武羽雄命。又名武羽雄命。其大麻比古命。

后神祇根御氣比賣命をして令生玉へる子二人あり。姉を千賀江比賣命と有て。今云千賀大明神是也。と見えたるも。神名式に。阿波國板野郡江比賣神社有り。此に當るへし。次。由布津主命。又名阿八和氣毘古命。后神飯長姫命。奉稱。御神。と有て。其子詞多々主命。奉稱。稚子御神。と見えたり。然る時は拾遺傳原朝段と謂ゆる。日鷲命の孫は。右の由布津主命なる事。阿波別と云にても若きか如し。なほよく考へし○所作。古文にツクレルとも訓り。木綿は木皮を剥て。作れるものなれば。古くはユフハキとも。ユフツクリとも云り。○木綿。拾遺に令天日鷲神。以津咋見神。穀木種殖之作。白和幣。是木綿也。とあり。池邊真榛云。木綿は穀木の事にて。今もかぢの木又かうぞと云ひ。和名抄に楮穀木也。和名加知。とあるにて知へし。さて木綿を穀木とも云ふは。何世の頃よりならん。木穀の本名は栲にて。其をユフといひ。又カチと云は別名なり。此木皮にて布を織る事少く。紙を漉く事多くなれるより。即紙麻の木とは呼しならん。故後には此木皮のみをユフと呼て。木名はカチと稱へしか。和名抄にも木部には楮穀木也。和名加知と擧て。由布は祭祀具部に記して。木綿和名由布折之多。白絲一者也。とあればなり。扱此木皮以て。紙をすく事もいと古く。又其を木綿に替たるも久しき事にて。其は萬葉に。奥山の賢木の枝に。白香付木綿取付て。云々とあるを。鈴屋翁云く。白香は白紙の意なるへし。奈良の頃より木綿に取そへて。白紙をも切かけて付たりけん。されは白紙を添着るといふ意にて。白紙付木綿と云なるへし。十九。四の舶早還りこと白香著。朕裳。裾に鎮てまたむ。此御歌は木綿にはあらて。たゞ白紙なるへし。白紙をシラカと云は。白髪の際に同じ。と云れたるにて知へし。さて穀を由布といふ義は。麻の皮を剥て緒と爲すより。既て其緒を以て。麻の一名にも呼ふ如く。此も其栲木皮を剥たる後の名にて。義は忌緒なるへし。實を布と

云るは傳音なり。と云り。されど此は白和幣のみにはあらて。青和幣をもかねて。木綿と云る事。本書に云るか如し。記傳云。由布に木綿字を用ふことは。杜仲トウチュウの一名を取れるなり。其は和名抄木部に。本草注云。杜仲一名木綿。折之多白を杜仲と思ひ誤れるにて。實に杜仲を用たるに非ず。然らば和名抄にも。祭祀具には假を擧て。和名由布と記すへき事なるに。木綿を擧たるは。世に普く用る字を出せるのみにて。實に杜仲なりとするには非ず。故に同本草注の説を引ながら。彼處には。杜仲の字をも。波比末由美の名をも擧す。其は別に。木部に出せり。そのかみ既に。杜仲をば。由布には用ざりしこと知るへし。と云り。

乃使忌部首遠祖太玉命執取而廣厚稱辭祈啓矣。

使執取而云々。記云。此種々物者。布刀玉命布刀御幣登取持而云々。記傳云。凡て御幣を取持ことは。此時の例の隨に。後の御代々々まで。忌部氏の職業なり。次に引る書とも。あまねく見ゆ。又祈年月次大嘗等祭祀詞辭別にも。忌部弱肩に。太多須支取掛氏。持由麻波利。仕奉禮留。幣帛乎。神主祝部等。受賜氏。事不_レ過。捧持奉登宣。とみゆ。諸の御幣を造り備ることも。此氏の職なり。紀に忌部遠祖太玉者造幣云々。拾遺に宜令太玉神。率諸部神。造和幣。また令天富命率日鷲命之孫。云々。殖中穀麻種云々。天富命更云々。分阿波齋部。率往東土。播殖麻穀云々。また令天富命率供作諸氏。造作大幣。四時祭祀に。祈年祭云々。祭前十五日。充忌部八人。木工一人。令造供神調度。など見えたり。と云り。天富命は。太玉命孫天備耳命の子なるよし。忌部系圖にみゆ。 ○廣厚稱辭。纂疏に。廣厚言懇到之意。とある。實然る言なり。平田翁云。多々問は。師の水を湛ると同言にて。満足はす意なり。今世の言に。海潮の満きはまれるを。

潮のたゞへと云も同じ。と言れし如く。其神の御徳を。彌廣に彌高に言擧盡すを云なり。諸祝詞に。其奉る種々の物名を擧て。其事に仕奉る人の勞をさへに。太しく言擧るも。本は其神を崇むより。起れるにて。稱辭竟とある竟。また下に祓竟とある竟も。稱盡し祓盡す意なり。加茂翁説に。萬葉にむ月立春のふたぬしき平倍米。これを家持脚の追和し歌に。春裏の樂終者とよめる。終も共に樂を盡すことなり。とあり。 と云り。能牟は傍觀を爲る事なくして。一向に乞願く事を云なり。と重胤云り。さてかく稱辭祈啓したまへるは。何に對ひて白し玉へりと云むに。かく殊更に。神事麗美く。種々設備へて。嚴重に仕奉り玉へるは。大神に献り玉へるなり。然るに此を平田翁か。外に貴き神御坐すに依て。其神に献り。稱辭も。其神に白し玉へる状なり。門人なる新田目道茂か説に。御鏡に向て白玉へるなり。と云るは然説なり。さるは。此時に設備へて。献られたる物等の中に。御鏡はしも。拾遺は。有か中にも。主とある御物なればなり。故に御鏡に向きて。稱辭白し玉へるは。さ と云れたるはたかへり。しか見ても有へき御事なり。此御鏡後に大御神の大御實とも成坐る物なるをも。思合せ奉るへし。と云れたるはたかへり。しか見ては。前後の文。何とも説へきよしなし。よく考へし。されどここに。心得置へき事あり。此時諸神の石窟戸前にての御態に。表と裏の別あり。表とは右の兒屋命太玉命をはしめ。諸の神等。大神の御前に。種々の幣帛を献り。太諄辭稱辭申て。大神の再出坐む事を祈啓し。裏にては。天鈿女命巧に俳優をなし。大神の御心を娛め安め奉りて。かの内侍の善言美詞を以て。君臣の間を和と云か如く。一時の權言を以て。誘ひすかしまぬらすることもなくてはあらず。これ記に益汝命而貴神坐。故歡喜咲樂。と申せるなと是なり。かく表より裏より。大神に迫り奉るか。此時の神態の本原なるを。よくおもふ

へし。さて此下にも。本書なる又猿女君遠祖天鈿女命。則手持茅繩之稍。立於天石窟之前。巧作俳優云々の文を。加へて見たらんには。上下の趣相貫ぬきて。目安く心得らるへき事。重胤説あり。然る言なり。上に云ることをも引合すへし。

于時日神聞之曰。頃者人雖多請。未有若此言之麗美者也。乃細開磐戸而窺之。是時天手力雄神侍。磐戸側。則引開之者。日神之光滿於六合。

人雖多請。重胤云。人は神の反對なる事云も更也。神とは隱身に就て云ひ。人とは顯身に依て號けたる稱にし有ければ。精神なる方は神にして。形體あるは人なり。武野云。人は形體を本とし。神は隱身を本體と爲ること。既にも云へりき。いてまつ神と云事を明らかめて置て。後に人と云義は説へきなり。天御中主神天地を立玉はむと。所思し坐る御靈より。高御產巢日神產巢日二柱神。成出させおはし坐て。此神等の御事を。隱身也とは傳へたり。次に宇麻斯阿志詞備比古遲神。次天之常立神。此二柱神亦云々隱身也とある。此は各其物事を。初給ひ成玉ふ神には御坐ませとも。此亦御靈のみ有て。御形體を顯はし御坐ませるか故に。隱身也とは傳へたるにん有ける。然れども其高御產巢日神產巢日神などは。時々に出現れさせ御在坐て。諸神と共に。

に。萬事を神議に議らせ御在し坐て。又御子神等をも成し玉へるは。顯身と成て。物爲させ玉へる御事にて御在坐けり。然りと雖。此神等は元より隱身に御在坐すか。本體にて渡らせ玉ふか故に。事なく。徒なる時には。顯はれさせ御在し坐すして。幽より産靈の御體を。施らし玉ふ御事に坐り。若て伊邪那岐伊邪那美命。御問對の御在坐ける。是なん世中に顯身と云事の。出來成れる初也ける。此にて差異を立る時は。天御中主神以下。豊雲野神以上は。隱身におはし坐は。謂ゆる神なり。若て二柱御祖神は。此に始て顯身と成せさせ御坐ませは。人の始とも申すへき狀なりと云れたるか如し。さて人は身足の義にて。比は身と通ふ。登理は多理と云て。足の義なる事は。面足尊と申す御名の。御形體の足具のひ備はらけ玉ふと同義なるが如し。又人を計ふるに一人二人と云は。一足二足と云に異ならず。これにて人と云義を知るへし。借此にかく人と云るは。八十萬神をさして詔ふなり。なほかゝる例は。寶劔出現章に。忽有三人聲と。少彦名命のことを云。海宮遊行章に井有三人影と火折尊の事を白せる。また豊玉姫の御歌に。赤玉の光はありと。比對播伊珮耐とある。比對などなり。月讀尊を。月人壯士と申し。また神名に。天熊人あり。記に此人者天津日高御子。なとも見。多請とは。種々の乞祈辭申給ふを。かく詔へるなりけり。平田翁云。此大御言を思ふに。大御神の石屋戸を。出御のこを。請啓せるも多に有し。こと知られたり。と云れたるか如し。○言之麗美。此言と云は。右に廣厚祈啓とある。其にて。第二一書に。神祝々之とある是なり。其を私記に謂下以神明之祝文而祝申と云ひ。口訣に。神祝々之。祝詞也。記に布刀詔戸言禱白とある。みな同じ。平田翁云。此の大御言の總ての意を按ふに。我か石屋戸を刺て。幽居るより。神等の出御の事を。請啓せるも多なれと。かく言の麗はしきはあらさりしを。今兒

屋命の祈啓す言の。いかにかくは麗美きならんと。其調に甚く感奇しみ給へるなり。かく大神の發愷も。漸御心和むばかりなるは。いかに麗美き神語也けん。古語に言靈の幸はふ國。言魂の佑くる國ともいひて。よき歌麗しき辭に。神の愛給ひし事あるも。皆この御所由による事なり。記傳にも云れし如く。此時に禱白せる辭は。祝詞の始にて。いとも古文にて。麗美かりけんを。此に載らす。世に傳らぬは。甚々憾きわさなりかし。葦牙云。今の世の人の心には。言をめて玉ふといはる。爲なりとも。言を飾りて。美白す時は。暫は其言をめて玉ふ事もあるへし。されど偽はつひに。灼然きものなれば。神の惡み給ふ事は。必皆め玉ふものぞ知へし。と云れたるは。然る言なり。○引開。かの細開給へりし石戸を。皆から引開たる由なり。然爲むとてなん。御戸掖に隠立しける。世に此時。石戸を引開き。其戸を投給へるか。信濃國に巖山などの故事を思ふに。然も有へくおほえたり。春日社記に。天手力雄神。信濃國戸隱明神是也。とあるは傳ある事なり。また信濃國地名考にも。古説を引て。戸隱神社は。手力男神なるよし云り。○滿於六合。記云。故天照大御神出坐之時。高天原及葦原中國。自得照明とあり。

故諸神大喜。即科素戔鳴尊千座置戸之解除。以手爪爲吉棄物。以足爪爲凶棄物。乃使天兒屋命掌其解除之太諄辭。而宣之焉。世人慎収己爪者此其緣也。

諸神大喜に當て。拾遺に當此之時。上天初晴。衆俱相見。面皆明白。伸手歌舞。相共稱曰。河波禮阿

那於茂斯呂。阿奈陀能斯。阿那佐夜慈飲愁と書して。即謂ゆる大直會是なり。とあり。此時の禍事の直れるを歡喜ひて。諸神のかく歌舞へるは。嬉しき心の餘りにて。實にさも有けん。思遣られたり。○吉棄物凶棄物。本に吉爪棄物。凶爪棄物。とあるは。爪字衍れり。信友校本。及元々集の古寫本に引るに。爪字なし。今は其に依れり。○太諄辭。太字本に大と作り。三島本熱田本及類史に太に作る。今はそれに依れり。諄辭は祝詞なり。解除之太諄辭と云は。重胤云。神祇合に。其祈年月次祭者。百官集三神祇宮。中臣宣祝詞。と有か如く。年中の恒祀に。祝詞を宣るを本として。仕奉れるに同じく。神代にも何くれの御祈に就て。申さるゝ太祝詞の方。主と有か故に。其に云分たむ爲に。然云るにて。解除之太諄辭と云て。猶祝詞と云むか如し。同令に。凡六月十二月晦日大祓。略百官男女聚集祓所。中臣宣祓詞。卜部爲解除と有に。專同じ状なるを思へし。大祓詞に。大中臣天津金木乎。本打切末打斷氏。千座置座爾。置足波志氏。天津菅曾乎。本劫斷末劫切氏。八針爾取辟氏。天津祝詞乃太詞言事乎。宣禮と有は。右に謂ゆる。卜部爲解除と云に當れるを。此時は。天兒屋命。其解除の所作を。成し給ひつゝ。其解除之太諄辭の事を。掌とらせ給ひけるなり。萬葉十七に。奈加等美乃。敷刀能里等其等。伊比波良倍と所見たるを。袖中抄に。中臣乃太祝詞事とは。中臣祓歎と有か如くにて。其祓詞を宣る事なるに。神樂酒殿歌に。中臣の天。小菅を割祓云々と有る歌は。中古の物なから。事は上世の風儀を詠るにて。令條以上の古式を。同ふに足るへき者なりかし。但上古には。天兒屋命より。世々相承て。中臣氏にて。右の二を兼て仕奉れりけん。

後に事も多く成^リ來^ルから。ト部も其神裔なるを以て。然る方にも。令^ニ若て其を祓詞とのみ云るは。此解除之太諱
 仕奉^ラられしならんを。再^リ明^スして。陰陽師の所作の如くには。成^ルぬなり。音典^ニ屯^ル。廣^ク云^フ也。誠^ニ懇^ニ程^ニ伊^ハ川^ニ曰^ク。厚^ク也。朱^子曰^ク。懇^ニ至^ル貌。亦^ハ廣^ク報^ス告^ス之^ノ丁寧^也也。ともありの意なり。と云り。按に此説は是からず。能理斗は宣言の約な
 辭と云を略きたる者なり。と云り。さて本居翁説に。言義は宣^ハ説^キ言^{ナリ}なり。太はめてたきを褒^メ云^フ詞^{ナリ}なり。説^文に。告^ス曉^ス之^ノ熱^也也。又^ハ朱^子切
 能流は必しも。貴人の命ならても。人に物を言聞するを云。説は諄辭と書る諄^字。説^文に。告^ス曉^ス之^ノ熱^也也。又^ハ朱^子切
 音典^ニ屯^ル。廣^ク云^フ也。誠^ニ懇^ニ程^ニ伊^ハ川^ニ曰^ク。厚^ク也。朱^子曰^ク。懇^ニ至^ル貌。亦^ハ廣^ク報^ス告^ス之^ノ丁寧^也也。ともあり
 朱子曰。懇至貌。亦廣報告之丁寧也。ともあり
 の意なり。と云り。按に此説は是からず。能理斗は宣言の約な
 り。私記にフトノリコトと訓り。能流は本居翁の説の如し。さて宣言の約にはあれと。能理斗と云が。一
 の名稱とされるより。又其下に言と云を添へて。記萬葉大祓等に能理斗言とも云るなり。(祝詞講義云。
 祝詞言を。考に詔賜言と云れたるは。後釋に辯へられたる如く僻言也。然れと記傳及後釋に宣説言と
 云れたれと。神に對し奉りて物を説とは云へからず。説とは説明の義にて解説明らむる義なり。糸の
 亂を解くなどの解に同じ。予始は能理斗は禱稱か。また禱^ハ呪^ハの約ならんと思しかと。それもよか
 らず。たやすく祝詞言と心得てあるへし。重胤云。偕天兒屋命の。宣申されし太諱辭や。如何なりけ
 る事ならむと云に。正しく。今傳はる大祓詞の中に。在となむ思しかりける。若て其大祓詞には。先
 王卿百官を集へられて。彼天津罪國津罪の條目を擧て。其云々の事の有むには云々と。其天津宮事に
 依て。行ふへき解除の法を教へ。祓詞を宣れよと示して。如此成したらんには。天神地祇の。納受さ
 せ御在し坐て。罪穢の遺るましき狀を。四に譬へ分ち言並へて。即祓戸神等の。其罪穢を祓却り失玉
 ふ幽事を。委曲に載せて。自今以後。天下四方に。罪と云ふ罪は非しと。祓清めさせ玉ふ由を。右の

王卿百官。共に聞食せと。宣る事にし有れば。其詞は解除の作法を。人に示す詞にこそは有けれ。神
 に告る意更になし。と云へき狀なり。然れとも神祇令祈年月次祭者。百官集^ニ神祇宮^ニ。中臣宣^ニ祝詞^ノの
 義解に。謂宣者布也。祝者贊辭也。言以^テ告^ル神祝詞。宣^ハ開^ク百官。故曰宣^ニ祝詞^ト。と有か如く。譬へは太神
 宮式。三時祭條に。使^ニ中臣申^ニ詔刀^ト。次宮司宣^ニ祝詞^トとある。使^ニ中臣申^ニ詔刀^トとは。皇御孫命の大命を
 傳へて。直に皇大神に申す所なる故に。申^ニ詔刀^トとも云なり。次に宮司宣^ニ祝詞^トとは。皇大神の大御
 前に。聞え上奉る詞を。禰宜内人等にも宣聞す故に。宣^ニ詔詞^トとは云るなり。同じ祝詞なれとも。記
 石屋戸段に。天兒屋命布刀詔戸言禱白而と有。此第二一書に。神祝々之と有と共に。日神の御前にて
 禱^ハ白^スなれば。右の申^ニ詔刀^トに當り。又此使^ニ天兒屋命掌^ニ其解除之太諱辭^ト而宣^上之。と有は。祓戸神に告
 給ふ事を。八百萬神にも。宣聞す事を云れば。右の宣^ニ祝詞^トと云に異ならず。此にて申と。宣との差
 別は有れとも。共に神に告奉る事をを曉るへし。此等の例共を。推て考るに。神祇令に。凡六月十
 二月晦日大祓。東西文部上^ニ祓詞^ト。讀^ニ祓詞^ト。訖。百官男女聚^ニ集祓所^ニ。中臣宣^ニ祓詞^ト。ト部爲^ニ解除^ト。と所見
 たる。宣^ニ祓詞^トは。即大祓詞を宣る事なるか。此も以^テ告^ル神祝詞。宣^ハ開^ク百官。と云に同じかりければ。
 天津祝詞はしも。必其中に收て有へき事を。曉るへき證になん有ける。と云れたる。さることなるへ
 し。○掌。本にツカサトルと訓む。其都加佐は。拾遺に供^ニ奉^ル其職^トと。所見たる職是なり。重胤云。此に
 使^ニ天兒屋命掌^ニ其解除之太諱辭^ト而宣^上之。と有に起りて。其解除の事は。世々其家の仕奉る職掌と成

れり。拾遺神武天皇段に。令天種子命命之孫解除天罪國罪事。所謂天罪者。上既設訖。國罪者。國中人民所犯之罪。其事具在中臣禊詞禊詞とある是なり。所以に。彼大祓詞を此に始て。中臣禊詞と出たるに起りて。西宮記左經記などに然見え。朝野群載には。中臣祭文。太神宮建久行事記には。中臣祓祭文祓祭文とあり。又江次第玉葉等には。唯に中臣祓と有は。言の略りたるなるか。天下の大祓詞を。即中臣祓詞と云も。其氏人の掌とる所にして。他氏に亘らざる事なるか故なり。と云り。○宣之は。又云。上に引る神祇令に。中臣宣祝詞の義解にあるか如く。此にては。天兒屋命は中臣に當り。告る神は祓戸神なり。宣聞しむる八百萬神等は。其百官に當り。楮右に宣は布也。と注されたるは。遍く行亘るへく。仰せ承らす事なり。大祓詞に云々止宣とある段々にて。各稱唯の事ある。即此の宣に同じく。布告る事なり。と云り。○慎收己爪は。又云。右の棄物の反を云なり。口訣に。祓捨以爲棄と有とは異にて。慎收とは。漫りに棄ざるを云なり。谷重遠か。後世人除手足甲。不安棄者。忌其似似解除物也。と云るか如く。此を慎しみ收むるは。其素戔嗚尊の手足爪の。諸神に徴られ給ひて。善解除惡解除の棄物と成し給へるに似たるを以。實に忌む也けり。慎收とは。一枚も漏す事なく。一に集めて。土中に埋むるなるへし。甚近き世の物なから。甲陽軍鑑結要本に。信玄の小姓などの。奉公の能き箇條を云るに。一御爪を切被成は。四人番に替り。阿比川へ持て行流す。一御髮の毛も。火を打焼て棄るとあり。古義の傳はる事思ふへし。又日下部景衡と云人の。老談一言記に云に。信長公。御爪

を取らせられ。森蘭丸に其捨よと仰有けるに。蘭丸立かねたる故に。何とて捨ぬと有ければ。御爪一不足のよし申すに。御袖を振はせられければ出にけり。若年の心付には。愛らしく思召けるとぞ。と云り。此に捨よと有は。何れにか持去れと云事なるか。蘭丸か收めむと爲るに。數足らざりければ。妄に棄られむには。忌はしかるへしとて。餘さず取集めたるを。尤と思召けるにて。其頃までも。然ることの。世に行はれて有しなりけり。と云り。集解云。土左日記曰。見爪長。數日以當。子日。不致剪。侍中群要御爪除。手足甲。注曰。丑日除。寅日除。足甲。按古人擇日而剪爪。其慎如此。慎所收亦可知也。云へり。

既而諸神嘖素戔嗚尊曰。汝所行甚無賴。故不可住於天上。亦不可居於葦原中國。宜急適於底根之國。乃共逐降去。于時霖也。素戔嗚尊結束青草。以爲笠簔。而乞宿於衆神。衆神曰。汝是躬行濁惡。而見逐謫者。如何乞宿於我。遂同距之。是以風雨雖甚。不得留休。而辛苦降矣。自爾以來。世諱着笠簔。以入他人屋內。又諱負束草。以入他人家內。有犯之者。必債解除。此太古之遺法也。

嘖は。瑞珠盟約章に。嘖讓此云コロヒ。とは。字も同じく書く事なれども。其とは聊異也。勢牟とは。通りて其罪ある人をして。逃るゝ所无らしむるを云なり。さてかく諸神の。素戔嗚尊を處分し玉ふは。重胤説に。履中紀五年。車持君か罪あるを。推問て。負シ惡解除善解除ニ而。出ナカス於長渚崎今ニ被禊。既而詔之曰。自レ今以後。不レ得レ掌ニ筑紫之車持部ヲ。乃悉收以更分之ヲ。奉ニ於三神ニとある。既而以下。此の既而云々と同じく。また上にも引る延曆太政官符に。定ニ准レ犯科ノ祓事ヲ。右云々者。宜科ニ大被ノ所ノ輪雜物ヲ。具如ニ前件ノ。官人有レ犯。兼解ニ見任ニと有て。上中下被。共に此に同じく。解除終て後に。其人を治めさせ給ふ。大御政御在し坐す是なり。と云り。然る説なり。○無頼の訓。私記に安地岐奈志とあり。従ふへし。猶さにはあらず。根國へ適給ふへき事は。既く御父母二神の勅許にて。定まりたるか故に。急に適り坐せと。諸神の言ふなり。○不可居於葦原中國。葦原中國と云は。高天原に對へて。此大地の全體を云稱なるものから。此程には。我大八洲國を除ては。外蕃諸國は。未地形も調らさりしかは。當昔は押立て。此大八洲國の總稱の如くなりし故に。右は亦不可居ニ於大八洲國ニと云意味なる文なり。○青草。平田翁云。字のまゝに。阿遠久佐と訓へし。野に生たる草を。其レからに結ヒ束スたるなり。舊訓に。アツクサツカと訓るは。結束ねたる上より云る名なれば。此には叶ひかたけんと云り。○結束は。重胤云。私記に由比都賀禰氏と。訓れたるに従ふへし。其結は笠に云なり。束は蓑に云なり。次に以爲ニ笠蓑ニと有に。照應テ味はふへし。借笠には

常に縫ヒと云事なり。然るに此に笠に結と云るは。神逐らはれて。天降り。おはし坐たりけるに。衆神も共に宿し奉らすて。辛苦ヲめ奉れる程の。事にし有ければ。如何てかは。御笠を縫ひ。御蓑を綴らせ給ふへき。御暇のおはし坐む。然れば唯青艸を結て。御笠の用に備へさせ玉へるを云て。甚も々々。何レ恰ニ悲哀シけなりし御形狀なん。所思えたりける。さて束を蓑に云も。右の笠の例にて。艸を編ヒて雨衣と成し玉ふへき。御暇のおはし坐ざるか故に。束艸を御身に纏はして。蓑の狀に着成し玉へるなり。此物共は。枯草を以て製るへき物なるに。此に青草と書されたるを以ても。孰モ其物の成具ノはさりし有形。飽まで見えたる事也。纂疏に束ニ草ニ爲ニ雨具ニ者。貧窶之甚也と宣へるは。其意味を克説せ給へる事なり。と云り。古の蓑笠。共に皆を以作りし事。建久行事記。其餘の書にも。見えたり。されどは皆にはあらで。ただの青艸と見るへし。○爲ニ笠蓑ニ而。平田翁云。青草を結束ねたるにて。實の蓑笠ならぬを。蓑笠と爲て。著玉へるよしなり。八尋矛を御杖と爲してと有るも。矛は杖ならぬを。杖に突たりと云ると。同格の言和名抄に。説文云。蓑和名美能雨衣也。俗用ニ毛詩注云。笠所ニ以禦ニ雨也。和名加佐。とあり。玉簫に蓑草衣也とあり笠は翳と同訓にて。翳カサす物なれば稱ふ。又和名抄に。史記音義云。笠於保賀佐。笠有レ柄也とあり。此製は今知るへからず。今有る傘また指かさなど。云物とは異なりと云ふと云り。○風雨。本には字の如く訓たれど。其は言語の格にあらず。記に雖ニ雪零風吹ニ云々とある。雪は雨字を誤れるにて。此は其常を云にて。古言の儘なれば。此に依て。此をアメカセと訓へきなり。○辛苦は。紀中厄。困厄。劬勞。などを然訓り。窮スく困スむを云と。記傳に云り。さて平田翁云。此神かく辛苦つゝ。少も荒ふる御心を發し給はて。

降給へるは。かく其罪犯に伏ひ給へるにて。即被除の驗にそありける。と云り。被除の驗は。本よりさることなれども。此神の御性の悪く
まざることを。ここに至て ○降矣。重胤云。于時霖雨也以下は。其大神の天降御在し坐て。此國土に著せ給へる後の事にて。天路にての事には非ず。此大八洲國を。其處此處に流離はれ御在し坐ける間の。故事にし有ければ。此の降矣は。天降の義には非ずして。新羅國に渡り行幸し御事を。申奉れるになん有ける。さて此段はしも。下章第四一書に。素戔嗚尊帥其子五十猛神。降。到於新羅國。居。曾戶茂梨之處。乃與言曰。此地吾不欲居。遂以埴土作舟。乘之東渡。到出雲國。簸川上所在鳥上之峯。下。所見たる。其は仁智要錄に載たる。高麗樂に。蘇志摩利と云る有て。其圖を見るに。篋笠を著て。屈折める状なるに。此に結。東青草。以爲。笠。とあるに合ひ。又西大寺資財流記帳。高麗樂具の中に。蘇志摩利と見え。其次に登天樂と云もあり。此大。此傳の御姿と。然しも能相似たるに就て考るに。信に素戔嗚尊。其御子五十猛神を帥て。此時に天降り御在し坐たるへし。然して此大神の御天降の御事を。下章には自天而降。到於出雲國簸之川上と有て。其第一一書。又記の趣も然り。然れども其は。此よりは後に天降らせ御在し坐ける度の。御事なるにて。其初なるなん。新羅國には天降らせ玉へりける。其は右の第四一書に。初五十猛神多將。樹種。云々成。青山。焉とあり。また第五一書に。素戔嗚尊拔。鬚。散之。即成。杉。又拔。散胸毛。是成。檜云々。夫須。噉。八十木種。皆能播生。ともありて。是世に檜杉など

の生出る初也。又衆菓も。亦此時に成出初てなんありけるを。其第二一書に。出雲にて八岐大蛇を。平らけさせ玉はむ。事謀り爲させおはしましける中に。以。衆菓。釀。酒。八瓿。と見えて。已に衆菓の世に遍く有ける趣なん知られける。又記に八岐大蛇の事を。其身生。蘿。及。檜。云々と有て。然も古木の身に生て有し状知らる。此を以て。かの成。青山。とありしよりは。年紀の甚久しく立たりけんとおほゆれば。先に天降らせ御在し坐て。然る御功共を立させ給ひ。さて此に是後素戔嗚尊曰。諸神逐我。我今當。永去。云々。廼復扇。天。扇。國。上。詣于天。とあるは。其功を立させおはし坐て。今は根國に罷坐むと。おもほし坐しから。天上には參上らせ御在し坐ける也。若て又此下に。今則奉觀已訖。當。隨。衆神之意。自此永歸。根國。上。矣。云々。已而復還降焉。とある。此時こそは。其出雲國に天降らせおはしましける。時には有けらし。如此く初度と。後度との御天降處を別にして見る時は。上下相貫きて。其理將焉よく通えたり。必如此あらすは叶はず 斯れば五十猛神は。此よりは已く。生出させ給ける神にて。天上に御在し坐けるが。其罪を犯し玉はされは。共に神逐はれさせ坐さりけめとも。此顯國に初めて。天降らせ給ける事は。此時に御父大神と。同時におはし坐つるなるべし。若て素戔嗚尊は。皇國內の何處にか。天降り着せ玉ひけめとも。彼不可居。於。葦原中國。と云ひて。神逐奉れりし由を以て。皇國內の諸神は。皆距て宿し奉らさりしかは。終に新羅國に降り玉ひ。謂ゆる曾戶茂梨の處には。着せ御在し坐けるなるへし。其より新羅には。渡らせおはし坐しかとも。御祖の國を忘れ難く。おもほし召志。且は皇御孫尊に。安國と平らけく。所知坐しめ奉らせ玉はむため

に。此大八洲國を。善成し奉玉はむとして。其後に五十猛神をも帥て。樹種を持渡らせおはし坐て。國內悉く。青山と成玉へるなり。右に引る第四一書に。其樹種の事を。盡以持歸とみえたる。即此大八洲國より。彼土に渡御し、證なるなり。借此素戔嗚尊。其御子五十猛神と共に。然る御功の事共を立玉ひ畢て後に。下文に所見たる如く。天を扇もし。國を扇もして。再昇天の御事には。及はせ玉へるになん有ける。其時に天降らせ玉ひける時こそ。次なる寶劔出現章に。所見たる如く。出雲國には天降らせおはし坐ける事なりけれ。彼風土記に。吾御心者安平成とみえ。次章に。吾心清々之とある。御言擧などは。此に至て明亮なり。と云れたるは。委き考なり。○東草。訓にクサヅカと訓るによる。私記には久左豆止とよめり。大嘗祭式に。地敷東草。所謂。○有犯此者。平田翁も云れたる如く。此事いたく人の忌たるは。此大神の逐はれ給へる時の狀に。似たればなり。爲家卿。雨衣笠きて内へ入る事。神逐らひより思むといふなり。家内にて笠着ぬものそなどは今も云めり。重胤云。東草を久左豆止と訓る私記の説は。上なる青草と事を別ちて。甚々明亮なる。正しき訓になれども。其青神は笠に縫ひ。裳に編たるか故に。笠裏に作る料なり。其に對へては。此に世諱著。笠裏。以入他人屋内と有て。已に其用畢れるなるを。又別に東草を負ふ事を云ては。上に此に照すへき所なきに。心著さりし也けり。此は素戔嗚尊の。草履を負玉へりし御事と。見奉るへき所なるそかし。と云。重胤云。谷重遠説に。人家諱。此二者。西國今尙有遺風と云れたるは。國々に猶斯る遺風は。遍く有る事と所見たり。予か聞知れるは。石見國鹿足郡津和野領なる山中に。大窪村と云あり。又長門國阿武郡にも。土居村神田村と云有て。其邊にては。昔より菅笠河原蓑を着て。家内に入れば。不祥を招くと云て。大に忌嫌ふ事なり。但普通の竹皮笠蓑を諱ず。此地方にて

は。昔にて編たるを。河原蓑と云ふと云り。但右引る歌にて見れば。菅笠とのみも限らざるへければ。其竹皮笠と。蓑とを諱さるは。稍其禁弛みたる者なるへし。此に就ても。人は忌はしく。穢なき擬ひをは成すましき。太古の道なる事をなむ。知へかりけると云り。さて犯の假字。本居翁の説は。阿行と定められたれど。田中頼庸云。和行也。字鏡天治に。懣懣同。懣也乎加志云とあり。懣は同書に。疾也悼也難也とあれは。人を憎み侵す意にて。侵凌する義もあり。名義抄に。しのくは侵なりとあり。又最勝王經訓注に。侵乎加須とあり。此等に據て定むへし。其他日本紀。字鏡集。名義抄。字類抄。行阿假字遣。類字假字遣。正濫抄。和訓栞。古言梯。皆右の如し。と云り。なほよく考ふへし。○必債解除とは。物を輸して贖はする法有つるなり。必字有を以て見れば。殊に右の犯は。見遁さすして。解除を債れる事著明き物になん有ける。令集解に。債。債。債也。とありて。今古に此事の多有しこと。孝徳紀大化二年三月の詔の。末なる六條を見ても知へし。○遺法也。法は上にて立たる規則にて。孝徳紀に六人奉法。二人違令。續紀詔ともに國法。また常典。また隨法。また勸法など見えたる法にて。天下の人共の。依て規則と成し行ふへき事を云なれども。遺法と云時は。上代の遺風の自ら法とされるにて。聊かたかひあり。

是後素戔嗚尊曰。諸神逐我。我今當永去。如何不與我姉相見而擅自徑去歟。廼復扇天扇國。上詣于天。時天鈿女見之而告。

言於日神也。日神曰。吾弟。所以上來。非復好意。必欲奪我之國者歟。吾雖婦女。何當避乎。乃躬裝武備云云。

是後云々。此傳の趣は。上にも云。はしめ與姉相見而後退。とおもほして。天に參詣り玉ひしを。神性の雄健かりしまゝに。不意く。悪事を爲し玉へは。終に諸神等に逐はれて。降りまじを。かの解除の驗によりて。御心の清く成行坐につけて。今はた姉命に罷申してこそ。根國には罷らめと所思して。更に昇り給ふよしなり。此次第こそ。まことに然るべくおもはるれば。此に依て思ふに。古事記又此紀の餘傳は。事の次第の前と後と。一事ならんと思ひて。後度の事は略きしものか。其由は。初に伊弉諾尊に逐はれ玉ふとあると。解除の後に諸神に逐れ玉ふとは。事の狀の似たる故に。後度の次にありし事をは。略れたるものなるべし。されど。此度に御誓約の事ありて。御子生給へりとはあるは。混れたる傳なり。其よしは次々に云へり。○素戔嗚尊曰。重胤云。此は先に神逐はれて。天降り御在し坐より。遙に世を経て後なる事と。右に引る下章第五一書に。見えたるか如く。大神の毛髪を拔散させ御在し坐けるに。其出雲國に天降り給ひて。大蛇を言向させ玉ふ頃と成ては。已に其身にさへ樹木の生茂る程の事なりしかは。其第四一書に。凡大八洲國之内。莫不播殖而成青山焉。と云を。悉くに見竟させ給へる後に。宣玉へる御言と見えたり。然れば此は。纂疏に是後之言於一書中。省初文之詞也。

と宣へるに力を得て。深く其事實を。正し辨ふべき所なる者そかし。然るを。註しも是後の事を。上文より直にと云り。○復扇天扇國云々。又云。復字は次にも。吾弟所以上來。非復好意。とも。復上來者とも。復上來耳。とも有て。同事の再重復なる由なり。此を以て見る時は。此一書の始にも。先の上詣らせ玉へりし御事の有けんを。略かれたりし者なる事。著明くなん有ける。其事意を思ふに。上に應に。右の如き文ある時は。此は瑞珠盟約章の一書の中に。收むべき文なり。然るを此には御誓して。御子を生奉らせ玉へりし御事を。此下に列ね入たるは。混れたる者乍ら。其勢に引れて。自然に略かれたりし者也けり。と云れたる。さる言也。扇をトヨムと訓は。纂疏に扇動也とある意也。私記には安女乎宇古加之久爾乎于古可之天と訓り。記傳云。萬葉七に大海之水底豊三立浪之。十一に。居名山響彌行水乃。などあり。さて又六に。山裳動響左男鹿者妻呼合響なども見えて。動々を。登々呂と訓る處などもあれば。動むは。とろろきひくことなり。とあり。さて扇天扇國は。瑞珠盟約章に。始素戔嗚尊昇天之時。溟渤以之鼓盪。山岳爲之鳴响云々。記に參上天一時。山川悉動。國土皆震とある。其事を此に簡易に。如此は云る者也。但先度は。神性雄健使然とあれば。然も有なむを。此にては信に。麗美しき御心に御在し坐て。參上らせ玉へるなれば。如何にも平穩にて。御在坐へきに。然らぬは。素より素戔嗚尊と。御名にさへ負せ玉へれば。神性に依る事か。されど此は初度に上坐し時の事の。混たるものなるべし。なほ次に云。○天鈿女。此神の大神の御前に。侍仕奉り玉ふ狀は。拾遺に令大宮賣神侍於御

前。如下今世内侍善言美詞。和君臣間令宸襟悅懽也。とあるに合せ考るに。大宮賣命の事蹟の。宇受賣命めきて通ゆるに就て。同神と決むへしと云る説あれと。儘かなる證なければ。従ひかたし。○非復好意。初度に上り坐るを。好からぬ意として。此に復とは詔ふなり。されと射装武備とあるまては。初度の事の混ひて。出たるにて。此時かゝる御言の有まじきこと。猶次にも云へし。○當避乎。重胤云。避は國を避にて。何當避天原乎と云むか如し。其許を避せ給ふ謂には非ず。避を佐久と訓む時は。唯御許を去らせ給ふ意と成り。佐流と云は。其所知看す御國を避玉ふ義と成れり。記に大國主神之兄弟八十神坐。然皆國者避於大國主神。所以避者云々。天孫降臨章に。問大已貴神曰云々。故先遣我二神。驅除平定。汝意何如。當須避乎。また一書に。吾將自此避去。即射披瑞之八坂瓊。而長隱者矣。などみえ。神賀詞にも。大八洲國現事顯事。令事避支。の例みな。佐流と訓例なり。名義抄にも避をサルと訓り○射装武備云々は。瑞珠盟約章に所見たる。武備の御有状を。再度復ねて。物爲させ給へるか故に。其所に委ねて略けるなり。

於是素戔嗚尊誓之曰。吾若懷不善而復上來者。吾今嚙玉生兒。必當爲女矣。如此則可以降女於草原中國。如有清心者。必當生男矣。如此則可以使男御天上。且姉之所生亦同此誓。於是日神

先嚙十握劍云々。

復上來者。の復字は。此は上に云るか如く。前章の錯亂なれば。なき方宜しと雖も。此一書は。再度の心にて傳へたるなれば。始より誤りて。然有つるなり。○誓玉生兒云々。前章の一書には。此事日神の詔とせり。さて平田翁云。此一書に。再度天上に上坐る度に。御子生坐るとあるは非傳なり。さるはまつ須佐之男命の。初度に天に上給へるは。素より惡心坐さす。只根國に罷給ふ暇乞し玉はむとして。上坐るなるを。大御神は然る事とは知看さす。其上坐る稜威のいみじきに。我か天原を奪はむとして。上坐るとおほして。待問玉へる其時に。須佐之男命の無異心と詔へるは。天原をうばはむなどの。邪心はもたらず。と詔へるなり。此は實に然る御心は。不有しかはなり。さてもなほ。大御神の疑おぼして。然則汝之清明心者。何爲而將知と詔ふか故に。其實に異心なき事を。顯し給はむとして。互に誓坐して。御兒は生坐るなり。此度無異心と詔へるを。下の御荒の事迄にかけて心得るは非なりさて誓に勝給ひて。男子を生坐したる故。御心驕り坐るに依て。天罪の太しき御荒はありしにて。初に無異心と詔へるとは事異なり。思混ふへからず。御子生玉へるは。初度なること。生坐る御子の御名にて明なり。もし此一書の傳の如く。後に上坐る度に。生坐るならむには。正哉吾勝々速日と申す御名の。似つかはしからぬを思ふへし。其はいかにとれば。此一書なる後度に。御子生玉へる傳に依と。と云り。さる事なり。されは此一書に。必欲奪我之

國者歟。といへるより。凡六男矣。とあるまでの文をば。初度の事として心得へし。さるは。男御子生玉
へるは。初度の事に
て。其時に。天原を奪はむの邪心なき事は。既に願はたまへればなり。かく見る時は。日神曰。吾弟所以上來。非復好意。於是素戔嗚尊白。日神
曰。吾所以上更昇來者。云々とつゞく文を見て有へし。○當爲女の。女を私記に女乃己と訓り。次の男の
下に云へし。○可以降女於葦原中國。此は上章一書大神の勅に。汝三神宜降居道中。奉助天孫。而爲
天孫所祭とあるか如く。皇御孫命を天降し奉りて。葦原中國の君と立給はむの御定は。此時已に御
有せるものとして。其御手に代り。助け奉りて。所祭給はむ料に。女兒ならば。葦原中國に降し給は
むとなり。されど此時未皇御孫命生坐さる以前なれば。よし其御定はありとて。少いかなり。此
は三女神生坐して後の。御詔別のありし事を。始へ回らして。書るものなりとすへきか。猶よく考へ
し。○當生男。男を本にヲノコと訓れども。次なるをは。たゞヲノコと訓れば。此も然よむへし。
さて男を袁能古といひ。女を賣能古と謂へることの。古く見えたるは。敏達紀に。韓婦をカラメノコ
と訓れば。袁能古と云も。古き事也けり。皇極紀に。男女の子共の事を。ヲノコメノコと訓るに。續
紀第十三詔に。男能未父。名負豆。女波伊婆禮奴物爾阿禮夜。と有をも。其例に訓れたり。萬葉二
に男自物脅挿持。六に取而可來男常會念。又士也母空。應有。七に此崗艸刈小子。十一に男士物
屋戀乍將居と有て。男又士又小子を。ヲノコと訓み。古今集詞書の。上ののことも。又上に侍ふを
のこ共云々。催馬樂我門乎に。わかんとを。とさんかうさん。禰留乎之己云々などあり。此袁能古と

云に對へては。必賣能古と云へきすちなる事。右に云る一二の例の如し。故上の女字を。私記にメノコと訓るを
上に引り。考へし。然れども中管より
は。此言すたりたるにや。をさく見當らす。名義抄には。女字をヲムスメ。又ナムチ。又ヲムチ。又メアハス。などはあれども。メノコと云言をし。尙尋へし。○亦同此誓。重胤云。日神の御方にても。
男御子を生奉らせ給ひて。清き御心の表と爲る義にては有へからず。如此相共に誓ひさせ御はし坐す
内に。素戔嗚尊の黒心おはし坐むには。女御子を成し出給はむ。其に對へては。日神の成し出玉へら
むも。男御子に御はし坐む。清心御在坐せらむには。男御子を成出給はむ。其に對へては。日神の成
し給はむ御子は。女御子に御坐々むと。誓言を立させ御坐々けるなり。日神も其トを合せ給ひて。諾
はせ給へる證は。上章第一一書に。於是日神共素戔嗚尊相對而立誓曰。若汝心明淨。不有_レニ酸_レ奪_レ之意_一
者。汝所_レ生兒。必當_レ男矣。言訖。先食_ニ所_レ帶_ニ十握_レ劔。生兒云々。凡三女神矣と有る。此任にては。日神は
何に依て。誓給ふと云事の知られざるを。汝所_レ生兒必當_レ女矣。我所_レ生兒必當_レ男矣と云意に見て。
其義明らかなるへき事。已に注るか如し。又其第三一書なる。日神の御言にも。汝若不_レ有_ニ奸賊之心_一
者。汝所_レ生子必男矣。如生_レ男者。予以爲_レ子而令_レ治_ニ天原_一云々とある下にも。吾如生_レ女者。汝以爲_レ
子而。令_レ降_ニ於葦原中國_一の語を添て聞されは。何の事とも其始末合さるへし。然意を補ひて見る時
は。天照大神の先に三女神を成給へる時に。已に彼正哉吾勝の御言を待すして。其素戔嗚尊に。清心
御坐々_レと。所知食し分させ給へる也けり。然れば姉之所_レ生亦同_ニ此誓_一と云事は。二神共。男御子を生奉らせ給ふか清く
と云れたる。然言なり。て。女御子を成奉らせ給へらむを。黒なしと云義には非るなり。心を著くへし

素戔嗚尊乃輻轆然解其左髻所纏五百箇御統之瓊綸而瓊響瓊々。
濯浮於天淳名井。齧其瓊端置之左掌而生兒正哉吾勝々速日天
忍穗根尊復齧右瓊置之右掌而生兒天穗日命。

輻轆然。乎謀苦留々爾と訓り。重胤云。乎謀は綸亦にて。即五百箇統の瓊綸なり。苦留々爾は。口訣に
解ニ曳瓊綸貌。と有か如く。俗に物を結ふにも。解にも。久流々々登と云る是なり。其字撓挑と書るを。
字書に宛轉循環貌と云り。又名義抄に輻を轆也と注され。輻を圓轉木也。と注されたる。其字義に合
せて知らるへく。此字を書れたる者なり。大日本根子彦國牽天皇の。御名の牽字も。括む意にて。其
も此より出たり。和名抄車類に。車和名久留萬も。旋回の義。又蠶絲具に。反轉久流閉積と云る。即
繆車の事也。又繆訓ニ久流。絡絲取也。とあるを。萬葉七に河内女之手染之絲乎絡反。又真田葛原何時
鴨絡而我衣服。と所見て。世に線絲と云る是なり。又轉ニ日次。又轉ニ曆日。轉ニ星宿。轉ニ輻轆。など云
る久流も。皆旋々と巡らす義なり。萬葉二十に牟浪他麻乃久留爾久積作之加多米等之。と有を取て。
源氏花宴卷に。久流々々戸爾釘刺固め來し云々。と有り。即樞機の事也。此等の類を以て。苦留々爾は。
撓挑と。巡らす義なるを知へし。又郭字をクルワと訓るも。俗ニ曲輪と書く。其字義なり。田界をクロと云も。田の外輪なる
謂なり。又萬葉十五君我由久道乃奈我氏乎。久里多々爾。とあるなど。みな同類の言なるを

知へと云り。○五百箇御統。本に御字なし。今元々集に引るに依て補ふ。○瓊響瓊々。記に奴那登母々由
良爾。また御頸珠之玉緒母由良邇。取由良邇志とあり。記傳云。奴那登は瓊の音なり。母由良は、
緒に貫る玉とも。動きて相觸つゝ鳴さまを云。邇は辭なり。下卷に手玉玲瓏織紙之少女。瓊々も玲瓏も。
と注せり。兼仙爾一辭々を。ユラ
マイテと訓り。此字も瓊々と同じ。萬葉十に足玉母手珠毛由良爾織旗乎。又十三に。手二卷流玉毛湯良羅爾な
とあり。又十一に玉響ともあり。武郷云。餘にも云る。二十に。由良久多麻能乎。とよめるも同じ。さて右
の中に。萬葉なるは。皆母は辭なるを。記紀なるは辭にまらす。母字ニある以知ら。眞の意などによ。
されど。眞を母と。此は猶も考ふべきこととあり。○瓊端。本にニノヲと訓たれど。上章第二一書に。瓊
端瓊中瓊尾と三にわかちて。瓊端を瓊ノハシ。とよみたれば。此も然訓へし。通説も。瓊端。前章第二一
書訓ニ邇乃波之。宜從といは
れた。さて此は一顆の玉の事なるを。上に所謂瓊綸の事なりとして。瓊綸の端方を嚙斷て。其粒をから。
御掌に置せ給ひて。御子を成し玉へる趣なれば。邇能衰と訓て有ぬべき事也。と云る説は叶ひかたし。
なほこれは。一顆の玉の事として解くへし。上古の曲玉と云ものの中には。いと大きなものあり。近江國なる石亭
と云人の書あつめたる。曲玉の圖を見れば。小兒の胸ばかりなるも見えたり。さらば端中尾あらむこととよみ也。○忍穗根尊。
上の一書に。忍骨尊とあるに同じ。○右瓊。此は右髻所纏瓊なり。今は畧けるなり。山陰云。此はあまり
かよはふくども。嚙ニ右髻之瓊ニことそ。さて次々の御兒には。みな瓊を略きて記せる事。上の一書にも。嚙ニ劍末
あるへけれ。と云れしは。さる言なり。而云々。とのみありて。下の次々の御子には。劍の事なきと。同じことなり。

此出雲臣。武藏國造。土師連等遠祖也。

武藏國造。記云。天菩比命之子。建比良鳥命。此出雲國造。无邪志國造之祖也。國造本紀云。无邪志國造。志賀高穴種朝御世。出雲臣祖。名二井之宇迦諸忍之神狹命十世孫。兄多毛比命定賜國造。一あり。无邪志は武藏なり。名義未詳。栗田寛云。兄多毛比命は。舊印本兄多比命とあり。今一本また延佳本に因れり。此命は。胃刺菊麻伯岐大島の條下に見えたり。高橋氏文に。磐鹿六獺命捧三種之物。献於太后。即太后譽給比。悅給互詔久。甚味清造欲供御食。爾時磐鹿六獺命申久。六獺令料理。天將奉止白天。遣喚無邪志國造上祖大多毛比。知々夫國造上祖天。上腹天下腹人等。爲胎及養燒。雜造盛天。云々とある。大多毛比命は。この兄多毛比命の父か。または兄なるへし。景行の御世に。如此仕奉れりしをもて。成務の御世に至りて。國造に任されしなるへし。氏人は。安閑紀に元年云々。武藏國造笠原直使主。與同族小杵。相爭國造。使主小杵云々とあり。和名抄玉郡笠原郷あり。今も笠原村に在り。續紀に。神護景雲元年十二月。武藏足立郡人。直不破麻呂。賜姓武藏宿禰。爲武藏國造。と見え。又延暦六年三月。武藏足立郡采女。掌侍兼典掃從四位下武藏宿禰家刀自。類聚國史延暦十四年十二月。武藏國足立郡大領。武藏宿禰弟總爲國造。宣長云。此等は本より別姓か。はた後に別とありて。其大伴直と武藏國造の同姓なる事は。日本後紀に。弘仁二年九月出羽國人。无邪志直膳。大伴部廣勝賜姓大

伴直。とあるにて明か也。さて靈異記に。大伴赤麻呂者。武藏國多磨郡大領也。以天平勝寶元年己丑冬十二月十九日。死亡云々とある。赤麻呂も此同姓大伴直にて。大領となれりしなるへし。將門記に。承平八年云々。足立郡司判官代武藏武芝。と云もあり。さて又國造本紀右の次に。胸刺國造。岐閉國造祖兄多毛比命兒。伊狹知直定賜國造とある。胸刺は無邪志と同言にて。ともに今武藏國なるを。こゝにかく書せるは。元无邪志國造の旁に。胸刺とも書る由にて。後人の記せるを。字の異なるまゝに。ふと非よみして。寫し誤れるものならんか。さて岐閉國造は。下に道。口岐閉國造。建許呂命兒。字佐比刀禰定賜國造と見えて。天津彦根命の裔なれば。兄多毛比命とは別族なり。兒伊狹知直は見あたらず。さて岐閉國造の上に。御世の名あるへきを。某朝ともなくて。兄多毛比命とあるを合せ思ふに。上にも云る如く。无邪志國造の旁注を。誤り寫したるものにて。實は無邪志國造。志賀高穴種朝御世。以出雲臣祖名二井之宇迦諸忍之神狹命十世孫。兄多毛比命兒。伊狹知直。定賜國造。と記しけんを。詠れるなるへしと云り。さる言なるへし。さて兄多毛比命の墓は。當國大里郡。吉見里冑山。邨の字賢樹丘にありて。奥つき高さ五丈。めぐり百六十間にて。二段に疊みたる圓塚なり。其形の冑に似たるを以て。まか名けたりとそ。賢木松など生しけりて。處の眺望もいとよろしと里人云り。記傳云。國造は何れも。久邇能美夜都古と訓へし。其由はまつ。上代に諸仕奉人等を。惣擧るには。臣連伴造。國造と竝へ云り。又敏達卷に。臣連二造とも有て。二造者。國造伴造也。と注せり。さて其國

造は。諸國にて其國の上として。各其國を治むる人を云ふなり。武郷云。此文いかなり。各其國を治むる職名なるか。や。後には戸となれり。とあるべき也。
 次々の文も其心。伴造の伴は部を云。三枝部などの部なり。倍は即牟禮を約たる米に通はしたる言なり。上達部と書て。カムタチ。故造の戸は。多くは某部と云姓に多し。天武紀十二年九月の所を見へし。○平田翁云。此は大凡メと訓む類をも思ふへし。を言れしにて。實は某部と云に。首連など。其外の戸を領るも多かり。其は石作部。丹比部。土師部。額田部。などの諸氏の。連なるを思へし。さて其部々を擡て。伴造と云り。其は伴造とは。其伴を領する御臣と云義なればなり。然るを。或人の伴造を引連ねて。姓そと心得ていへる説は。ひかことなりと云り。部と云ぬも。其意なる姓なり。平田翁云。部と云すとは。掃守連。工造。佐伯造。酒人造。衣。かゝれば。造は諸部に上として。各其部を掌る人を云ふなり。武郷云。此事の證をも引れた。されは。二の造同義にて。郡領をも夜都許と訓り。此訓のこと。北山抄にも。愚記。名義は御臣なり。稱徳紀詔に貞久淨伎心乎以天。朝廷乃御奴止されたり。此も字は異なれども。同言同意なり。
 奉仕之米天云々。又丈部。姊女乎波。内都奴。止爲巨冠位舉給比。などあるを以て。夜都古は。臣の意なることを知へし。推古紀には。國造を。クニノヤツコとも訓り。夜都古といへば。甚賤き者の如く聞ゆれども。本然に非ず。君に對へて。臣を云ふ名なり。故君臣の意なる臣をば。推古卷に。國司國造云々。其國々を治る人を。國御臣書紀などにも。皆ヤツコと訓り。されは天皇の御臣として。所任官司。皆是王臣。
 と云。各其部々を掌る人を。伴御臣とは云なり。とあり。是にて國造伴造の事は通えたり。さて美夜都古と云意は。美は御なり。夜都古は家之子にて。其家に親しく仕ふる人を。睦しみて云名なり。後世に家人。又家之子など云に等し。子は男の通稱なり。既に和名抄箋注にも。按臣僕皆當訓。夜都古。蓋家子之義。雄略紀。人臣有事。逃入王室。神代紀事。汝爲奴僕。臣字奴僕字皆訓也。川。已是也。と云り。
 己是也。と云り。されは。其本は。天皇に親しく仕奉る義にて。宮之子の義なるか。即臣字を轉りては。おしなへての人を。云稱とも爲れるなり。さて其夜都古は。臣を意美と云るに同じしけれと。臣は大身の

意にて。朝廷に仕奉る人の稱なれば。君に仕ふる人ならねは。オミとは云はず。此差別を思ふへし。
 序に云。夜都古に賤字をあてたるは。良に對へる賤にて。是はた意は同じ。卑賤しと云る意には非ず。さて記傳に。古は君に仕ふる人をも。又凡人の中にて。良人に仕はるる者をも。共に夜都古と云るを。漢國にては。臣といひ奴婢と云て。名を分たる故に。後人は此字に泥て。臣を夜都古と云ことを。さて造字を書く所由は。記傳にも未思得ず。と云れたる如く。予も未思得ず。彼漢國の大賈造。また新羅國の造位。などによれるにもあらし。また平田翁は。國の上として。其國々を修理堅めなどもすへければ。國造。大名半羅神の御名例に準へて。國御臣にあてり。國造字は書たるを始にて。伴御臣も。唱の同きまゝに。即て此字を書ならへるなればし。と云れ。さて記傳に。國造は上代は職にて。即加婆彌なりしを。や。後には加婆彌は別に有て。其氏の中に國造あり。武郷云。此國造は職にも加婆彌。一種の稱の如し。一種の稱の如し。さて國々に宰を置れて後。國造は國司の下に立て。多くは郡領などに任れり。さて漸々に衰へゆきて。後世は。遂に國々の國造絶て。今世まで其名の残れるは。出雲さては紀國などのみなり。さて大抵諸の姓の中に。臣と連とは京のあたりに住居て。殊に親く朝廷に仕奉る。氏々の尸なり。さて造は。其部の品類によりて。京のあたりに在る國々に在る有へしと謂れ。平田翁も國造縣主稻置などは。皆國々に在て。其處々を治る。氏人の職號の。尸と爲れるなり。さてしか國々に在て。其趣も似たる中にも。つら／＼事状を見通すに。色々に分れたる。其高下差別は。師は今ことく委曲には。大抵見えて。國造。縣主。稻置。と順次へく所思たり。と云れたり。

次天津彦根命。此茨城國造額田部連等遠祖也。次活津彦根命。次煖速日命。次熊野大隅命。凡六男矣。

茨城國造。和名抄。常陸國茨城郡半波郡これなり。記傳云。和名抄に半波良岐とあれども。本は半波良なるへし。梅馬
和名抄に。後波を於保字波良常陸風土記に。茨城國造祖。多祁許呂命多祁許呂命は。神功皇后の御時
の人也。といへども。石城國造。志賀高穴穗朝御世。以當至品ホムタ天皇之誕時。多祁許呂命有三子八人。氏族志云。所
建許呂命一定賜國造。とあれは。已に成務御世の人なり中男筑波使主茨城郡湯坐連等之初祖也。湯坐一本。陽生
本紀。謂筑紫刀禰。意富賀意禰。大布日意禰。深河意禰。國造本紀に。茨城國造輕島豐
屋主乃禰。宇佐比乃禰。建禰依米。加米乃意美。也とあり。明朝御世。天津彦根命孫筑紫刀禰定賜國造。とあると。合せて思ふに。筑紫刀禰は。多祁許呂命の子
し。重胤云。湯坐連は。額田部湯坐連なる事。云も更なるか。其初祖と云を以て思へば。必にて。風土記に。筑波使主とあると。同人と聞えたり。さて建許呂命は。姓氏錄奄知造高に。天津彦根
命十四世孫とあり。平田翁云。風土記に筑波使主云々。と云るに依て思へば。國造本紀に。筑紫刀禰とあるは。筑波刀禰を誤れ
るかと思へど。古語拾遺にも。天目一箇命。筑紫忌部といふ事あれば。筑波を誤れるには非ず。と云り
重胤云。筑紫刀禰と云人。征韓の御時などに供奉りて。其家の職とある。鍛冶の事を以て。仕奉れり
し子孫の。筑紫にも在を思へば。必其人なりけん。とそ所思たる。多祁許呂命。神功皇后に。供奉の事あり。天目
由。然れば刀禰は舍人にて。筑紫舍人と云むか如くして。謂ゆる筑紫忌部の稱也けり。一箇命。筑紫伊勢兩國忌部祖也。と拾遺に在も
刀禰と云けるを。其國に任に著てより。と云れたり。儲姓氏錄に。和泉茨木造。天津彦根命之後不見とあり。
地名を唱へて。筑波使主と云けるなり。と云れたり。此氏後。壬生連の姓を給はれるにや。仁德紀に。爲大兄去來禰別皇子。定壬生部。とありて。其時
皇別にも茨木造此氏後。壬生連の姓を給はれるにや。諸氏の人を。壬生部と定賜へるうちに。此氏の人もありて。後
に壬生連姓を風土記行方郡條に。難波長柄豊前大宮取宇天皇之世。癸丑年。茨城國造小乙下壬生連麻
呂。那珂國造壬生直夫子云々。續紀神護景雲元年三月。常陸國筑波郡人從五位下壬生連小家主賜姓宿

禰。同二年六月。以掌膳常陸國筑波采女。從五位下勳五等壬生宿禰小家主。爲本國々造。と見ゆ。さ
て平田翁説に。三代實錄仁和三年三月。常陸國正六位上菅田神從五位上。と見え。和名抄に同國河内郡
に。菅田郷あり。然れば菅田神は。茨城國造の祖神を。祀れるにそ有へき。また郡名を河内と云も。
河内直より分りて。此地の國造とされる由縁なるへし。と云り。姓氏錄に。菅田首。久新麻比止部命之後也とあり。
國賀茂郡菅田神社。近江國蒲生郡菅田神社。とあるも。此神を祭れる社なるへし。其さて記には。天津日子根命は。木國造
は式に播磨國多可郡。天目一神社あり。又此神近江國にも由ある事など。既に云り。とある。此も茨木の誤にて。字を脱せるならむと。記傳に云れたる。然言なり。天武紀十三年。茨城公賜姓
とある。此も茨木の誤にて。字を脱せるならむと。記傳に云れたる。然言なり。曰眞人。とあるは。姓氏錄
に。茨城連豐城入彦命之額田部連。姓氏錄左京額田部は。天津彦根命孫。意富伊我命之後也。とあり。平
後。とある御裔なるへし。○額田部連。姓氏錄額田部は。天津彦根命孫。意富伊我命之後也。とあり。平
翁云。三世孫とあるへきなり。其は本書額田部河田條。三世字あり。又高市連の處に引る文に。伊賀部命とあるも。同人と聞えたる
に。其處にも三世孫とあり。但し天津彦根命と云るは。其本を擧たるにて。實は天御孫命より出たり。さて意富伊我部命は。彦根命の三
世孫なれば。御孫命に記云。天津彦根命。額田部湯坐連之祖也。とあり。記傳云。姓氏錄に。額田部湯坐連。
は孫也けり。と云り。天津彦根命。額田部湯坐連之祖也。とあり。記傳云。姓氏錄に。額田部湯坐連。
天津彦根命子明立天御影命之後也。允恭天皇御世。被遣薩摩國。平隼人。復奏之日。獻御馬一
疋。額有町形廻毛。天皇喜之。賜姓額田部也。奴加は。即比多比の事なり。また額田部河田連。同神三世
孫意富伊我命之後也。允恭天皇御世。獻額田馬。天皇勅。此馬額如三田町。仍賜姓額田連。此は。部字脱
云こと。後に加へたるに是にて。額田の義解えたり。武郷云。但此額田部の事は。允恭天皇御世の故事なり。然るに記の
は。あるまじければなり額田の義解えたり。大國主神段に。日名照額田毘道男伊許知禰神。と申す神名有て。已
に神代に額田の稱あり。又應神紀に。額田大中彦皇子と申す御名も所見て。此は允恭天皇の御世所知看し初させ玉
へる。元年壬子よりは。凡百四十年餘も古の事なるに。已に額田の言有なれば。此姓氏錄の説。浮たるに似たり。同書に。額田

奉りて。大神の御命以て。天下を事依志授玉はむ御事を。悉に御心に任せ奉らせ玉ふとなり。已にも
 條々に云るか如く。其始二柱御祖神の。何不_レ生_二天下之主_一者歟。と詔給ひて。此大神等を生成し奉ら
 せ玉へれば。其御中に生出させ御坐ける男御子を以て。天下之主と爲奉るへき道。自然に豫て定り在り
 しなるへし。但し月讀尊に。其事の無き所以は未考へず故其道を以て。大神の御方にて。日足し奉らせ給はむと。宣給へるを。
 素戔嗚尊よりも。其御事を諾をひ奉らせ給ひて。其御子を奉らせ給はむと。申玉へるは。いひもて
 ゆけは。かの素戔嗚尊者可_三以治_二天下_一也とある。其天下を奉らせ給ふと。云事に當れるなり。故天孫
 降臨章一書に。天照大神勅曰。豐葦原中國是吾兒可_レ王之國也。記にも。天照大神之命以。豐葦原之千秋長五百
 秋之水穗國者。我御子正勝吾勝々速日天忍穗耳命
之所とある御事の。因て起る所以。此に在る事也けり。此事を知る時は。天照大神の御命も。あまり不意
 知_レとありし奉らるゝか如し。此人の難義と爲る所也。さて
 平田翁云。かく白し給へる御言の中に。自ら大御神に。御子等を哀と御覽し育たまはむことを。言遣
 し給ふ御情のほど見えて。甚も哀に悲しき御言にそありける。と云り。○還降。平田翁云。此一書。復
 上り玉へる度に。御子生たまへりとある。亂の傳と。日神の御田三處あり。素戔嗚尊の御田も三處あ
 りしを。磔處なりし故に。其を妬て。放_レ畔埋_レ溝などの。悪事を爲玉へるとある。傳を捨ては。其餘
 の事ともは。餘の一書とも。記拾遺などにも。洩たる傳の。實にかくあるへき。珍き傳にて。殊に暇
 請し玉へる御言などは。彼解除の徳によりて。御心の和給へる事。明に知られて。いとも哀なる御言

なりかし。と云り。○瓊響瑤々。此云々々。本に瓊響二字脱たり。山蔭に二字ある本よろし。と云れたる
 に從て加へつ。また乎奴儼等の乎字。決て衍なり。山蔭にも削去へし。これは上の乎謀苦留々爾の。
 乎よりまきれて。此にも書るなるへし。と云り。さる言なり。私記に。瓊響瑤々。奴奈刀毛由良爾とあり。これに依
 せり。乎は衍なる事也。但し母由羅爾の。母字を脱

日本書紀通釋卷之十一

飯田武郷謹撰

寶劍出現章

是時素戔嗚尊自天而降到於出雲國簸之川上。時間川上有啼哭之聲。故尋聲覓往者。有一老翁與老婆中間置一少女。撫而哭之。

此章の主旨は。素戔嗚尊天上より出雲國に降坐て。其處なる脚摩乳手摩乳。及其女奇稻田姫を見玉ひ。其神等の哀傷む狀を憫坐て。八岐大蛇を殺し玉ふに。其大蛇の尾中に。神劍あり。これ草薙劍なり。即これを天照大神に上献れる。これ神璽の其一にて。寶劍出現章の本旨ここに在り。さて遂に奇稻田姫を后と爲て。清宮に住玉ひ。生坐る御子大己貴神の。世に功績立給ふ神性坐す事を見定玉ひて。御自は遂に根國に入坐まての事を載たり。偕一書には。其大己貴神の國土を造立し玉ひ。少彥名神と共に。人民の恩頼蒙るへき事ともを。爲置せ玉ひし事を載たり。本書は即經なり。一書共は緯なり。此經緯の傳にて。素戔嗚尊より。御子の繼々の事の。具に知られたる。即この一章のおもむきなり。○是時とは。上章逐降焉。とあるをうけて云る文ながら。此は後度の御天降の時なること。既に云へるか如し。○自天而降は。即高天原より天降り御在坐し。著せ給ひけるにて。他所より渡來坐るにはあらず。然るを唯第

四一書に。先には降_ニ到於新羅國_ニとありて。其より東渡_ニ到_ニ出雲國_ニ。箴川上所在鳥上之峯_ニと云るは。後に天降坐る事を一に云て。其は混ひつる傳なる事。既に弁へ注したるか如し。○出雲。名義次の御歌の下に云。○箴川。記には出雲國之肥上河上在鳥上地とあり。肥の下なる上字は。上聲に訓めたり。記傳云。肥は地名なり。和名抄出雲國大原郡斐伊。神名式に同郡に斐伊神社もあり。彼國風土記に。大原郡斐伊鄉屬_ニ那家_ニ。樋速日子命坐_ニ此處_ニ。故云_ニ樋。神龜三年改_ニ字斐伊_ニとあり。これより川にも名けつるなり。樋速日子命は即上に見えたる。樋速日神なりと云り。重胤云。瑞珠聖約章。寶鏡開始章等。五男神を六男神と爲る。異なる傳ありて。活津彦根命と。熊野忍路命との間に。樋速日命あり。出雲風土記なる。樋速日子命は其神にて。天神より化れるにはあらし。天神より化れるは。天孫降臨章に。天石所住神とあれば。出雲に由なきを。熊野郡と大原郡とは相隣らざる地なるに。心を著て考ふれば。熊野も斐伊も。共に出雲の地名なれば。活津彦根命の亦御名などにや有む。又姓氏錄攝津國神別天神に。服部連。僕之速日命十二世孫。麻羅宿禰之後。さて此川上は。同風土記に。出雲大川源自_ニ伯耆與_ニ出雲_ニ二國_ニ。鳥上山_ニ流_ニ。出_ニ仁多郡_ニ橫田村_ニ。即經_ニ橫田_ニ。三處_ニ。三澤_ニ。布勢等四鄉_ニ。出_ニ大原郡_ニ引沼村_ニ。即經_ニ來次_ニ。斐伊。屋代。神原。等四鄉_ニ。出_ニ出雲郡_ニ堺多義村_ニ。經_ニ河内_ニ出雲_ニ二鄉_ニ北流_ニ。更折西流_ニ。即經_ニ伊努杵築_ニ二鄉_ニ入_ニ神門水海_ニ。此則所謂斐伊河下也。云々。自_ニ河口_ニ至_ニ河上橫田村_ニ之間。五郡百姓便_ニ河而居_ニ。出雲。神門。飯石。仁多。大原郡。○記傳云。此大河の下。古は神門水海に流入しを。寬永のころ大水出たる時より流變りて。今は伊努杵より東方へ流て。國中の入海に入り。さて此入海は。國中を東より西へ遠く入りたる海にて。昔は潮海なりしを。肥大河の流入る潮入らす。淡海なりと云。今はまた仁多郡室原川。源出_ニ那家_ニ。東南二十五里鳥上山_ニ北流_ニ。所謂斐伊大河上也。又同郡橫田川。源出_ニ那家_ニ。東南三十六里室原山_ニ北流_ニ。此即斐伊大河上。などあるを見れば。鳥上は此源なればなり。さて記紀ともに。降着給ひし處は。かく箴川上とあれども。なほ始めて到坐る地は。安來郡可

愛川上ならんと云る説あり。次々に云るを見るへし。○啼哭。記傳云。泥は即泣ことなるを。泥那久と重ね言も常のことなり。と云り。按に齊明紀四年に。悲哭をミ子スとある。彌は泣時の音聲なり。那久は音を立てるにも。音を立ざるにも歎くを云なり。故下泣などは。心のうちに歎くことにて。もとより聲をたてざるなり。○尋聲覺往者。記云。此時著從_ニ其河_ニ流下_ニ。於是須佐之男命。以_ニ爲_ニ人_ニ。有_ニ其河上_ニ而尋覺上_ニ往者_ニとあり。重胤云。箸の流下れるは。決めて箴川には有へからず。第二一書に。是時素戔嗚尊下_ニ到於安藝國可愛之川上_ニ也。云々と所見たれば。風土記の伯太川にて。即今伯耆大川と云る是なり。但此にては。地理甚く違へるか如くなれども。然らず。其鳥上山は。仁多郡に在て。風土記に。伯耆與_ニ出雲_ニ之堺_ニと注し。其意宇那伯太川の事を。同記に。源出_ニ仁多與_ニ意宇_ニ二郡_ニ堺葛野山_ニと見えたるは。相接ける地なるにて。斐伊川と。伯太川と。流末にては十里許もや隔在らむを。水源にては。僅なる程にし有ければ。地理の違へるには非ずして。傳の狀の異なるなり。借素戔嗚尊の尋ねつゝ上り坐しは。其可愛川上にして。大蛇を殺し給へるは。箴之川上なる者なり。第三一書に。其斬_ニ蛇_ニ之地。則出雲國箴之川上山是也と見えたる是なり。思混ふる事勿れ。と云れたり。○一老翁。記傳云。一字は讀へからず。かゝる處に一と云は漢文の格なりと云り。女の一少。女も同じ。○老翁老婆。本に翁を公に作る。永享本纂疏本舊事紀本に。翁に作るよろし。記傳云。倭名抄翁孫恂切韻云老人也。和名於伎奈。新撰字鏡に娘於彌奈とあり。續紀十三に。紀朝臣意美那と云人の名も見ゆ。抑老女を意美那と云は。少き

云り。丹鶴本にも記にも毎年來喫とあれど。毎生とある方勝れる心ちす。○八岐大蛇。記には高志八俣
しかあり。 遠呂智とあり。高志は地名なり。和名抄出雲國神門郡古志。記傳に出雲風土記に。神門郡古志郷云々。古志國人等。到來而爲堤。即宿居之處。故云古志。と所見たれども。其地には有へからず。其本國なる古志國を云也。記に八千矛神將。婚高志國之沼河比賣。とあるは。神代に越洲と云る能登國なるべし。八千矛神の沼河比賣に通ひ玉ひしも。其處なることたしかなる證あり。此國上古には人も住す。怪鳥大蛇の棲處にて有しを。氣多大神此を平け玉ひよしなれば。八岐大蛇も其處を占居れりしにこそ。
 八岐は。次に頭尾各有八岐と云るこれなり。蛇和名抄に蛇和名倍美。一云久知奈波。日本紀私記云乎呂智とあり。記傳云。今俗には。少く尋常なるを久知奈波と云フや。大なるを幣毘と云フ。なほ大なるを宇波婆美と云。きはめて大なるを蛇と云也。遠呂智とは。俗に蛇と云はかりなるを云けむ。とあり。名義。平田翁云。青呂智と云言の。阿の省かれたるにや。青呂智とは。俗に青野呂智と云ふ蛇にて。此を青呂智といふ國々多かれはなり。其は尋常にへはと云はかりのものより。大蛇といふはかりのものまでを引たり。なほしか云國々多かるへし。出羽國の秋田庄内。抑蛇の類多かる中に。此蛇はしも。常に草村の中に在るも。邊にては。青ノロチと云。江戸などにては青大將と云。 餘の蛇等よりは平穩に。長々しく人に害ひを爲ことも。餘の蛇等の如く甚しからず。然れども又此蛇はかり大きくなるはなく。俗に宇波婆美と云ひ。大蛇と云などの。有狀を探ぬるに。みな此蛇の大に成れるにて。其餘の蛇の狀なるは聞す。かく大に成る性の者なる氣にや。自から小蛇の時には。然しも害を成さず。老成かると思ゆるなり。俗に宇波婆美と云。常陸下總などの人は哀加波美と云ひ。出羽の秋田などにては宇加婆美といふ。 然れば哀呂は。青に呂といふ辭の添りたるか。阿の省りたる語。智は稱名なり。下に須佐之男命の御言に。汝是可畏之神と詔ひ。又欽明紀に。狼をも貴神と云ひ。虎をも威神と云る言ある如く。かゝる物をも稱へて。智とは

云るなり。蛟などの。智も同じ。と云れたり。通證に乎呂尾也。知雷也。有尾而可畏之義。と云る。これは一説なり。 ○此少女。本に女を童とあり。丹鶴本三島本應永本に據て改む。

素戔嗚尊 勅曰。若然者。汝當以女奉吾耶。對曰。隨勅奉矣。故素戔嗚尊立化奇稻田姬爲湯津爪櫛而挿於御髻。乃使脚摩乳手摩乳釀八醞酒。并作假廢。八間各置一口槽。而盛酒。以待之也。

以女奉吾耶。葦牙云。女は生女の意なり。さて此童女を乞し賜へるは。爪櫛になして御髻にさまたまひて。其身を大蛇に隠れたまはん爲は。さるものから。本より童女のかほよりし故に。御妃に爲たまはむ料か。と云り。○隨勅奉矣。記云。是汝之女者奉於吾哉。答曰。恐亦不覺御名。爾答詔。吾者天照大御神之伊呂勢也。故今自天降坐也。爾足名稚手名稚神白。然坐者恐立奉とあり。○立化奇稻田姬云々。記に乃於湯津爪櫛取成其童女而云々。とあり。立は私記明應本鎌倉本に據て。太知度已呂爾と訓へし。舊訓は誤なり 迂却崇神祝詞に。高津鳥殃。爾依氏立處爾身亡支と云事あり。立處とは立て居る間も非せずと云事にて。頓に急速き義なり。忽と云に近き義なから。忽は立て待つ間にと云事にて少く緩きを。立處は急なる義なれば別あり。 記傳云。取成とは手に執て爲るを云なり。令取其御手者。即取成立水亦取成釵及とあると同くて。此物を變化

云。槽今之酒槽也。和名佐加布禰。とあり。一口は。本によりて訓へし。平田翁か古本にトクチと訓めるに就て云れし説は信られず。類史には。口字无きもあればざら也。各置一口槽とあるは。其八門より其八頭を指入れて。其假殿に届り。各其間毎に在る。一口の酒槽に。頭を一頭宛向はしめて。其八頭共に休らふ事なく。一時に口を入れて。吞酔ぬへく神量に謀らせ玉へるものにして。谷重遠説に。結二構八架二置二一槽。使下八岐首。各不可二轉動。是則尊之兵法也。と云ひ。玉木正英も。八頭異レ處以分ニ其勢。此以寡敵衆之畧也。酒則蛇之所嗜。故誘レ之此誘ニ其欲。以折ニ銳氣之術也と云るは。何れも云得て。愛しき説ともなるものなり。然れば。わか上古に兵機を始めて起させ御にし坐けるは。此大神になん渡らせ給へりける。○待之也の也字。釋紀また丹鶴本に無し。さて通證に。宗因云。予自レ幼在ニ西州。見ニ土俗捕レ蛇。以レ酒灑レ草則必多集矣。と云々ともあり。

至期果有大蛇。頭尾各有八岐。眼如赤酸醬。阿箇々鶴知。松栢生於背上。而蔓延於八丘八谷之間。

至期。本にはトキニと訓るを。丹鶴本に。トキイタリテと訓り。嚮に老翁か。今此少童且臨レ被レ香。また記に。今其可レ來。時と云る。其期に至るを云。然ればまことは。トキニイタリ。と訓て叶ふへし。又古本と。もには。コトノコトク。とも。コノトキニ。とも訓るかあり。○果。武烈紀須衛婆陀志豆謀とあるを。釋に末果也。と注せる是なり。此は已に其言に。所信有て。終に其事の見はるゝを云なり。山蔭云。果有大蛇の下に。來字なくては足らはすと云り。此は後に脱

たるものなるへし。○頭尾各有八岐。記云。身一有八頭八尾とあり。八岐大蛇の名義即是なり。○赤酸醬。記に赤加賀智者。今。酸醬者也とあり。和名抄兼名苑云。酸醬一名洛神珠。和名保々豆木とあり。重胤云。此物の質はしも。西土にても。洛神珠とも王母珠とも云る如く。赤くしく圓かなる珠の状したる物なるを取て。譬へたるは。彼海蝦などの目の如く。外に飛出て。頭毎に二の赤酸醬を附たる状也けむから。然書し傳られたりけん事。甚著明き者なりけり。俗にも蛇目と云て紋などに書る状は。唯丸くして中子の白狀は。其赤酸醬を二並へて著たるか八頭にて危々た。と云り。私記云其目纏絶猶如赤血也。欲言赤血。便假云赤酸醬也。是今保るならん。甚恐ろしげなる状。云む方なき事うかし。と云り。ヤ都岐者也。其色赤絶然。故假爲之。其本意是赤血也。とあるはまさらはしき。下卷猿田彦神のことも。眼如八咫鏡。絶然如赤酸醬とあり。○松栢生云々。一書に。毎レ頭各有三石松。兩脇有レ山。記に其身生三蘿及檜楡とあり。和名抄に。松。漢語抄云。字亦作榕。和名萬都。栢。兼名苑云。一名掬。和名加閉。谷川氏説に。今加閉と名くる物なし。松栢と並へ稱するに依は。今世側栢。扁栢。圓栢。混栢。仙栢の類。すへて云なるへし。と云り。重胤云。松栢並へ用ゐたる例は。萬葉十九。松栢乃佐賀延伊麻左禰。尊安我吉美。とある是なり。故此に松栢の二を抽出て云は。松は長生の物なり。栢は深山の物なり。其背上なる樹共の。年深くして。深高に立る状なる事を。強く令聞られたる者なり。さて栢は。右に引る萬葉に。松栢と並云るか如く。漢籍にも然並云ふ事常なり。和名抄木類に。栢兼名苑云。栢一名掬。和名加閉。又名義抄に。栢子一名榎子と所見たるに。同抄葉類に。掬子。本草云。栢實一名掬子。和名加倍とあれば。栢と榎と加倍乃美。とあるを。又禮實一名榎子。一名榎杉。已上二名出ニ蘇敬注。一名掬。音菊。已上二名出ニ兼名苑。和名比乃美。一名も。同く加倍乃美と云訓有を以考るに。通證に。加閉今按音重也。と云るか如く。其種類を加倍と云るなれば。同名にして異木なるへきは。栢實の方には。今一別ニ比乃美と有れば。漢籍にも松栢の栢を。櫛なる由に云るに等しく。櫛實なるへければ。此は必櫛にこそ有

つらめ。若て櫃の方は。本草に時珍云。生深山。人呼爲野杉。其實爲被子。又曰玉山葉。と有れば。名義抄。和名抄などに。櫃子と。櫃子とを。一に爲られたるは。其實の香細しきから。共に加倍と云に依て。混れたる者と所思えたる。然れども。其木を云時は。本より別也と知へし。然れば記なる難は。此の松に當。と云り。○八丘八谷云々。記にも其長度三谿八谷峽八尾とあり。櫃は本より櫃に當れる事。云も更なる事なりかし。と云り。○八丘八谷云々。記にも其長度三谿八谷峽八尾とあり。其大蛇の這度る長さを見渡して。其鳥上山の丘谷を以て量れるなり。天孫降臨章なる。味相高彦根神の映三丘二谷之間とあるも。其處の丘谷を以。量れるに同じ事なり。丘は。記傳云。凡て山に衰と云るに二あり。一には高き處を云。谿八谷峽八尾。高山尾上。坂之御尾。萬葉に向峯。八峯。峯之上など。又岡の衰。さて今一は。尾頭の尾にて。鳥獸などの尾も同く。山の裔の引延たる處を云り。とあり。此は高き處を云るなり。即此に丘字を書れたり。谷はこれも記傳に。和名抄に。爾雅注云。水出山入川曰谿又作溪。和名多爾。とあり。水の垂下るより。云る稱なり。大被詞に高山之末短山之末與利。佐久那太理爾落多岐都。とある佐久那太理は。眞下垂にて。川水の山より落るさまを云。とあるにて知るへし。

及至得酒頭各入一槽。飲醉而睡。時素戔鳴尊乃拔所帶十握劍。寸斬其蛇。至尾劍及少缺。故割裂其尾視之。中有一劍。此所謂草薙劍也。
草薙劍。此云俱婆那伎能都留伎。一書曰。本名天叢雲劍。蓋大蛇所居之上。常有雲氣。故以名。歟。至日本武皇。子。改名曰草薙劍。

頭各入一槽。本に入字脱たり。永享本にあり。本の訓に。ヒトツサカフ子ニオトシイレテ。とあるを思ふに。入字もとはありし事決し。記にも垂入已頭とあり。さて八頭を各々八箇の槽に垂入て。飲付しなり。總て蛇は甚く酒を好むものなるに。况て一書に毎口沃入とさへありければ。かく飲付けんは實然ることなり。十握劍のこと下に云。○寸斬。第二一書に。斬頭斬腹其斬尾とあるが如くは。段々に斬断せさせ給へる御事なり。此を天淵記に斬蛇寸々とあり。重胤云。此訓甚く後の事ならんと思ひつるに。靈異記に。衣欄捕粉條然。とある下に。條然二合都と注し。又名義抄に。寸字をキタ々々。又ツタ々々とある。其言義思得ずと雖。其古言なる事。此を以て知らるれば。猶本の訓にて有へし。但伎陀々々と同言なりとはきこゆるなり。遊仙窟に。寸斬亦甘心。又愁腸寸断とある寸字を。スタ々々ともキザ々々とも訓り。と云り。私記の訓にも。キタ々々とあり。又今は。さて地神本紀に。素戔鳴尊云々寸斬其蛇。此蛇爲八段。每段成雷。總爲八雷。飛躍昇天。是神異之甚也。と有。釋記に引る私記にも。八岐なるか故に。八段に斬給ひしか。各雷となりしとなり。雷とは健く嚴き者の總稱にて。此に八雷と爲とは。八蛇と成て。飛躍去れるさまの。猛く嚴かりしより云るなり。平田翁説に。此の雷は昇天とあるを思ふに。決めて龍にそ有けん。其は和名抄に。龍和名文字集略云。四足五采甚有三神靈一者也とあり。然れど。皇國にては。舊より蛇の類なるか。角また四足の有無に拘はらず。同抄に龍之有角云々。蛇。龍之無角云々。とあり。或は幽れ或は明れ。大きくも小さくも變化て。雲を起し天に昇り。雨また氷を降しなとする物を。今も多

都といふ。龍の天に昇る時は必鳴神あり。其は雷神の佐くる態あるを。人は然る細かしき事までは知
 さる故に。雷鳴は即て龍の態と思ふも有めり。但し斯はかり猛く靈ある物には有れど。此か地に在時
 は。大きくも小さくも。蛇の形なる故に。倍美とも蛇とも云ふ。斯く此なる雷即て龍ならむと思ひ合
 さる事は。靈異記に。雄略天皇空に雷の鳴るを小子部栖輕に請奉れと詔れば。栖輕馬に乗て空に向ひ。
 天皇の勅なりと呼はりて追ふに。雷侘て落たるを捕へて進れる事あり。其雷の形を。此紀には大蛇とあ
 り。想合せて辨ふへし。然れば此の傳に。雷に化てと有て。其昇る時に甚く鳴動。きなどしけむ故にそ有へき。大蛇か甚く怒りて死けん靈の碎けて。かく數の龍と化て昇らんには。然も有へきことこそ。と云れ
 たるさる説なるへし。○至尾は。尾を斬る時に至るを云。記には切_ニ其中尾_一とあり。尾の八あらむには。
 端なる中なる有へきなり。○劔乃少缺。尾中に劔ある故に。其に觸て乃の毀つるなり。○有一劔。記
 云。割而見者在_ニ都牟刈之太刀_一とあり。已にも云る如く。劔と云名は。突き貫く方を主とし。太刀と云は。
 乃を以て截斷を專と爲し名なるか。其兩用を相兼ては。劔之太刀とも云るなり。守部云。都牟賀理は。
 尾羽張に對たる一の稱なり。是其斬給へる十握劔は。尾羽張なる故に。對へて尾中より出たるを。都牟刈
 とは稱し玉ふめり。是都牟刈の名の。物に見えたる始めにして。是より以前は多く尾羽張なりけらし。
 伊弉諾尊段にも。故其所_レ斬之刀名。謂_ニ天之尾羽張_一。亦名謂_ニ伊都之尾羽張_一など見えたり。まづ此尾羽張
 名義は。太刀尾_ノ羽張_ノ尾_ノ武都_ノ云。太刀の尾と云事いから。太刀の世端と云へし。尾_ノ羽張_ノと云へし。後世に所謂劔製なり。また都牟
 刈と稱すは。太刀鋒の菖蒲葉の如く。窄_{スホ}り尖_{トカ}れるなり。即尖_{トカ}りと都賀理と音通ふのみならず。其東國偏土

の賤は。今も尖ると云事をツンカルと云り。かゝれば。太古は多く劔製なりけるを。此時蛇か尾中よ
 り始て。鋒の尖りたるか出しより。尾羽張都牟刈の二の名は起しにこそ。其中にも此都牟刈を。草薙
 神劔に坐々つれば。世に殊に貴み愛て。其御形體に摸し製れるか。世に多くなりけらしと云り。此説
 然るへし。なほ此御劔の舊葉の葉の如くなるよしは。玉鏡集裏書に委く記したるを。揮りあれと今こゝに載す。八十年ばかり前。熱
 田大宮司社家四五人。志を合せ。密に御神體を窺奉る。土用殿の内陣に入るに。雲霧立塞りて物の文も見え。故各扇
 にて雲霧を拂ひ出し。隠し火にて窺奉るに。御籠は長五尺計の木の御箱なり。其内石の御箱あり。箱と箱との間を。赤土にてよくつ
 めり。右の御箱内に。樟木の丸木を。箱の如く内をくりて。内に黄金を延へ敷き。其上に御神體御鎮坐あり。石の御箱と。樟木の間の。赤
 土にてつめり。御箱毎に錠あり。皆一錠にて。開様は大宮司の秘傳といふ。御神體は長二尺七八寸計。又先は菖蒲の葉なりにして。中
 程はむくりと厚みあり。本の方六寸計は。節立て魚などの脊骨の如し。色は全體白しと云云々。先年熱田炎上の口大宮司連參故。社人
 斧を以。土用殿の御戸を打破らむと。斧を打立ければ。其所より水流れ出たれば。さては御_ノ草薙劔_ノ劔名起は。景行紀に王
 殿悉なしとて。其まゝにて止めぬ。(以上)右の傳。松岡正直より。予に傳りし所なり。とあり。○草薙劔。劔名起は。景行紀に王
 所_レ佩劔藁雲自抽之。雜_ニ攘王之傍_一草_一。因_レ是得_レ免。故號_ニ其劔_一曰_ニ草薙_一也とあり。此は後、名を擧て知
 らせたる物也。其御卷に云へし。本名云々。重胤云。本文に所謂草薙劔也。と云る後の稱呼に對へて
 云なり。四神出生章。此本號曰_ニ來名戸之祖神_一と見えたる本號。神武紀に。舊名片居。とある舊名。是
 なり。此例をほ神名式等にもあり。何れも始名と云名義にて。亦名に對へる本名に非ず。と云り。○常有
 雲氣は。重胤云。此は大蛇の氣を吐て。雲と爲れるを云には有へからず。斯る奇異に神靈しき御劔な
 る故に。其大蛇の深く秘藏ると雖。其神氣の秀_ホに出て上に見はるゝにて。彼雄略紀に栲幡皇女の讒ら
 れさせたまひし時。於_ニ河上_一虹見如_レ蛇四五丈者。堀_ニ虹起處_一而得_ニ三神鏡_一とあるも。其皇女の持せりし

神鏡の神氣の。虹の如き狀して。其埋れたる土中より。虛天に見はれ昇れるなれば。其をも雲氣とは云はく云へく。此大蛇の上なる雲氣をも。如く虹とも云へるなるへくして。共に其神物の靈氣の發見れたる者なり。此次に素戔嗚尊の。是神劍也と詔玉へるも。かゝる靈瑞を見行はしたまひてこそは。御言に告したまへりけめと云り。○日本武皇子は。景行天皇の皇子に坐々て。其御事蹟も何もみな其紀に云り。

素戔嗚尊曰。是神劍也。吾何敢私以安乎。乃上獻於天神也。

是神劍也云々。記云。取此太刀。思異物。而。とあり。重胤云。此神劍を得て。神異しき物と所思しける由は。此時の尊の御心を想像り奉るに。蛇尾より斯る神劍の出たる事。本より怪ませたまふ其第一なり。又其劍を有てる大蛇の上に。常に雲氣の立覆へる。是其怪ませ玉ふ第二なり。又其神劍の神氣おはしきして。其神々しく有て。其國土の有ならず。正しく天神の神物なる事を。見定させおはし坐て。然るにても。如何してか此神劍の。大蛇の有とは成れりけむと。怪しませ玉ふ是第三なり。次に乃上獻於天神也と有を以て。其御心の程を見奉るへし。と云れたり。なほ平田翁も。得たまへるより久しく御許に安置給へる間に。種々の神異しき事ども有けん故に。かく詔へるなるへし。景行天皇の御世に。倭建命の佩し玉へる間に。種々の神異しき事の有しを。思合せて辨ふへし。と云り。○私以安乎は。類史に安を一書に此不可以吾私用一也とあり。熱田大神宮縁起には。何敢私以安者。至公無我也。我心清々。之言出于此。蓋以秘藏乎。獻天照大神。とあり。纂疏に。何敢私以安者。至公無我也。我心清々。之言出于此。蓋以

神劍。奉日神者。其意欲傳之天孫。而為百王之璽也。とあり。さる説なり。然るは此時いまた。天孫に事依しはなき程なれど。後に天降坐して治め玉ふへき。御定は既にありしなりけり。なほ此事は下巻の首に委く云へし。右の説に就て。なほ重胤か云けるは。此私字實に眼目とある所にて。此大神の至公なる御意を。見奉るへき要文なり。然るは上章第三一書に。此尊の御言に。擅

自徑去とある擅字と相並ひて。摠ての御事。共に大神の大御意を。御心と爲させ給ひて。露も己尊の自由なる私の。御行ひの御坐まさすして。此に吾心清々之の御言に。發はし玉へるか如く。實に清明き正直き御志操の御程なり。と云る。此又さる説なり。○乃上獻於天神。一書には乃云々上奉於天。とあるを。記には取此大刀云々。白上於天照大御神也とあり。記傳云。たゞ天神といひ。又天と云るは。正しく天照大御神に獻り給ふに非ず。と聞ゆめれと。此大刀後に。皇御孫命に授け給へれば。大御神の御許に納れりしこと明らけし。と云り。重胤云。常に天神と申す時は。凡て天上におはします限の。諸神の稱なる事。此大地に在ゆる衆神を。國神と云に本より同じ事なり。然りと雖。右の如く担任せて。天神と申奉るは。天照大神にわたらせ玉ふと所思しきは。天孫を天神御子とも申し。また日神之御子とも申し。また天孫降臨章一書。檜田彦神の言に。天照大神之子とも。天神之子とも申玉へる。是則大神を担任せて。天神と申奉るへき確證なる者なり。とも云り。さて平田翁云。此劍を得たまへる事の傳は。神代紀に四あると。古事記となるか。拾遺は此。紀に同じ。其中に得給ふと乃。天に奉るとあるは。書紀の一書のみなり。餘の一書とも。一は此今在尾張國。吾湯市村。とのみにて。天に奉給へる事なく。一は此劍昔在素戔嗚尊許。今在尾張國也。と見えて。此も天に奉り玉へる事はなく。一は遣五世孫天之苜根神。上奉於天とある。この二傳を。師は心得ぬ事に云れつれと。其は其劍を得玉ふと乃。奉給ふと云るかた。然も有へく思ひなさる事ゆゑ。ふと其方に

心引き玉へるなるへけれど。此は古事記の趣も。故取_二此大刀_一思_二異物_一而。白_二上於天照大御神_一也。
 とはあれど。其時速に奉給へりとはきこえず。唯其事の因に記したるまでの文なり。外にもかゝる類の文例はいと多かり。た
 正書に。乃上_二獻於天神_一也。とあれども。この乃字は。助辭にひとしき用格にして。得ると直に獻給
 へるといふ。證となすはかりの字に非ず。其は乃遣_二五世孫天之音根神_一上_二奉於天_一とある乃字を以曉
 るへし。五世孫を遣さむに。いかて乃とはいはむ。此にて知へし。然れば此御劍。昔は須佐之男命の御
 許に在玉へるを。其根國に往坐す際になりて。天之冬衣神を遣して。奉上玉へる事疑ひもなきものなり。
 此神を遣はして奉り給へると云傳を。信られさりしは。須佐之男命は根國に急適れとて。逐はれたま
 へれば。太刀を得玉ふと速に奉りて。彼國に往坐るとのみ。思はれし故と聞えたり。實は須佐之男命
 は。大國主神の生坐る後まで。此國にまして。其後遂に根國に往坐る事疑なく。此はいとも貴き由あり。
 と云れたるは。實然る説なりけり。さて又此劍の事を。雲州兼川天淵記と云書を引て。翁の委く云れた
 る説あるを。今其要とある文をこゝに擧ぐ。天淵記云。素戔嗚尊奉_二劍_一天照大神。大神曰。我屏_二天岩
 屋_一時。落_二此劍_一江州伊布貴山。是我神劍也。源平盛衰記。三種寶劍事と云條にも。此事を載たり。埃蓋抄にも出せり。神
 社考。熱田宮條藤吹明神條などにも。此條を擧られたるは。文の狀少異なり。
 とあり。大蛇の尾より出たるを。大御神の是我劍也と詔へりと云ふこと。前には信難く思へりしを。岩
 屋に屏坐る時に落せるよし詔へり。と有に依て熟思へは。彼段に。天麻比止都命に科せて。雜刀を作
 らしめたる由見えたるは。新宮作る料の刀物は更なり。太玉串に取付て御幣と奉る劍をも。必作りけん

か。其を落せるを。大蛇の尾に含みたる事と所思たり。斯云由はまつ。景行紀十二年處に。周芳_二沙磨
 にて其地の魁帥神夏磯媛か。磯津山賢木を抜取りて。上枝挂_二八握劍_一。中枝挂_二八咫鏡_一。下枝挂_二八尺瓊_一。
 其を捧けて參向へ奉れるを始。此例なほ見えたるが。其は仲哀天皇筑紫に幸坐りし時。岡縣主祖熊野か。參向へ奉
 る時の事。また伊觀縣主五十述手の。參迎へ奉れる時の事な
 る。みな同じさまなり。各挂たる枝
 は異なれど。鏡瓊の三は放れず。此は師説の如く。天石屋戸の招禱に例へる式と通ゆるに。其事の本たる石
 屋戸段の賢木には。鏡と瓊との事は見えたる。劍を著たる事は見えす。後に天日嗣の御璽の。鏡劍玉の
 三種となれる本因を思ふにも。其時の太玉串には。必劍をも著て立奉るへき謂なるに著さりしは。其料
 に作れる劍は。未著さる間に。伊布貴山に落せる故にそ有けん。さて其山に落せる劍を。高志八俣袁
 呂智か。如何にして其尾に含み持たりけむ。と考るに。まつ彼山は。近江國と美濃國との界に在て。
西は近江坂田郡東
 は美濃不破郡なり。式に坂田郡伊布伎神社。また美濃國不破郡にも伊富岐神社あり。此伊布伎神社は。即此
 山を宇須波伎坐す神の社にて。其は帝王編年記。元正天皇養老七年の處に。古老傳曰。霜速比古命之
 男多々美比古命。是謂_二夷服岳神_一也。次比佐志比女命。是夷服岳神之姉。在_二久惠峯_一。次淺井比咩命。
 是夷服岳神之姪。在_二於淺井岡_一。是夷服岳與_二淺井岳_一相_二競長高_一。淺井岡一夜增高。夷服岳怒_二拔_一刀劍。殺_二
 淺井比賣之頸_一。墮_二江中_一。而成_二江島_一。名_二竹生島_一。其頭乎。とある多々美比古命。亦名。夷
 服岳神。にそありける。此傳
 の事と聞えたり。色葉字類抄竹生島の條。また竹生島の古
 縁起にも。淺井姬命與_二氣吹雄命_一。競_二勢爭_一。力云々とあり。 偕此山を。伊夫伎と云義は。即ち氣吹にて。景行紀に倭建
 命此山に荒神ありと聞えて。其を取らんと登坐るに。此山の主神大蛇に化て。道に横たはり。雲を起

志氷を零去霧を立て開くせるに。失意坐ることあり。此は主神とあれば。多々美比古命の態なりし事疑なし。然れば山名は。谷川士清説に。以下山神吹毒氣之義上得名也と云るは。然る説なり。師も此に依られたり。さて上件の趣に依て考るに。源平盛衰記に。彼八岐大蛇は。勝吹神の化れる由云るは。古傳に據りて記せる正しき説にそ有ける。餘書にも彼是みえたり。然ばかりいつ速ふる神におはせは。其山に落たる神劍を窃み持ち。大蛇と化て出雲國にも住通り。人をも取て喫ひけむは。然も有へき事にこそ。さて神劍はしも。八百萬神の神議々て。行ふ神事に用る料の齋劍なるに。未だ用ぬさるに落たりけむは。最異しく。須佐之男大神の其を得玉へる事の。奇異なる功は更にも言はず。神物と年久に齋き玉へれば。其御魂の留りけむ事言ましくも更なるを。然る珍重の餘に。天照大御神に上奉り玉へれば。遂に其本に歸りて。後に大御神の御靈を留玉へる八咫鏡と竝へて。皇美麻命の御世々々の天璽と成ぬる事の運を思ふに。いとも奇にいとも妙なる事なりけり。と云れたるは。いかゞあらむ量りかたけれど。此に添へつ。此は其大意を採て記せる也。

然後行覓將婚之處。遂到出雲之清地焉。乃興言曰。吾心清々之。此今呼此地曰清。則於彼處建宮。

將婚之處の訓。私記に美阿巴只西牟等己呂乎とあり。即爲御合之處の義にて。古言なり。八洲起元章に。遂將合交をも。私記にし訓り。此に同きなり。○行覓。記に宮可造作之地。求出雲國とあり。

り。これ櫛稻田姫に婚坐む料なり。即此の文に當れり。上代に婚禮するに。先其屋を造りし事。己に八尋殿の下に云り。○出雲之清地。山蔭云。上文に既に出雲國とあれば。此に又出雲と云へきに非すと云り。清地の事は次に云。注の清地の地。字衍なるへし。○興言。興字本になし。纂疏本にあり補ふへし。○清々之は。字の如し。心ちの潔く所思給ふ也。播磨風土記に揖保郡上岡里條。品太天皇巡行之時。關井此岡。水甚清。於是勅曰。由水清寒。吾意宗我々々志。故曰宗我岡。とあるも同じ。重胤云。源氏桐壺卷に。すかゝともえ參らせ奉給はぬ也けり。とあるを始として。其語多在るを。記傳に。其は滯なく速に事の行を云れば。此とは本より別かと云れたれども。凡て物に穢濁はしき事のある時は。滯れるを。濯清まる時は。速に通る者にしあれば。必同言同義なりと見えたり。と云れたり。さて記傳云。記に吾來此地。我心須賀々々斯。とあり。來此地と其地に係て云るは。此地に深き所以あるへし。そは凡心には測かたし。抑此地は櫛名田比賣に御婚坐て。其生の御子孫。天下に大なる功績を立給ふへき始の地なれば。此處に來坐て。御心すがく敷おほしけむも。宜にさりける。と云り。なほ同書に。此はたと此時の自所思御。御心ちを云るにて。俗に云心持也。全體の善惡のさたには非ず。と云れたるをも思へし。出雲風土記。意字郡安來郷。神須佐乃烏命天。遊立廻坐之。爾時來坐此處。而詔。吾御心者安。平成詔。故云安來也。とあるも。御心の落着意にて同じ事なり。○此今以下七字。纂疏本及舊事紀にはなし。集解には記に據て本文とせり。今はそれに從る。古本にも大書にせるがあるよしなれ。また此字いかゞと山蔭に云り。故字の誤にや。さて類史に。清下也字あるはよし。○清は。重胤云。記傳に此地は出雲風土記を以て細かに考ふるに。まづ大原郡須賀山。郡家東北一十九里。一百

八十歩。須我小川。源出_三須我山_二西流。と見えて。又意宇郡野代川。源出_三郡家正南一十八里須我山_一。とある此須我山も。即右の大原郡なるを云。須我山は大原意宇二郡に亘りて。其界にあり。偕同郡熊野山郡家正南一十八里熊野大神社坐と見ゆ。斯れば須我山熊野山は。相竝へる處なれば。熊野神宮を即此須賀宮地なるへき。共に郡家正南一十八里と有ればなり。取と云れき。然れども今俊信本を以。此を比較るに。右の野代川源を。郡家西南とありて。武郡云。俊信本のみならず。其餘の古寫本。また宮永橋津といふ人の。此風土記を假字書にせるにも。みな郡家西南とのみありて。正南と云るはなし。記傳にはいかなる本に據られたるにか。熊野山を郡家正南と有と同からされは。行程の共に一十八里とあるか合りて。いかてかは同處なる事を得ん。今地圖を以考るに。須我山は。大原と意宇と二郡に亘れる地にて。熊野山は其東に隣れり。武郡其國人に問ふに。其間。距離二里餘も隔れりと云り。若て須我小川を。源出_三須我山_二西流と云れば。須我の地は。其山の西に在て。右の熊野神宮とは。東西に隔れるか如きを。同記に大原郡海潮郷。郡家正東一十六里三十三歩。古老傳云。宇能治比古命恨_三御祖須我禰命_一而北方出雲。海潮押上漂_三御祖之神_一。此海潮至故云_三得鹽_一。即東北須我小川之湯淵村。川中温泉。不用同川上毛間村。川中温泉出。不用と見えたる。此海潮の地は。右の須我山の西南と聞ゆるか。其須我禰命の名に因に。其郷名の出來れる以前には。其邊迄を係て須我の内なりし事知られたり。然れば記傳に。大原郡御室山。郡家東北一十九里一百八十歩。神須佐之乎命御室令造給所宿。故云_三御室_一と見ゆ。須我山と南方に相竝ひて。此山も共に郡家東北一十九里一百八十歩と有て。相近き地なれば。須賀宮の事をかく傳へたるか。又同郡不在_三神祇官_一とあ

る。十七所の中に須我社見ゆ。補と云れたるに就て按ふに。其御室山も共に。須我山の内には在れども。其宮を造り給へりし地なるか故に。其御室を以て山名と爲るのみこそ有けれ。等しく其清地の内にし有ければ。其御室山なん。其須賀宮の在所にはあるへかるらし。然るを通過に。大社記曰素禰在_三大社與_二蛇山_一之心得であるへし。若て其海潮郷に。今須我村と云あり。又湯淵村の名も今猶在と云。其不_レ在_三神祇官_一と云ふ須我社は。海潮郷須我里に在を。今諏訪里と云ふと云。と云れたるにて。須我の地の熊野の地とは別なる事を知へし。備今此須我の地を。諏訪村としも云るは。天文年中に。同郡牛尾領主神中澤豐前守と云人。もと信濃り。其地をも諏訪村と改めしより。社記にも記し土人も傳へたり。されど今は舊名に復したりとぞ。○則於_三彼處_一建_レ宮。本に則字なし。今文明本纂疏本に據て補ふ。記に。其地作_レ宮坐とあり。重胤云。此建宮の御事を。記に。玆大神初作_三須賀宮_一之時。とありて。須賀宮の號有れば。此には必清宮と書る所あるへきに。然らざるは。其記さるへき因みなきに依れる者なるへし。又此下に稻田宮主神の號あれば。其后神の御名に因て。稻田宮と云稱も必有つらむとおほしきよしは。此に因勅之曰。吾兒宮首者云々の事を。記には汝者任_三我宮之首_一とあれば。本より大神の宮なる事申も更なる所なり。然るに上に云るか如く。大神は其後に別處に移り幸行て。國土經營の御事を始させおはし坐る。後には。其御祖奇稻田姬命其御子大己貴神と。二柱住させおはし坐ける故に。此には右の如く吾兒宮とある事なれども。實には其始は大神の宮なる故に。我宮とは詔給へるなりけり。とあり。

或云。時武素戔嗚尊歌之曰。夜句茂多菟。伊都毛夜霸餓岐。菟磨語味爾。夜霸餓枳菟俱盧。贈迺夜霸餓岐廻。

或云以下。歌かけて。本に小字とせるを。活字本纂疏本等に大書に作るに據りつ。○歌之曰。神武紀に
謠此云。多預彌。とあり。記云。按大神初作須賀宮之時。自其地。雲立騰。爾作御歌。曰とあり。さ
て此はた尋常の雲にて。何となく立しものか。また後世に云慶雲の類にて。祥瑞の見はれたるか。
知かたし。○夜句茂多菟。守部云。八重雲起なり。雲の幾重も立疊るを云。八は七八の八にして。物の
多き事に云るは。譬へは十のものならば。其七八分を云心はへを以て云なりと云り。さて此句記中卷
に。夜都米佐須伊豆毛。萬葉集に八雲刺出雲。續紀に八雲刺など見えたる。夜都米。夜都毛は。夜久毛
に通ひて同じく。佐須も多都と同意の言なり。○伊都毛夜霸餓岐。出雲八重垣なり。さて此出雲は。國
號にあらず。立出る雲をさして詔へるにて。これまては。八重と言む爲の序のみ。かれ夜句茂多菟は。八重
雲起と云る説をとり。記傳に。雲霧は彼方
上よりのつゞきは。八重雲起つその立出る雲の八重と云より。八重垣に轉せるなり。
に似たりと云へるはたかへり。雲の八重を。八重垣の序とせしのみ也。雲を垣と見立てしに非ず。守部云。此八重垣は。御構の垣にはあらず。閨の隔の施垣綾垣
等を指たまへるなり。いと上代は殿の内に。闕。鳥栖などをつけ。戸障子して一間ことに隔るやうの。
巧みなるわさは未あらずりつれば。廣き殿の内を。絹布していく間にも。構ひ分ちける。其を垣とは

いひしなり。太神宮儀式帳に。衣垣曳豆とある是なり。又閨の隔に云るは。記の歌に。阿夜加能。
布波夜賀斯多爾云々。とある是なりと云り。御鎮坐本記。止由氣大神を布理奉る所に。大佐々命。小和志理命。奉戴
正體。與魂命。道主貴。奉戴。相殿神。仙。比。錦蓋。日。繩。曳。天。天
御騎日御騎。屏奉行。幸。爾時若雷天之八重雲。四方爾薄塵天爲。御垣。天。從。丹波
國古佐宮。遷。幸。倭國宇太宮。云々とあるは。八重雲を直に御垣と爲るにて異也。○菟磨語味爾。丹鶴本味を。令。妻。隱。にて。夫
婦隱る其料に。八重垣を造ると云つゞきなり。菟磨とは夫婦互に呼ぶ稱なり。隱るとは貴人の寐る事
を。大殿隱と云如く。寢所の内へ入隠るを以て云なり。記には此句都磨基微爾とあり。基微は基母理
の約なれば。意聊か異なるへし。○夜霸餓枳菟俱盧。八重垣造るにて。今夫婦隱り寐む料に。大宮の
内の隔なる垣等を。八重に作構へ給ふを云。○贈迺夜霸餓岐廻。其八重垣をなり。其は三句を承て云。
終の廻は只助辭にて。余と云むか如し。上へ返る意に非ず。例古歌に多し。記傳云。かく二度上の詞
を返して云は。古歌の常なり。中頃よりは此格なきを。返りて今世の俗の謠歌には常多し。是歌謠の
自然の勢にて。折返せば其情深くなる事そかし。と云り。偕此御歌。記によるに。大宮作り玉ふ折しも。
八重雲の立出るを見所行して。即其雲を序として。其八重垣造玉ふさまを。ありの隨に謠ひ出給ふか。
古へにて。いと愛きなり。此外。意あ
る御歌に非ず。さて記傳にも云れし如く。此御歌詞より起りて。國名を出雲
と負り。さるから八雲立と云言
も其枕詞と成るなり。風土記に。所以號。出雲。者。八束水臣津野命詔。八雲立之詔。故云。八雲
立出雲。また八束水臣津野命詔。八雲立出雲國者云々とあり。此風土記の文は。即此の御歌を一には。八

東水臣津野命の御歌とも傳へしなり。其臣津野命は記に據れば。素戔嗚尊の曾孫大國主神に當り給へれと。其は誤にて。まことは素戔嗚尊の一名に坐て。國引坐八東水臣津野命と申奉れるか。別神の如くに傳はりしなり。此事下に委しく云り。考合すへし。

乃相與違合。而生兒大己貴神。大己貴。此云。於褒姒娜武智。

相與違合の訓の事は。次の一書に云へし。○生兒大己貴神。第一一書には。八島篠神五世孫。即大國主神。第二一書には。素戔嗚尊云々。所生兒之六世孫是曰大己貴命。記傳云。これは兒之六世とあれば。七世孫と云に似たれど。さには非ず。六世は素戔嗚尊より六世なりと云り。ともありて。すなはち記に。速須佐之男命。娶櫛名田比賣。所生神。八島士奴美神。其神娶大山津見神之女名木花知流比賣。生子布波能母遲久奴須奴神。此神娶淤迦美神之女名日河比賣。生子深淵之水夜禮花神。此神娶天之都度聞知泥神。生子淤美豆奴神。此神娶布怒豆奴神之女名布帝耳神。生子天之冬衣神。此神娶刺國大神之女名刺國若比賣。生子大國主神と見え。姓氏録にも大神朝臣篠素佐能雄命六世孫大國主命。とあれば。六世孫なること明らかか如くなるを。此に兒大己貴神とあるは。記傳に辨へたる。重胤説に。然る古説を飽きて知つ書れたる。また拾遺にも。然後素戔嗚尊娶國神女。生大己貴神と所見たるも。此正書の旨正しきを得たる故に。其家の古傳を立て。然なん記されたりけらし。故大己貴神の御世系に就ては。此正書を以正しとすへし。と云れたるは。實に然る説とおもはるれ

は。其に従へり。其よは。次々の一書の下に云り。○大己貴神。訓注はあれど。於褒姒娜武智と訓む事のよしは次に云。名義は。加茂翁も云れし如く。凡て古へ名の弘く長く聞ゆるを譽とすめれば。天皇の宮所を遷したまひ。御子おはし坐ぬ后。又御子等は。御名代の氏を定め。又名背。名根。名妹など云ひ。萬葉に大名兒などあるも。皆名高き由の美詞。人に向ひて那牟遲と云も。名貴といふ言にて。美る詞なりとは。誰も解く事なれと未盡さす。名は其人の行事職掌にて。景行天皇の以行事。負名。と詔へる如く。此神の行事の極めて大なるよしを以。負せまつれる御名なり。此名と云事は。後世の人の漫りに物に就くるとは。甚く異なりける者にて。古には職掌行事を成し行ふ。即名と云ものなるよし。重胤も。さるは此神。御父素戔嗚尊の大命にて。其汝所持之生太刀生弓矢以而。汝庶兄弟者。追三伏坂之御尾。亦追撥河之潮。而意禮爲大國主神。亦爲宇都志國玉神。而云々。古事と詔へる御言を受持玉ひて。其大國主神と云ふ職掌を爲し。宇都志國玉神と云ふ行事を爲玉へる。其即此神の名なるものなり。たゞに天下を治め給へる御名の。世に勝れ玉へる美稱とのみ思ひ奉らんは。いと淺し。なほ此事次々に云へし。○大己貴。此云々々。第二一書の下なる訓注に。かくあるを。或本には本書に記したるよし。山蔭に云るに據て此に記せり。偕此御名の文字本に已とあるはわろし。秘閣本に己とあるに據へし。記傳に。己字は於能を阿那に借用たるか。又汝と云へきを。於能禮とも云ことある故に。汝に用たるか。と云り。右の説の中。汝の意に用たるかとあるに従ふへし。己を汝の意に用たるは。萬葉九。己父爾似而者不鳴云々。十三。己之母乎取久乎不知云々。九。劔刀己之心柄云々など。己をナとよ

むへき證なり。偕御名の訓は。記傳云。萬葉に大汝。於保奈牟知と見え。古語拾遺には大己貴と書なから。此文字は書紀に據れるなり。

古語於保那武智神といひ。姓氏錄に。大奈牟智神。文德實錄に大奈母智。三代實錄に大名持。延喜式に大名持。また於保奈牟智とある。此等以て知へし。遅は濁言なり。然るを。書紀に於に依て。今に至るまで。世人如此唱めるはいかゞ。此訓注は師の疑ひおかれつる。信に疑はし。此御名に稱を添たる事。古書に例勿ればなり。さて大穴と書るは。記を始と志て萬葉延喜式

出雲風土記姓氏錄等あり。是らみな於富那と訓へき證は。和名抄に信濃國埴科郡郷名の大穴を。於保奈と記せるこれなり。さて牟遲と母智とは通はして。古より二に傳はれる中に。正しく母智とあるは。右の文德實錄のみにて。餘は皆牟智なれば持と書るをも。牟智と訓ても有ぬへし。智は記に遅とあれば。必濁音なるを。持とも

多く書たる思へば。此は清音にも唱へ。と云れたり。多るにや。此清濁の事はうたかたはし。と云れたり。

因勅之曰。吾兒宮首者。即脚摩乳手摩乳也。故賜號於二神。曰。稻田宮主神。已而素戔嗚尊遂就於根國矣。

吾兒は大己貴神を申すなり。○宮首。記には任我宮之首とあり。首は記下卷に。伊知能都加佐。記傳云。師云都加佐とは。最高處を云。契沖云。山のつかさ野のつかさ岸のつかさなど訓り。高き方を云へし。と云り。凡て官司と云は。もと最高處を云より出たるなるへし。然るを契沖がつかさとする意にて。高き方つかさとする云は。官司より云事にて未なるをや。野山司萬葉十に見え。野豆加佐十七又二十に見え。涯の官四に見ゆ。皆其高き處

を云りと聞ゆと云り。又私記に據て。オビトとも訓へし。私記に美也乃。此も記傳に。姓尸に某首と云をも然訓へし。私記にも忌部首讀於比止とあり。さて此はもと尊稱にて。大人の意なるへし。書紀に宇志れたるも。漢文の方に取ては叶はぬ字なれば。此大人と意の同じき故に。移して書れしものなるへし。尊みて云るは。允恭紀に首也余不忘矣。是對人をして云り。さて首長の意に云るは。景行卷に村之無長。邑之勿首。顯宗卷に縮見屯倉首。孝徳卷に村首。などあり。偕此首は。後世の官々。の長官の如くなるを云なり。と云り。○賜號於二神は。重胤云。猶賜職於二神と云むか如志。記には負名號とある是なり。偕此號と云義はしも。職掌と云るに同く。此に賜號とあるは。其稻田宮主神と云ふ。宮首の職掌行事を。任し給ふ御事を成れるなり。と云り。なほ上の大己貴神の御名。下に云る事とも合考へし。○稻田宮主神。記には且負名號稻田宮主須賀之八耳神とあり。素戔嗚尊の此名を賜ふ也。記傳云。稻田は須賀地の舊名なるへし。故稻田宮とも云けん。平田翁云。内山氏云。郷の里名とな。かゝれば。稻田比賣と云は。此に宮造て御婚坐るよりの名なるへきを。父の初に名告れり。後名を廻らして語傳へたるなり。主は首と同意なりと云り。また平田翁の一説によらば。稻田は職の義にて。しより。稻田宮とは云しなり。さらば此に賜號曰。稻田宮主神とあるはいかゞなり。柳を略し者とすへし。かくては此郷の住給ひ一書には始より。稻田宮主養狭之八箇耳ともあり。又一書にはこれを妻の名とも爲り。さて此神の御末は。平田翁云。杵築大社記に。八重垣神主佐草氏は。足名稚神の後也とも。佐久佐社八重垣明神也。能義郡佐久佐郷に坐す。本社は。稻田姫。素戔嗚神。大己貴命を合せ祭る。左右の社は。手摩乳脚摩乳を祭る。當社の神主佐草氏媒氏とも書り。稻田宮主後也とそ。とあり。○已而は。上に云るか如く。後度の御天降以來。清宮

に奇稻田姫と共に御坐々て。御兒大己貴神を令生賜へる後には。其御兒神の生立を。試させ玉ひ。其清宮をしも。譲り聞えさせ玉ひて。此大神の神功既に竟させおはしとて云る文なり。なほ其間にも種々の御事ともはありしを。今は已而二字に萬をこめて云るなり。○遂就於根國。此神元より根國に就ますへき事は。始二神の天命に定まり給へるか。其事に就て高天原に昇坐て。種々の御荒備も坐々けり。されど其後漸々に御心のみましては。前の御定のまに。遂に根國に入坐へきものと。功業を此御國に立まし。御子神等の御器量ある事をも見定玉ひて。遂に思欲しめす如く。根國に就坐りとなり。平田翁も云れし如く。此遂字いと力あり。軽く見過すへからず。なほ此事は第五一書に遂入に於根國。とある下に云ることとも参考して知へし。其に附て葦牙にも云れし如く。其間幾許の年序をか經にけん。いとものも久しき事なるへし。故始天上へ昇坐し時とは。此國土のさまも。漸變れる如くも思はるゝなり。神代の年序のいと長かりしこと。天地のさまも漸々に變りて。今世の如く成行けんと思はず。唯神代は神代とのみ思てあらは。神代人代といふ處に。疑あるへき事なりかし。

一書曰。素戔嗚尊自天而降。到於出雲簸之川上。則見稻田宮主簀狹之八箇耳。女子號稻田姫。乃於奇御戸爲起而生兒。號清之湯山主三名狹漏彦八島篠。

簀狹之八箇耳。記には負三名號。稻田宮主須賀之八耳神とあり。此は後に素戔嗚尊の賜ひし名を以て。語り傳へたる也。名義簀狹は地名。和名抄出雲國飯石郡須佐是なり。風土記云。須佐鄉郡家正西一十里。神須佐能袁命詔。此國者雖小國。處處在。故我御名者非着木石。詔而。即己命之御魂鎮置給之處。然。即大須佐田小須佐田定給。故云須佐。即有三正倉。平田翁云。大須佐田小須佐田は。大神御自の御名を預とある即是なり。須佐鄉宮内村に在て。大宮大明神と云ふ。これ須佐之男命なり。風土記抄にみゆ。式に飯石郡須佐神社と載されたり。須佐川。源出三郡家正南六十八里。琴引山。北流經來島波多須佐等三郷。入三神門郡。などあり。朝野群載に。伊石郡。風土記抄に。以宮内。爲郷標。伊朝原。反部。原田。入間。竹尾。穴見等。爲須佐郷とあり。されど重胤説に。此の簀狹は素戔嗚大神の素戔にて。右に引る須佐郷の如き。地名の謂には非ず。其始より。此大神の宮なる故に。其二神の名には。負せ玉へるにて。八箇耳と申すなん。此老夫婦二神の。本よりの御名なりける。記傳の須佐の説は誤なり。と云れたる。然る言なるへし。されは簀狹は神號なり。須賀は宮號なり。二神の名に續くる上も。此の差別ありと知へし。八箇耳。八は家なり。夜都古。美夜都古。などの夜都と同く。わが家人と親む辭。箇は助辭なり。この事は耳は美稱。萬葉十八。多々佐爾毛可爾母與己佐母。夜都故等會。安禮波安利家流。奴之能等能度爾。と詠る歌も。大伴池主か。宗家大伴家持の爲に。親しき夜都故なるよしを述しにて。夜都の意こと同し。○稻田姫。木に姫を媛に作る。今永享本に據て改む。下同し。○於奇御戸爲起は。隱處爲起なり。記傳云。久美度は夫婦隠り寐る處を云。久美は許母理の約りなり。朝倉宮段の大御歌に。伊久美波泥受云々。能

知母久美泥牟云々。此伊久美波泥受はイコモリハス隠者不コモリ寝ネにて。伊イハ久美泥牟もコモリ隠將コモリ寝也。又武烈卷歌に。耶陸能矩彌智ヤヘノクミカキ積ツキといふも。隱コモリ垣カキなり。都磨基微爾トモキミの基微も。久美と通ふ語なり。是等にて知へし。さて度は處トコロなり。興オコシテ而シテとは。女男交合する事を。如此言るなり。語の意は。先凡て事の始まりを。起りといひ。始むるを起すと云。されは此は御子を生給はむ事を。久美度にして始たまふ謂なり。男女交合するは。子を子を生生ハさる故に。此言は必御子を生坐生坐ことの端にのみ云て。たゞに交合する事のみにはへき事の起りなればなり。云る例なし。心を付て辨ふへし。とあり。また私記の訓に爲起而を。太々タタ只シテ天テンとあり。因て考るに。萬葉二十に。阿之可伎能アノシカキ。久麻刀爾多知豆クマトニタチマ。和藝毛古我ワゲモコカ。蘇豆毛志保々爾ソマモシホハニ。奈伎志曾母波由ナキシソモハユとある。この久麻刀は。即久美度にて。麻と美は通音即隱處なるへし。さらは此歌の續きによりて。此も久美度爾多々志豆マタマタシマと訓へし。多々志豆は。即多知豆也。其は隱處に立て。女男交合することを。古かく云りしものなるへし。まか見る時は。此言必子を生坐の端にのみ云り。とも云かたし。萬葉の歌を見て考へ知へし。さて記に興而とも書り。此も多々志豆と訓て妨なま。なほよく考へて定むへ志。○清之湯山主三名狹漏彦八島篠。記に故其櫛名田比賣コシナメ以モテ。久美度遷起而。所生神名謂ソナマシ八島士奴ヤシノ美神ミコトとあり。名義。重胤云。清は。須賀の宮處にして。謂ゆる稻田宮の地是なり。湯山主は。口訣に素ス鷲シウ有ユ湯山ユヤマ誕生地とあるは。然る事にて。稻田宮の所在。即此地なりければ。此處に生坐て。其主宰とおはし坐謂イハなり。纂疏にも。出雲清地有温泉。故爲ナ名ナと云り。倍ツクハ此清地はしも。而潮郷にて有けり。風土記に海潮郷の下に。東北須我小川之湯淵村。川中温泉。不用同川上毛間村。川中温泉出。不用

ある。此二の温泉共に不用レ號とあるは。湯山の内に屬るか故なり。此を以て地理を考るに。此郷は斐伊郡家より。正東二十六里三十三歩と有り。須我山御室山は共に。東北一十九里一百八十歩とあれば。凡三里百五十歩許の差有れば。此處にて海潮郷の正北に當るらむを。東北に須我小川の名あり。湯淵村毛間村は。其須我小川に屬る地なるを以て。即須我山の。湯山なる事を明らかに足れり。此を以て。須我山に。古に清之湯山と云名の。ありし事を知るへくなん有ける。又此由緒に因て。大己貴神はしも。温泉神にてわたらせ玉へる事の。微共有と雖も。此にては。紛亂ひて。くた／＼しければ。別に云てんと云り。三名狹是も地名か。記傳に。三名は美都奈と訓へし。美は御なり。坂を上古に佐とのみ云へは。狹も坂なり。といへり。なほ水に云漏ル。本にはロと訓レたり。正應本にはモルと訓り。従ふへし。されと義は未考えず。もしくは守などの義か。彦は稱辭。八島は字の如く。篠は知主チヌなるへし。それに就て。地神本紀に。素戔鳴尊云々相與アヒ遊合ユウカ爲シ妃ヒメ。所レ生ハ之ノ兒コ。大己貴神矣。亦名八島士奴美神。亦名大國主神。亦名清之湯山主三名狹漏彦八島篠。亦名清之繫名坂輕彦八島手命。亦名清之湯山主三名狹漏彦八島野。とあるに據は。まことには。大己貴命の亦御名なりけり。さてこそ。清之湯山に宮敷坐て。天下を造り。大八洲國を知給ふ御名は。負し賜にけれ。されは此御名は。大國主命と申すに。等しき御名義なり。と知へし。
式撰津國有馬郡温泉社を。湯山明神と申し。三輪明神也と云る説も。こゝに於よしあり。

一云。清之繫名坂輕彦八島手命。又云。清之湯山主三名狹漏彦八島野。此神五世孫。即大國主神。篠小竹也。此云斯奴。

清之繫名坂輕彦八島手命。名義。口訣に。繫名坂湯山也。とあり。實に然るへし。其に付て。繫本にカケと訓れと。古寫本共にカキと訓り。何れか然るへからむ。孝元紀に。河内青玉繫と云人みゆ。これは繫と云る例に引出たる也。記傳には。繫名坂は。都奈佐加と訓へし。繫はつなくの訓を取れるなり。かゝれば。かの美都奈佐の御を略るにて。同名なりと云り。なほよく考へし。輕は古人の名に多し。地名か。稱名か。通證に。稱。輕捷之男。とあり。らは速彦などと同じ義なるにか手は次に云。○彦八島野。記傳云。記に八島士奴美神とあるを。此紀に八島篠とあるは。美を省き。八島野と有は。知を畧き。美をも略きて。主とのみ云る也。八島手とあるは。手は根に通ひて。此も稱名にて例多志。○五世孫。此序次のこと。本書のもとに。記を引て已に云り。○大國主神。記の嫡后須勢理毘賣命の御歌に。夜知富許能。加微能美許登夜。阿賀淤富久邇奴斯云々とあり。此御名は。國々の國主神を總括りて。其君長とおはし坐るよしなり。重胤云。此大國主神と稱奉る御事は。天下を經營らし坐て。國土を主領き給ふよしの御名なるか故に。第六一書及記共に。大國主神。亦名云々と書されて。此御名を以て。主と立る事なるには。深き所以あるものなりけり。正書には。大己貴神と記されたる。此は其大神の本御名にて。惣てに亘れるを。此大國主神と申奉るは。御父大神の詔に。爲大

國主神と。依し玉へる御言を戴給ひて。終に其功業を成就し給へる御名にし有ければ。其數多おはし坐御名の中には。斯許り重く尊き御名は非りけり。と云れたり。なほ此御名の事。下の顯國玉神の下に。云ること考合すへし。

一書曰。是時素戔嗚尊下。到於安藝國可愛之川上也。彼處有神。名曰。脚摩手摩。其妻名曰。稻田宮主。簀狹之八箇耳。此神正在妊身。夫妻共愁。乃告素戔嗚尊曰。我生兒雖多。每生。輒有八岐大蛇來吞。不得一存。今吾且產。恐亦見吞。是以哀傷。

安藝國可愛之川。未詳。但し神武天皇甲寅三年。至安藝國。居于埃宮とあると。此と相似たる言なり。されど地理大に隔れは。こゝに由なきかことし。また通證に一説を録して云。山縣郡戸河内村有三十方村。攝雲石二州。其峻高。有三石窟。相傳太古大蛇居之。至今雲霧朦々。風雨不レ時。同郡有可愛淵。而源出三十方山とあるなん。然る大蛇の居處には有けめとも。此可愛之川にてありとは。たしかに云かたし。なほよく國人などに聞正すへし。然るに平田翁云。安藝を奮くアキと訓て。山陽道なる安藝國の事とせるは誤にて。其は藤原宣昌と云人の著はせる。鳥上二水考證と云書に。安藝國は夜須藝乃玖邇と訓へし。出雲風土記なる。意宇郡安來郡。郡家東南二十七里一百八十步云々とあるを云

り。郷を國といふこと舊證多し。今は能義郡に屬て。八杉郷と云ふ。即これなり。今云。風土記抄に。安來。市同。宮内。和田。里島。島田。六可愛之川とは。安來郷に經流る。伯耆の大川をいふ。其は出雲風土記に。伯太川。源村也と見えたり。今云。内山眞龍か。此風土記解に。河源なる母里郷に。今も細村と云あり。川下は。安來郷の北にて海に入る。里人は白田川といふ。其源は。仁多郡と能義郡との堺なる。風土記抄に。母理郷并尻川也。葛野山川尻中。折坂而東北。大村之堺也。と云へり。出仁多與意宇二郡。堺葛野山。上流經母理楯縫安來三郷入海。とある即是なり。今云。内山眞龍か。此風土記解に。河源なる母里郷に。今も細村と云あり。川下は。安來郷の北にて海に入る。里人は白田川といふ。其源は。仁多郡と能義郡との堺なる。風土記抄に。母理郷并尻川也。葛野山川尻中。折坂而東北。大村之堺也。と云へり。葛野山より出て。上流を伊志尾川といひ。北は母理安來などの郷を過て。伯耆國に入り。舟上米子などの地を經て海に入る。此を口根川といふ。伯耆國に流るる故に。此を伯耆の大川と稱ふ。葛野山は二郡の堺に在て。東南は鳥上峰と麓相近し。是を以て伊志尾川の源の。鳥上峰に遠からざるを知へしと云り。此考。風土記に。安來郷。神須佐乃鳥命天壁立廻坐之。爾時來坐此地而語。吾御心安平。成詔。故云安來。とあるに符ひて。甚珍き説なり。さて本書一書。又記に。巖之河上。又鳥上之峰に降り坐るよし見えたる。其は大蛇を斬玉へる事を。語り傳ふる因に云るなれば。安來に到著玉へる傳は。洩したるなり。然れども其始めて。渡り著玉へる地は。實に安來の地なりけんこと。來坐此而云々。とあるにて明らかなり。と云り。さて又重胤云。地神本紀には。安藝國可愛之河上在鳥上峰とあり。鳥上山は。巖方は。意宇郡可愛之河上鳥上地とも。云れざるには非ざり。然れば此時の事實を。今地云むには。尊天より先安來に降坐し。其より可愛之川。謂ゆる伯太川を。水の任に上り玉ひ。鳥上地なる其老夫婦二人の許に至坐し。其より大蛇を巖川上にて。退治させ玉へる運ひとなん見えたり可愛之川は。重胤云。江之川と云事なるへし。其は風土記に。意宇郡長江山とあるは。江山と云に長の言を冠らせたるものにて。其江之川は。長江之川の。長字の省かりたるを聞ゆれば。

同地なる事曉られたり。偕二水考證に。此水流の。母理郷を經と云に付て。母理郷那家東南三十九里一百九十步。所造天下大神。大穴持命。越八國平賜而。還坐時。來坐長江山云々とある。長江山は。那家東南五十里とあれば。其地より母理郷は西北に當りて。凡十里程の麓と聞ゆ。然れば伯太川の水源を。葛野山と云も。其長江山も。近き地なるらんを。其長江山よりの水も。共に流れ入るを以。其方を主として。今の安來郷迄を係て。其河名を江之川とは云けんを。其全體に取て云時は。伯太川にて。其上流を後に伊志尾川と云ひ。凡てを伯耆大川と云事と成て。古に可愛之川と云し舊名は。亡たりける者なるにこそ。と云り。猶よく考へし。○彼地有神。かくては大蛇を斬給ふも。可愛川上にての事と。聞ゆるか如くなれど。爾らず。上にも引る地神本紀に。安藝國可愛之河上在鳥上峰。とある是なり。老夫婦二神の所在はし。本書一書。又記にも。巖之川上なる鳥上之峰なればなり。○脚摩手摩。此傳。脚摩手摩を老翁の名とし。稻田宮主云々を。老婆の名とし。稻田姫此時未胎。てありとせしなどみな異なる傳なるへけれど。なほ誤なるへ志。○是以哀傷。啼哭ゆゑを問給ひしことをなくしては。是以といふ事いかなり。此本書にゆつりて。略かれたるものなれど。なほ言足はぬことらず。

素戔鳴尊乃教之日。汝可以衆菓釀酒入甕。吾當爲汝殺蛇。一二神隨教設酒。至產時。必彼大蛇當戶將吞兒焉。素戔鳴尊勅蛇曰。汝

是^レ可^レ畏^ル之^ノ神^ヲ敢^テ不^レ饗^フ乎^ニ乃^チ以^テ入^ル甕^ノ酒^ヲ每^レ日^ニ沃^ス入^ル其^ノ蛇^ヲ飲^ム酒^ヲ而^テ睡^ス素^ニ幾^ク鳴^ク尊^ヲ拔^キ劍^ヲ斬^ル之^ヲ

衆菓。和名抄。木實曰菓。日本紀私記云。古乃美。俗云久太毛乃。草實曰菓。和名久佐久太毛乃。とあり。今も葡萄酒。梅酒。某酒といふはあれと。此はいろくの菓にて。造れる酒にて。蛇を殺さむ爲なれば。尋常の酒にはあらしか。故一書に毒酒とあり。○酒八甕。山城風土記に。造八尋屋。堅八戸扉。釀八腹酒とあり。本書に作假殿八間。各置一口槽とあるに當りて。甕八口に。酒を醸せるを云なり。さて此八は大敷にはあらず。敷の八なり。重胤云。甕に腹と云は。祈年祭詞に。甕間高知。腹滿並氏云々。其外の甕間とある甕間は。甕上にて。酒を盛に。甕の高くして。外へも著明く見ゆる計なるを。高知と云ひ。又甕腹滿並とは。横へ太く。腹の廣こりたるに。酒を滿せて。並備ふるを云ふ古言にて。此なるも。酒八腹の義なるなり。とあり。和名抄瓦器類。甕本朝式云。甕美加。弁色立成云。大甕和名同上。又甕楊雄方言云。自關而東。甕謂之甕。毛太非とあり。平田翁云。毛太非彌加倍など。名は變れども。同物なり。今世に大なるをば加いかに。記に入侯遠呂智信。如言來とあるによらは。マコトニなど。よむへき所なり。山盛にも此を論じて。果とあるへきところなり。又大蛇の下に。來字あらまほしと云るも。さる言なり。又按に。右の一本なる亦とあるに依て。上に恐亦見と云る亦に照應する辭と見るへきか。口訣に不違先也。と注るは。

必字に就て云るなり。延佳説に。大蛇産毎に子を吞しかは。此度も必として。來る意なりと云る。是もいか。○當戸は。産屋の戸なるへし。○勅蛇。北野本勅を教に作る。○可畏之神。平田翁云。記に伊邪那岐命告桃曰。汝如助吾云とある類にて。切なる事に當りては。何にまれ。物言かくること。古も今もあることあり。欽明紀に。秦大津父と云人の。狼に汝者貴神云々といひ。膳臣巴提便と云人の。虎に汝者威神云々。と云るなどを思ふへし。と云り。○敢不饗乎。本の訓に據へし。重胤云。此は大蛇に。汝は可畏神にし在れば。懼り多けれども。饗を進めて持賞さむと詔へるなり。此敢字に甚く力を入れて見るへし。敢。字書に進爲也。と注して。懼らす強て物事を成す。と云り。○毎日沃入は。八の口毎になり。沃入給ふは。飲付んか爲と見えたり。私記に。久知期止爾以伊留と訓り。以伊留は曾々岐伊流と云に同じ。この詞源氏物語にもあり。今もいかけなと云伊是なり。又ソ、キイルとも訓へし。曾々岐伊流と云時は。水にて物を濯くか如く。沃き懸て口中に送るを云なり。今も口漱など云も。右に同じ。萬葉五。からしほを灌知布かこととある灌是にて。須々久曾々久など同言なり。

至^リ斬^ル尾^ヲ時^ニ劍^ヲ及^リ少^ク缺^ク割^リ而^テ視^ス之^ヲ則^チ劍^ハ在^リ尾^ノ中^ニ是^レ號^ス草^ノ薙^ノ劍^ト此^レ今^ニ在^リ尾^ノ張^ル國^ニ吾^レ湯^ノ市^ノ村^ニ即^チ熱^ノ田^ノ祝^ノ部^ノ所^ノ掌^ル之^ノ神^ト是^レ也^ト其^レ斷^ル蛇^ノ劍^ヲ號^シ曰^ク蛇^ノ之^ノ鹿^ト正^ス此^レ今^ニ在^リ石^ノ上^ニ也^ト

至_二斬_レ尾時_一は。重胤云。第二一書の如く。斬_レ頭斬_レ腹其斬_レ尾之時なと云へきを。此は其至_レ字を以て。頭より腹に。漸々に斬_レ下_レせる事を。知らせたる者なり。正書に。寸_二斬_レ其蛇_一至_レ尾と云も。其有_レ意は同じきをから。其は頭とも腹とも云はず。上より寸_二斬_レる由なるに。此は第二一書に合せて。委しき書しさと云へし。凡て物は委曲しく書しても。意の足はざる所有る物なるを云り。○是號草薙劍。かくては草薙と云號。當時にありし如く聞えて。少しいかなり。○此今在云々。第三一書に。此劍昔在_二素戔鳴尊許_一。今在_二於尾張國_一也。とあると同じ事なるを。片方を略かれたるものにして。右の昔在_レ字に對へて。書れたる如く。有_レ意して。讀むべき所なるなり。○尾張國。名義。神名式に。山田郡尾張神社。本國神名帳に。從三位尾張天神。一本尾張田に作り。又一本小針に作り。天野信景が集説に。今在_二春日井郡味岡莊小針村_一。此社祭_二天香語山命_一。本州中央之地也。蓋國名起_二於此處_一歟。尾張其實小墾也と云るは。續紀に。神護景雲二年十二月甲子。尾張國山田郡人從六位下小治田連_二藥等八人賜_二姓尾張宿禰_一と見え。萬葉十三。小治田之年魚道之水なともある。此に因れる説にて。甚尤なる事なり。されと予考には。此國名は。大倭國より起れりしものとあほし。其は神武紀戊午年條に。高尾張邑或本云。高尾張邑有_二赤銅八十泉帥_一云々。また巳未年條高尾張邑有_二土蜘蛛_一とありて。大倭國葛城郡なる舊名を。高尾張と云り。これそ國名の本なるへき。さるは。尾張連の氏人。此大倭の葛城より出て。彼國に下住し事有て。本居の名を取て。國名とせしなり。まつ尾張と高尾張と同じき由は。三代實錄九に。尾張國海部郡人其目連公宗氏。尾張

醫師其目連公冬雄等。同族十六人賜_二姓高尾張宿禰_一。天孫火明命之後也。とあるを以。尾張と。高尾張と。別ならざる事を知へし。また天孫本紀に。葛城尾治置姫と云人あるを以て。葛城尾張も同氏なる事をも知へし。名義は。重胤云。此地には謂ゆる。高天山の山尾の張出たるに。因れる名と通えたり。と云り。なほ記傳に云れたる説もありて。予か説と異なる事など。神武紀に云へし。○吾湯市村。吾湯市は。景行紀に年魚市とあり。萬葉も同し。即愛智郡なり。和名抄に阿伊知とあるは訛れるなり。○熱田祝部。神名式に。尾張國愛智郡熱田神社大神とあり。釋紀に所引。尾張國風土記曰。熱田社者。昔日本武命。巡_二歷東國_一。還時娶_二尾張連等遠祖宮酢媛命_一。宿_二於其家_一。夜頭向_レ廁。以_二隨身劍_一掛_二於桑木_一。遺_レ之入_レ殿。乃驚更往取_レ之。劍有_レ光如_レ神。不_レ把_二得之_一。即謂_二宮酢媛_一曰。此劍神氣宜_二奉_レ齋_一之爲_二吾形影_一。因以立_レ社。由_レ鄉爲_レ名也。先師説云。熱田社者。日本武尊留_二其形影天藁雲劍_一。爲_二此神體_一。可_レ謂_二日本武尊垂跡_一者也。とあり。此神劍の熱田に鎮坐せるよしは。景行紀に委_レく云。記傳云。熱田社は。東西二殿竝建て。其東方なるを。世に土用御殿と稱す。草薙劍を納奉る。或説に。土用御殿と云稱は。社の傳には。さらになき事なり。渡用御殿と云事あり。其を土用と云事あるへし。とまれかくま。さて西方なるを。正御殿と稱して。五座神を祭る。西より第一天照大神。第二須佐之男尊。第三倭建尊。第四宮實媛命。第五建稻種命にして。第三中央倭建尊を主とす。かの縁起にも。以_二熱田明神_一爲_二尾張氏神_一。宮酢媛。及建稻種命。大宮相殿神也。とあり。一説に。大宮日本武尊。東素戔鳴尊。南宮實媛命。西伊弉諾尊。北倉稻魂命。中央天照大神。と云るはいか。社傳にも違へり。さて八咫宮と申すは。熱田の内に別あり。式に八咫神社とある是なり。此は和銅元年に勅を以て新に神劍を造らしめ。別に齋奉らるる社なりとそ。水上宮と云は。かの火上姉

子神社にて。縁起に。宮酢媛下世之後。建_レ祠崇_ニ祭_ニ之。號_ニ水上姉子天神。其祠在_ニ愛智郡水上邑。以_ニ海部氏_一爲_ニ神主。海部是尾張氏別姓也。あり。さて此水上社の末社に常世社と云あり。宮酢媛の墓なりと。云傳へたり。又式に愛智郡上知我麻神社。下知我麻神社あり。和名抄に。千_チ羅_カ郷あり。此地なり。上知我麻社は。平止與命を祭ると云。俗に源と云り。按大神緣起附録云。正殿一字土用大夫宮と云。下知我麻社は。同命の夫人眞敷刀婢を祭ると云。俗に紀大夫宮といへり。殿一字。此殿者。藏_ニ草薙_一。二作_ニ渡用殿。鎮坐記云。熱田大神一坐。在_ニ尾張國吾湯市郡江崎松島千羅郷。合祭神一坐素戔鳴尊。相殿神三坐。日本武尊。宮實媛命。建稻種命。凡有_ニ五神_一。次第如上。全狀設_ニ別高座_一。以_ニ西爲_レ上。于_ニ東次第_一。元是_ニ二坐也_一。至于_ニ淨御原朝_一。加_ニ三坐_一。但相殿之内一機牀別座矣。注云。承和十四年三月七日。太政官符亦有_ニ神體五_一。さて弘仁十三年六月。尾張國熱田神。奉_レ授_ニ從四位下_一。と云より。貞觀元年正月奉_レ授_ニ尾張國從二位熱田神正二位_一。と云まで。次々位階を授奉りし事。史に見えたり。國_ニ熱田_一。正一位勳_ニ二熱田_一といふ義は。寬平緣起に。宮實比賣命。年老て。人々を集めて。社を建て。神劍を遷し奉らむと議りて。其社地を定むる時に。楓_{カウラ}木一株あり。自然に炎燒して。水田に倒れて。其田久しく熱かりし故に。其を熱田社と號く。尾張風土記には。楓木の炎燒せり。といふ事なく。固より見たり。とあり。祝部は此にては尸なり。其もと神を齋き祭るより。出たる尸なり。言義は重胤云。侍在_ニて。神社に侍らふ人を云稱なり。此は其古くよりある職と聞えて。神武紀に。和珥坂下有_ニ居勢祝者_一。廣見長柄丘岬有_ニ猪祝者_一。とあるは。巨勢神又井神。猪は_ニ仕る神部なりしなるへし。仲哀紀に。岡浦神崇_{カウ}ある所に。天皇則禱祈之。以_ニ挾抄者倭國_一。菟田人伊賀彦。爲_レ祝合祭。則船得_レ進。と有るも。御禱祈は外に在_ニて。御親_{ミミツカ}此を爲玉ひ。其神には近く祝を附置せ玉ひて。其祭祝を主らしめ玉へる。此を以て。波布理の待在なる事を知へし。武郷云。なほ記紀萬葉の歌。文どもをも引り。今省けり。此等を彙めて思ふに先神を齋

奉るを職として。其神託をも受奉り。人に神の御心を傳へて。誠しむるを以て。任と爲る事と聞えたり。職員令神祇官祝部。義解に。謂_ニ爲_ニ祭主_一贊辭_{スル}者也。其祝者。國司於_ニ神戶中_一簡定。即申_ニ太政官_一。若無_ニ戶人_一者。通取_ニ庶人_一也と見えたり。然れども。上古より有來る。止事なき御社の祝者はしも。然るへき由緒有_レて仕奉れるなれば。神戶を取れるにはあらず。此祝字は。今神祇官中臣宣_ニ祝詞_一の義解に。謂_ニ聞百官_一。故曰_ニ宣_一祝詞也。と有_レて用られたるもの也。波布理は侍在_ニて。君側_ニに在_レる人を。侍者と云ふ意味に。同じし事を曉りつへき者也かし。但祝詞式に。神主祝部と並へ云て。猶其上に神主の職あり。其主と云は。上古に政事を取程の人を云て。國造縣主の類はなり。祝部は其國務には拘はらず。唯祭祀禱請の事のみ預る故に。神と云り。さて記傳に。此社は世々。尾張連氏の以祭くことなるに。熱田祝部か所掌とあるは。疑はし。熱田祝部何なる姓にか。尾張連の内。此社を掌る者を。然稱しにやあらむ。縁起に。以_ニ尾張氏人_一。補_ニ神祝等職_一也。と云れたるはさる言にて。千秋家譜に。成務天皇六年。始置_ニ諸國郡縣邑造長首渠_一。以_ニ小止敷命_一。定_ニ尾張國造_一。專主_ニ於當國神祇_一云々。亦曰_ニ神主_一。とある文によれば。尾張國造にて。神主祝を掌れる。即熱田祝部なり。○所掌之神。鎌倉本秘閣本等に。ツカサトリマツルと訓り。従ふへし。重胤云。此は即祭神の主と爲て。仕奉るを云は。然る物にて。常には所祭と云を。其は唯神靈を祭祀の方のみに云て。此に所掌と云は。神實の事に係る所に。置る_レ紀の文法なり。垂仁紀に。勅_ニ物部十市根大連_一云々。仍令_レ掌_ニ神寶_一。とある是なり。また五十瓊敷命居_ニ於茅渟菟砥川上宮_一云々。俾_レ主_ニ石上神宮之神寶_一と見えたる。俾_レ主は令_レ掌なる事。前後に引る文に見合せて知へし。また五十瓊敷命謂_ニ妹大中姫_一曰。云々物部連等。至_ニ于

今^{ツカサトル}。治^ニ石上^一神寶^一。是其縁也。とあるも上に同じ。此治を掌に換て記れたるを合て。其神寶を主る神主と爲て齋奉る事を云ふ事知るべきなり。○蛇之龍正。次一書には蛇^{カササヒ}、韓鋤之劍とあり。この二名を合せて。名義を考るに。蛇之明^{アカラ}、眞鋤^{マササヒ}なり。明^{アカラ}とは。其劍の刃の光耀^{ヒカ}り赫^{ヒカ}くを云。鋤は眞美^{マサミ}なり。此身を通はせて比とも云。さて龍正は阿加良の加^カと。麻佐比の比^ヒを略き。韓鋤は阿加良の阿^アと。麻佐比の麻^マを略けるものにして。共に同名也。○今在石上。永享本三島本應永本に。石上の下。宮字あり。其方よろし。本の訓に。イソノカミノミヤとあるにても。脱たること知られたり。記傳云。石上は。一書に吉備神部許ともあるから。式備前國赤坂郡石上布都之魂神社これなり。と云り。まことに一わたりは。誰も然思はるれと。よく思へばさに非ず。其故は。さしも名高き倭なるをおきて。吉備なるをたゞに石上とは云てむや。若吉備のならば。必吉備石上などこそ云へけれ。されは猶倭の石上なるへし。さて推度りていはく。崇神卷六十年に。矢田部造遠祖武諸隅^{タケモロズミ}を御使として。出雲大神宮に。藏れる神寶を。召上て見給ふことあり。矢田部造は。姓氏錄によるに。物部氏の別なり。さて垂仁卷二十六年に。物部十市根大連に詔て。出雲の神寶を檢^{カマ}扱^{カハ}しめ。仍て神寶を掌らしむ。又八十七年の文に。同人石上の神寶を掌ること見ゆ。然れば。此須佐之男命の御劍。出雲神宮に藏れりしを。右の崇神垂仁の御時など。餘の神寶と共に。京に召上給ひて。其時よりや。石上に納^{ウケ}られたりけむ。此石上には。なほ種々の神寶を納^{ウケ}られし事。垂仁卷に見えたり。さて後に所以ありて。備前國へ遷し奉しなるへし。其時倭の本宮の名を取て。かしこをも。石上布都御魂神社とは申すならむ。いかにまれ。石上布都魂

と云名は。必倭より出たる事。明きをや。かゝれば。この紀又拾遺に。在^ニ石上^一と云るは。始倭に坐し時の傳。在^ニ吉備^一と云るは。遷^リ給ひて後の傳説なるへし。然るに備前の石上社傳説には。神劍は昔大倭の石上へ遷し奉りて。此社には在^ニま^一さ^一す。と云り。いかゞあらむ。と云り。按るに此説然るへし。猶いは宮とは云へからず。此字あるに付ても。大倭のなることしられ。又宮字脱たるものなること知られたり。式大和國山邊郡石上坐布留御魂神社。大。月次。相嘗新嘗。倭名抄。石上伊曾乃加美これなり。重胤もなほ云れけるは。此時の斷蛇の劍はしも。節^{フツ}、靈^{マヤ}と云稱のあるへくも非りけるを。後に此御劍を。此に移鎮^リられたれば。其本宮の號を。用たりけん事。右に引る記傳の説の如し。但し石上にては。往古より其十種神寶と共に。合せて祭來れるか。又は往古より。出雲に傳はれるを。崇神天皇御世に。京に召上られてより。其神宮にて祀來れるにも有んか。倭此を素戔嗚大神の御名を以て。其社に稱申さるへきに。然らぬは。其大和なる本宮の名を。其任に移されたるにて。此にても布都之魂神社とこそは申せりけれ。此は祭神の稱にも。又劍號にも非る者也。倭此に今在^ニ石上^一と云は。大和の方の事なるか。其劍を故有て。其吉備國に移されたりしより。唯其御魂のみを。留め祭られて。別に出雲建雄神社は。祀られたりし者とこそおほゆれ。然るに記傳に載られたる。備前の石上社傳に據て思ふに。其始出雲より京に召上させおはし坐て。彼石上神宮に。納玉へるを。其後に吉備神部の許に遷し奉れるより。本宮には。唯御靈のみを留祭られけるに。又故有て。再石上に遷し奉れるを以て。此にも今在^ニ石上^一と書され。此より後に出來る拾遺にも。今在^ニ石上神宮^一とは傳たりし者なるへからむ。右の出雲建雄神社は。石上神宮の南門内にあり。と云れたり。なほよく考へし。

是後以_二稻田宮主簀狹之八箇耳生兒_一眞髮觸奇稻田姬。遷_レ置於出雲國簸川上而長養焉。然後素戔嗚尊以_二爲妃而所生兒之六世孫_一。是曰大己貴命。

眞髮觸奇稻田姬。眞髮觸は。久志と云む發語なり。眞は髮を稱たる言。櫛は髮に觸るものなれば。如此冠らしむ。かの薦枕_{コモツク}高皇產靈神。天疎_{アマサカルムカフ}向津比賣命。などの如く。神名にも發語をおくは。上代の文のさまなり。さて姫字。本に媛に作るを。今永享本に因る。○遷置於出雲云々。此傳にては。安藝國可愛川上より。出雲國簸河上に遷し置て。長養し玉ひしなり。異なる傳なりけり。また。鳥上二水考證に。かの可愛川源なる萬野山は。仁多能義二郡の堺に在て。東南は鳥上峯と麓相ちかし。是を以て。伊志尾川_{川なり}源の源の。鳥上峯に遠からざるをしるへし。故奇稻田姫を。可愛川上より。簸河上に遷し置て。長養し給ひしは。其堺の近く接けるか故なり。とあるか如し。重胤云。此は鳥上地にて。女神を生るか。其より稻田宮に移せる事を云と所見たり。正書に。行覽_ニ時_ニ婚_レ之處。遂到_ニ出雲之清地_ニ云々。建_レ宮とある。此に當るへし。然るは右の清地は。風土記に謂ゆる。大原郡須我山にて。郡家東北一十九里一百八十歩とあれども。簸川も。當郡斐伊郷を經るに就て。名る所なれば。唯大凡に云時は。川上と云て違へる地理に非れはなり。風土記出雲郡云々。入_ニ神門水海_ニ。此則所謂斐伊河下也云々。此を以て見る時は。其出雲郡に至りて。斐伊河下なれば。其に對へて。出雲郡より上方は。何れも河上なること。云も更なりかしと云る。此説は如何あらん。さて此一書大蛇を斬給へる後に。八耳か生る稻田姫を長養し。妃として兒生給へるとあるは。始より云るか如く。誤れる傳なるへし。○爲妃。妃字をミメと訓るは。御妻の義にて。正妃をムカヒメと訓る對なり。妃は紀

中正妃。次妃。庶妃。など書別たれど。それは皇代紀の事なり。神代の御事は。後の例とも全く合せかたければ。後の定を以ては云かたし。此稱號の事は。神武紀に付て云へし。されは重胤も。此に奇稻田媛命の御事を。爲_レ妃と有たれはとて。後の妃夫人の倫にては。いかゞ御在し坐む。此大神に幸_レ奉れる女神も。猶此餘にも御在し坐れども。實の嫡后と申奉るは。此女神に渡らせ給ふ御事。申も更なりかし。式意宇郡熊野坐神社。名神大とある。其並ひに前神社とて御在し坐なん。此女神に渡らせ給ふへくなん有ければ。後の事を以。申さむには。謂ゆる正妃と坐し。又皇后にて渡らせ玉ふ御事。今更申さむも事舊にたり。と云れたり。○六世孫。一書また記にては。素戔嗚尊六世孫なるを。此に所生兒之六世孫とあるは。一世の異あり。されど山蔭に。古書に世嗣の數をいふに。其身より其身まで。計へたるもあれば。兒之六世孫と云るも。同じことにもあるへし。と云れたる言なり。其心して見るへし。

日本書紀通釋卷之十二

飯田武郷謹撰

第三一書

一書曰。素戔嗚尊欲幸奇稻田姬而乞之。脚摩乳手摩乳對曰。請先殺彼蛇。然後幸者宜也。彼大蛇每頭各有石松兩脇有山。甚可畏矣。將何以殺之。素戔嗚尊乃計釀毒酒以飲之。蛇醉而睡。素戔嗚尊乃以蛇韓鋤之劍。斬頭斬腹。其斬尾之時。劍及少缺。

姫本に媛とあり。今永享本に従ふ。先殺彼蛇云々。此上に八岐大蛇の生子を吞つることを略けるなり。重胤云。此にては。彼二神より。大蛇を退治させ玉へらむ事を。請奉れる趣にて。第二一書に。吾當爲汝殺蛇とありて。大神の御方より。進め詔玉へるに異なり。今何れか宜けんと考るに。正書なる二神の言に。所以哭者。往時吾兒有八箇少女。毎生爲八岐大蛇所吞。云々故以哀傷。とありて。其大蛇には及絶たる事として。手を束ねて。唯泣に哭居たるなめり。素戔嗚尊勅曰。若然者當以女奉吾耶。とあるは。此女をたに吾に奉らば。其因を以て。大蛇を退治させ玉はんと云意を。含

め玉へる御言なり。次に對曰。隨レ勅奉矣と見えたる。此所の文。事の略に過ぎたるへし。記に恐亦不覺御名。爾答詔。吾者天照大御神之伊呂勢者云々。自然坐者恐奉とある。此は唯其女神を奉るのみの。御對には非るへし。其故は第二一書に見えたる如く。汝の爲に。蛇を殺してむ。とは詔へる物の。其老夫婦の心には。如何危ふみ奉らざらん。其女神を乞玉ふに就て。御名を問奉れるに。甚も可畏き此大神に御在坐は。必定其大蛇を。退治させ玉ふへき御事を。心に知て。應へ奉れるものなりけらし。然れば。此と其とは。實に異なる傳の如しと雖。甚くことと云り。幸者。又云。此にては已に嫁玉ふへき程に。長ならせ玉へる趣なり。第二一書は。此と異にて。其大蛇の事を。語申せる頃間には。未有身せる時の事なるは。餘りなるを。此にては又其長なるに過たり。正書には。少童と有て。大神の往々后と爲させ玉はん御心坐に依てこそは。其父母に乞玉へりけれ。未婚の御事などは。此にては思はし寄せ玉はさりつる者なれど。甚正實に協へる者也。此も其有意は有なからに。文を簡に物爲られたる故に。然る細かなる事までには。行亘らぬか如くも見ゆめると云り。○宜也。記傳云。余祚牟は。余加良牟と云と。同くて。古は此格いと多かり。今京となりてもまゝあり。御看には。何よけん。また涙の。石松。石秀に生たる松をいふ。石と松と。二箇には非ず。○兩脇有山。蛇に脇とは。いかくなる様なれど。此蛇は尋常のとは異にて。さはかりの大蛇なるに。頭八尾八さへあれは。脇といふへき所も。ありしにこそ。重胤云。正書に獲。既於八丘八谷之間。と書されたるを以て。其長さを度るへく。此に兩脇有山。とあるを以て。其幅さを思ふへく。又此に二神の其狀を語りて。甚可畏と申し。尊の其大蛇に對ひて。汝是可畏之神。と勅玉へる以て。實に非常なる妖蛇なりけん事を。思ふへくなんありける。と云り。○毒酒。平田翁云。諸の菓を以て。八鹽折に醸たる酒を。猶毒く酔ふへく。つくり玉ひけん。と云り。重胤云。此毒酒はしも。酒を醸し玉ふことを。私記に。問何故必用菓醸酒哉。答是取集惡味毒菓。而釀之。以其醉人尤甚之故也。と見えたる。惡味毒菓と云は。後人の。此一書に合せ云る推量にして。始より然る毒物を以て。製らせ給ふには非ずと雖。其酒を以。度々に造返せるか故に。右に其醉人尤甚と云ふ。八醞の耐酒とこそは成れるなりけむ。本より其毒に中りて。自斃るゝを待せ玉ふには非ず。其酔て睡れるを伺ひて。屠殺させ玉はむとの。神策にて御在しますこと。諸の傳々を參考ふれば。甚著明かりけり。と云り。○蛇韓鋤之劍。名義。上の一書に云り。そこに云る如く。鋤は推古紀に。多智奈羅摩句禮能摩差比。私記に。眞劍。眞とよみ玉へる。大御歌の差比と同じく。眞身の義なり。さて佐比に。鋤字を作るは。記傳に。和名抄農耕具に。鋤鋤屬也。漢語抄云。佐比都惠とあれは。鋤をも佐比とも云しにやと云り。なほよく考へし。釋に。私記曰。問韓鋤之義如何。答。其形似鋤。故名之。今世之須岐須岐。去レ穢助。苗也と見え。加良須岐は。和名加良須岐。鑿田器也とあるこれなり。須岐にも此を以て。韓鋤猶言犁也。犁形犁。而斬蛇。故曰蛇韓鋤と云り。按に鋤に似たるも。犁に似たるも。カラスキとこそ云へきに。カラサヒと云には。故由外に必あるへきなり。さて又天武紀に。小子部組鋤と云人名もみゆ。又齊明紀に。膽振組此云伊浮犁婆陸と。○斬腹其斬尾。山陰云腹ある。此は佐比を佐聞と。通はし云り見え。なほ神武紀なる。鋤持神の下に云るをも考へ合すへし。○斬腹其斬尾。山陰云腹の下に。斬尾の二字あるへし。もし此二字なくは。其字を至にかふへし。と云り。さる言なり。

故裂尾而看之。即別有一劍焉。名爲草薙劍。此劍昔在素戔嗚尊許。

今在於尾張國也。其素戔嗚尊斷蛇之劍。今在吉備神部許也。其斬大蛇之地。則出雲簸之川上山是也。

看之。本に之字なし。今永享本永正本鎌倉本に依て補ふ。○昔在素戔嗚尊許。この事も既に上にいひつ。○在於尾張國。永享本北野本於字なし。○斷蛇。古今顯注所引本。斷を斬に作れり。○吉備神部は。式備前國赤坂郡石上布都之魂神社これなり。神部は本にカムトモノヲと訓たるにつきて。纂疏に。神部者掌神事而有其黨也。と注されたれど。かゝる稱有し事。古書に見えず。またカムへとよみて。神祇の被官に。神部三十人とある。諸氏の人かとも云へけれど。吉備神部許とのみにては。いかなる氏の人とも。さたかならず。もしくは地神本紀に。素戔嗚尊十一世孫。大鴨積命弟田々彥命。磯城瑞籬朝御世。賜神部直大神部直姓と見え。式に赤坂郡鴨神社。石上布都之魂神社。並坐を見れば。鴨氏の子孫。此の石上に仕奉りし事ありて。その氏人神部直の姓を玉はりしにもやあらん。さらば吉備神部と云るは。なほ氏をるへし。なほ同國津高郡兒島郡にも鴨神社あり。これらも由あるか考へし。さて此社に神劍の在し事。上に記傳の説を引て云り。吉備を。山陰に類案國史に寸載とあり。釋又纂疏に。或本に然ある由見えたり。然れば吉備。○其斬大蛇之地則。本に此七字脱たり。葦牙云。此七字は。故翁の本には。御本校正本といふ本に。此七字ありて。義明らかし。とあり。百樹か本には。春日所藏の古本とあり。通證にも必あるへき文なれば。今

補ふ。○出雲簸之川上山是也。重胤云。纂疏に所斬之蛇化之也。上云三蛇兩脇有山。蓋即此山乎と云る説は。文を活かせ。句を機かせ給へるものにして。千古の卓説なりと云り。

一書曰。素戔嗚尊所行無狀。故諸神科以千座置戸。而遂逐之。是時素戔嗚尊帥其子五十猛神。降於新羅國。居曾尸茂梨之處。乃興言曰。此地吾不欲居。遂以埴土作舟。乘之東渡。

素戔嗚尊の御天降は。前後兩度ありたりしよしは。此まで其處々に云置り。然るに此一書は。素戔嗚尊其御子五十猛神。共に天降らせ御在坐ける。前後の御事の。混同に成れるから。其差異の所見難きなめり。今又次々辨ふへし。○五十猛神の御名の訓。本にインタケルとあれど。神祇本源に引る。大宇秘府略記に。伊猛命とあるにて定むへし。偕五十は。八十などと同く美稱か。平田翁曰。出雲國仁多郡に。伊大社記に。伊我多氣大明神は。五十猛神是なりとあり。されは伊は殿の省語なるかと云り。猛は。神武紀に鼻帥此云多稽屋と注され。崇神紀に伊頭毛多鷄流。景行紀に。日本武尊など例いと多し。此五十猛神と申すは。御父大神に相亞て。武く強き稜威なりん。御在坐す大神には渡らせ玉ひける。又大屋毘古神とも申。又御名を韓國伊太氏神とも。申奉る御有功などは。出雲國意宇郡玉作湯神社。同社坐韓國伊太氏神社。平田翁云。伊太氏は伊太郎と通ひて聞ゆ。並々の神にしては。る也。谷川氏曰。韓國伊太氏神社蓋此神也と云り。尙式には右の外にも諸國にあまたあり。

え物せさせ玉ふましき御事なるを。想像り奉るへくなん有ける。記に見えたる。大穴牟遲神の。八十神の爲に窘められ玉へる時に。此大神の武勇を頼み参らせ玉へる事あるをも。思合すへくなん。有ける。

此事。大穴牟遲神の御母神の。速。遷於本國之大屋毘古神之御許。とある時の事を。云るなり。始天上に昇り坐る時など。帥て上り給へりとは見えす。それに就て。重胤説に。舊事紀異本に服狹雄尊娶三萬魂分姫(神皇產靈尊女)生兒五
たし。正しき傳也。大穴牟遲神の御子とあるに。此式に素盞雄命の御子とある事いと珍
し。大倭神社注進狀に。韓神者大己貴命少彥名命也。兩神經營天下。爲顯見蒼生。則定其療病之
方。或抄云。大己貴命少彥名命。神記曰。昔造葦原中國。詔。去往東海。今爲濟民更亦來歸。因以號兩
神云韓神。歟。古語外國云韓也。と云へるも。然る説に聞ゆれども。尙秘府略記の説に據へく所思
ゆる。と云れたり。此は尙よく考へし。○新羅は。出雲風土記に。栲衾志羅紀乃三埵。萬葉十五に。新羅奇
なと所見たれば。志羅紀の紀字清て訓へきなり。されど古書にも。紀字を省きて。記るもおほし。此國。崇神紀には鷄林とも書り。
重胤云。上章第三一書に。素戔鳴尊を逐奉らし。諸神の語に。故不可住天上。亦不可居於葦
原中國云々。乃共逐降去。と有も。此時は其韓地さへに。未國形を成さし程の事なれば。かく云て。

大地に住玉ふを。禁止め奉りて。其地下に在る。黄泉に逐奉れるなり。然るに其續きに。此大神の天
降坐し時。衆神同に距きて。留休め奉らざりしかは。其時なん韓地には。流離はれ御在坐したるを。其
地には距き奉る神も非りしか故に。遂に曾尸茂梨之處に御在坐し著せ玉ひけり。此時漸くに。此地の出
來初たりし證は。此大神を建邦之神と申し。此事欽明紀十五十猛神を。韓國伊太氏神と申すにて。著明
き事なり。若此より以前に。彼國の全整たらんには。建邦と云事は。徒事に非ずや。と云り。さる説な
り。さて新羅の建國。また新羅王の始祖などの事は。神功紀に云へし。○曾尸茂梨之處は。口訣に。荒芒地
猶云韓六之國。纂疏に。在新羅之地名。或説に。新羅國之邑名。などあれども。今詳ならざるな
り。重胤云。此曾尸茂梨の事に就て。度會延佳説に。按和名抄高麗樂曲。有蘇志摩梨。疑其地風俗之
歌曲乎。といひ。通證に。見林曰。高麗曲有廻庭樂。蓋素戔鳴尊所作樂也。遺音載在仁智要錄。今按
曾閱其舞圖。著葦笠以屈折。蓋摸素尊流離辛苦之體也。武卿云。この事白石雜考の中。樂考にも。蘇志摩梨統
に。此曲舞人の葦笠にて。舞ふと少ゆ。進雄尊。衆人に逐はれて。葦笠を束て。葦笠と爲
て。新羅に至り。曾尸茂梨の處に居玉ふ事。國史に出づ。此事を象りし舞なるへしとあり。と云るは然る説にて。西大寺資財
流記帳高麗樂具の中に。蘇志摩利縣笠二蓋。各見とある縣字は。通用にて懸笠ならん。先には思ひ
しかども。猶字の任に。縣笠にて。田舎人の用ゐる。下品の笠と云意なるへく。皂羅衣と云も。甚く
濫褻しき御有状を。摸し象れる者と所見たり。此等の事を思ふにも。此大神の五十猛神を帥て。此大
八洲國に降り玉ひ。後に彼土に到らせ玉へるに。違ひあるまじき者なりけり。上章第三一書に。乃共

逐降去。于時霖也。素戔嗚尊云々。辛苦降矣。とある時の御事なるを。辨ふへくなん有ける。と云り。○此地吾不欲居。彼國を建させ玉へれ共。居玉ふ事を願はしからず。所思せるにて。此は其住玉ふへき地を。更に究めさせ玉はむとなり。○以埴土作舟。平田翁云。埴土を以て。御舟を作たまへるなり。是に埴へて按へは。彼磐船と云しも。決めて同じ製りにて。埴以て作れるか。磐と化れる物と思はる。然るは諸國に。神世の石舟と稱ひ傳ふる物の多かるか。皆本より石をもて。作れる物とは見えす。埴もて作れるか。石に化れる状に見ゆ。と云へはなり。かくて後に。作樂大社記を見れば。大社の四方。龜山の麓に。天磐船あり。此は須佐之男命の埴を作りて。乘渡らせりし舟の石と化れる也。埴結同らして有と云り。○東渡。又云。新羅國は皇國より西に在る故に。彼國より皇國に渡り坐るを。東渡とは云いへり。と云り。さて重胤云。東渡より直に次の到出雲國簸川上所在鳥上之峰へ。文の續く所なれども。已に論定めたるか如く。必此間に其頃の事迹の文有つらむを。亡ひたりける者ならし。されは此東渡と云は。下文にみえたる如く。韓地より筑紫に渡り御在坐て。東方紀伊國に。始て到着せさせ玉はし坐けるにて。次一書に。素戔嗚尊曰。韓鄉之鳥是有金銀。云々乃拔鬚散之。即成杉。又拔散胸毛。是成檜。尻毛是成椀。眉毛是成檣。已而定其當用云々。夫須噉八十木種皆能播生。と有るは。此に凡大八洲國之内莫不播殖而成青山焉とあるも。一時の御事にして。此二柱神共に先に天降らせおはし坐ける程の御事はなり。此に繼て上章第三一書に。是後素戔嗚尊曰。諸神逐我。我今當永去云々。於是素戔嗚尊白日神曰。吾所以昇來者。衆神逐我以根國。今當就去。若不與姉相見。

終不能忍離。故實以清心。復上來耳云々。已而復還降焉。とある此文にて。先に天上より逐はれて。葦原中國に天降玉ひ。又國內の衆神に距かれて。新羅國に到著せ玉ひしか。更に興言して。東方筑紫に歸渡らせ玉はし坐て。大八洲國を盡に青山と成給ひ。天神の御子の御爲に。外國々をも。歸せ奉り玉ふへき事共をも。成控てさせ給ひて。今度は實に。永き御辭見を申させ玉ひ。先に生坐る五男神を奉らせ玉ひ。三女神をは賜はりて。出雲國に天降らせ玉へる。前度後度の御次序。分明しき御事也ければ。是を以て。此に乗之東渡と云より以下に。右等の事實を約たる傳のありつらんを。いかにしてか。脱たりし者也。とは定めて云事にて有けり。と云れたるは。實に委しき考なりかし。上にも條々云へし。

到出雲國簸川上所在鳥上之峯。時彼地有吞人大蛇。素戔嗚尊乃以天蠅斫之。斫彼大蛇。時斫蛇尾而及缺。即擘而視之。尾中有一神劍。素戔嗚尊曰。此不可以吾私用也。乃遣五世孫天葦根神。上奉於天。此今所謂草薙劍矣。

鳥上之峰。記に降出雲國之肥河上在鳥上地とあり。其地は風土記に。仁多郡鳥上山。郡家東南三十五